

国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員給与規程

平成22年4月1日規程第11号

国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員給与規程

目次

- 第1章 総則（第1条―第10条）
- 第2章 基本給及び年俸
 - 第1節 基本給（第11条―第18条）
 - 第2節 年俸（第19条―第30条）
- 第3章 手当
 - 第1節 扶養手当（第31条―第36条）
 - 第2節 住居手当（第37条―第43条）
 - 第3節 通勤手当（第44条―第51条）
 - 第4節 単身赴任手当（第52条―第58条）
 - 第5節 地域手当（第59条）
 - 第6節 役職手当（第60条）
 - 第7節 特殊勤務手当（第61条―第68条）
 - 第8節 附加職務手当（第69条）
 - 第9節 超過勤務手当等（第70条―第72条）
 - 第10節 宿日直等手当（第73条―第75条）
 - 第11節 役職職員特別勤務手当（第76条）
 - 第11節の2 支援団体業務手当（第76条の2）
 - 第12節 業績手当（第77条―第82条）
 - 第13節 医師手当（第83条―第85条）
 - 第14節 研究員調整手当（第86条）
 - 第15節 専門看護手当（第87条）
 - 第16節 医療専門資格手当（第87条の2）
- 第4章 給与の特例等（第88条―第102条）
- 第5章 規程の実施（第103条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員就業規則（平成22年規程第3号。以下「就業規則」という。）第71条の規定に基づき国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）の常勤職員及び任期付短時間勤務職員（就業規則第1条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同

じ。) (以下、常勤職員及び任期付短時間勤務職員を併せて「職員」という。) の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給、年俸及び手当とする。

2 基本給は、就業規則第33条に規定する勤務時間 (以下「正規の勤務時間」という。) による勤務に対する報酬であって、基本給月額とする。

3 年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。

4 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、支援団体業務手当、業績手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当及び医療専門資格手当とする。

(重複給与の禁止)

第3条 職員がセンターにおいて他の職と併任したときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(基本給及び月例年俸の支給)

第4条 月例年俸は、毎月1回、その月の月例年俸としてその額の12分の1の額 (以下「月例給」という。) を支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から基本給又は月例給を支給し、昇給、降給等により基本給月額又は月例給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給又は月例給を支給する。

3 職員が退職 (国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員人事規程 (平成22年規程第14号。以下「職員人事規程」という。) 第3条第10号に規定する退職をいう。以下同じ。) したときは、その日まで基本給又は月例給を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで基本給又は月例給を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により基本給又は月例給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給月額又は月例給額についてその期間の現日数から就業規則第40条の休日 (同規則第43条に規定する祝日法による祝日及び年末年始の休日並びに同規則第44条の代休日と重なった場合は、同規則第40条の休日とみなす。) の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与期間)

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給)

第6条 基本給及び月例給の支給定日 (以下本条において「支給定日」という。) は、

毎月16日とし、給与期間の月額的全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給日とする。

一 16日が日曜日に当たるとき 17日（17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「祝日」という。）に当たるときは、18日）

二 16日が土曜日に当たるとき 15日

三 16日が祝日に当たるとき 17日

2 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、役職手当、特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）、役職職員特別勤務手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当及び医療専門資格手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

3 特殊勤務手当（特殊業務手当を除く。）、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当及び支援団体業務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における基本給及び月例給の支給日に支給する。

4 業績手当（年度末賞与を除く。）及び業績年俸は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。

5 業績手当（年度末賞与に限る。）は、理事長の定める日に支給する。

6 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

7 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

（給与の即時払）

第7条 理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、本人又は権利者の請求があつたときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

一 本人が死亡したとき。

二 退職したとき。

2 前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 子

三 父母

四 孫及び祖父母

五 その他これらに準ずる者

（非常時払）

第8条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があったときは、第6条に規定する支給日以前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- 四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 第70条から第72条まで、第91条、第96条、第98条及び第98条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当及び研究員調整手当の月額、特殊勤務手当(放射線取扱手当及び特殊業務手当に限る。)の月額、医師手当の月額、専門看護手当の月額及び医療専門資格手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱い)

第10条 第4条第5項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- 2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第70条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第71条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第72条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額(第62条において「1時間当たり給与等」という。)を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、当該額に、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
- 3 一の給与期間の第70条に規定する超過勤務手当、第71条に規定する休日給及び第72条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計(それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の勤務に係る部分について、その部分ごとに各別に計算し合計)に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数、介護休業の時間数及び介護時間の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

第2章 基本給及び年俸

第1節 基本給

(基本給表)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 医療職基本給表（別表第1）
 - イ 医療職基本給表（一）
 - ロ 医療職基本給表（二）
 - ハ 医療職基本給表（三）
- 二 事務職基本給表（別表第2）
- 三 技能職基本給表（別表第3）
- 四 教育職基本給表（別表第4）
- 五 研究職基本給表（別表第5）
- 六 福祉職基本給表（別表第6）
- 七 療養介助職基本給表（別表第7）
- 八 専門技術職基本給表（別表第7-2）

2 前項の基本給表（以下「基本給表」という。）は、第19条に規定する副院長・部長・医長基本年俸表、副所長・部長・室長基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける職員以外のすべての職員（以下「基本給表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本給表		適用範囲
医療職基本給表	医療職基本給表（一）	医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用する。ただし、副院長・部長・医長基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（二）	薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表及び任期付職員基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（三）	助産師、看護師、及び准看護師及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表及び任期付職員基本年俸表の適用を受ける者を除く。
事務職基本給表		他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
技能職基本給表		技能的業務に従事する職員及び労務的業務に従事する職員に適用する。
教育職基本給表		国立看護大学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員に適用する。ただし、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。

研究職基本給表	専門的科学的知識と創意等をもって研究業務に従事する職員に適用する。ただし、医療職基本給表、副院長・部長・医長基本年俸表、副所長・部長・室長基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
福祉職基本給表	児童指導員、保育士、医療社会事業専門員及び総長が定めるものに適用する。
療養介助職基本給表	療養介助専門員、療養介助員及び理事長が定めるものに適用する。
専門技術職基本給表	診療情報管理士、システムエンジニア、データマネージャー、医学物理士及び理事長が定めるものに適用する。

- 3 基本給表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第8に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。
- 4 基本給表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

- 第12条 新たに基本給表適用職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。
- 2 新たに基本給表適用職員となった者の基本給月額は、前項の規定により決定された職務の級又は基本給表の号俸が別表第9に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第13条又は第14条の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第10に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。
- 3 初任給基準表は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
- 4 職員が一の職務の級若しくは基本給表から他の職務の級若しくは基本給表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは基本給表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。
- 5 その他新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の基本給月額は、理事長の定

める基準に従い決定する。

(昇格)

第13条 基本給表適用職員を昇格（職員の職務の級を同一の基本給表、副院長・部長・医長基本年俸表又は副所長・部長・室長基本年俸表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合の基本給月額、別表第11に定める昇格対応号俸表（以下「対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。

2 昇格の時期は、10月1日とする。ただし職員人事規程第13条の規定により昇任した職員については、昇任時にその者が従事する職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

(降格)

第14条 基本給表適用職員を降格（職員の職務の級を同一の基本給表、副院長・部長・医長基本年俸表又は副所長・部長・室長基本年俸表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸

二 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額の直近下位の額の号俸

三 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 理事長は、前2項の規定による職員の基本給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本給月額を決定することができる。

(昇給)

第15条 基本給表適用職員が現に受けている基本給月額（第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）を受けるに至ったときから、1月1日から12月31日までの期間（以下「昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下、この条において「昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に

昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数	
		管理職層	中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	V	6号俸	
勤務成績が特に良好	IV	5号俸	
勤務成績が良好	III	3号俸	4号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸	
勤務成績が良好でない	I	昇給しない	

二 55歳（医療職基本給表（一）又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
		管理職層・中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	V	4号俸
勤務成績が特に良好	IV	3号俸
勤務成績が良好	III	2号俸
勤務成績がやや良好でない	II	1号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、1月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 第1項各号に掲げる表における、管理職層、中間層及び初任層に該当する職員の区分は、別表第12に定める基本給表別職員層区分表に定めるとおりとする。
- 4 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 5 職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 6 前項までに規定する昇給は、センターの業務の実績が悪化した場合には、理事長が

定めるところにより、行わない場合がある。

(特別の場合の昇給)

第16条 勤務成績が特に良好な基本給表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合はこの限りでない。

一 業務上の災害により死亡した場合

二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

(再任用職員の基本給月額)

第17条 再任用職員(就業規則第80条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の基本給月額は、第12条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用される基本給表に定める再任用職員の基本給月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

(任期付短時間勤務職員の基本給月額)

第18条 任期付短時間勤務職員の基本給月額は、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に、就業規則第33条第1項ただし書により定められたその者の1週間についての勤務時間を就業規則第33条第1項本文に定める1週間についての勤務時間で除して得た数(以下「短時間勤務調整数」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第2節 年俸

(基本年俸表)

第19条 基本年俸表の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 副院長・部長・医長基本年俸表(別表第13)

二 副所長・部長・室長基本年俸表(別表第14)

三 任期付職員基本年俸表(別表第15)

四 院長等基本年俸表(別表第16)

2 前項の基本年俸表(以下「基本年俸表」という。)は、基本給表適用職員以外のすべての職員(以下「基本年俸表適用職員」という。)に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本年俸表	適用範囲
副院長・部長・医長基本年	医療業務に従事する副院長、部長、医長及び室長

俸表	の職を占める職員に適用する。
副所長・部長・室長基本年俸表	専門的科学的知識と創意等をもって研究業務に従事する副所長、部長、室長及び主任研究員の職を占める職員に適用する。
任期付職員基本年俸表	職員人事規程第8条第5項第一号又は同項第二号に規定する招へい型任期付職員に適用する。
院長等基本年俸表	院長、研究所長その他理事長が別に定める職を占める職員に適用する。

(初任給)

第20条 基本年俸表適用職員(任期付職員基本年俸表の適用を受ける職員(以下、「任期付職員基本年俸表適用職員」という。))及び院長等基本年俸表の適用を受ける職員(以下、「院長等基本年俸表適用職員」という。)を除く。)の職務の級は、その職務に応じ、別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表に定めるとおりとする。

2 新たに基本年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額(月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。)のうち、理事長の定める基準により決定した号俸とする。

3 任期付職員基本年俸表適用職員について、別表第15に掲げる号俸により難いときは、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定める基本年俸額とすることができる。

(昇格等)

第21条 基本年俸表適用職員(任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。)を昇格させる場合の基本年俸額は、別表第18に定める基本年俸表昇格等対応号俸表(以下「基本年俸表対応号俸表」という。)のその職員の昇格前の号俸(昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。)に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。

2 昇格の時期は、4月1日とする。ただし職員人事規程第13条の規定により昇任した職員については、昇任時にその者が従事する職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が基本年俸対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

4 同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動の時期は、当該欄の適用を受ける日とする。

5 医療職基本給表(一)又は研究職基本給表の適用を受ける職員を基本年俸表適用職員(任期付職員基本年俸表適用職員を除く。)に昇任させる場合の基本年俸額は、基本年俸表対応号俸表のその職員の昇任前の号俸(昇任した日の前日に受けていた基本給表の号俸をいう。)に対応する昇任後の号俸欄の号俸とする。

(降格)

第22条 基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）を降格させる場合におけるその者の基本年俸額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸
- 二 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額の直近下位の額の号俸
- 三 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸

2 理事長は、前項の規定による職員の基本年俸額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本年俸額を決定することができる。

(昇給)

第23条 基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）が現に受けている基本年俸額（第21条の規定により昇格した基本年俸表適用職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本年俸額）を受けけるに至ったときから、4月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「基本年俸表昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「基本年俸表昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	6号俸
勤務成績が特に良好	IV	5号俸
勤務成績が良好	III	3号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

二 55歳（副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	4号俸
勤務成績が特に良好	IV	3号俸

勤務成績が良好	Ⅲ	2号俸
勤務成績がやや良好でない	Ⅱ	1号俸
勤務成績が良好でない	Ⅰ	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、4月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 前年の昇給日後に新たに基本年俸表適用職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに基本年俸表適用職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 4 職員の基本年俸額がその属する職務の級における基本年俸の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 5 前項までに規定する昇給は、センターの業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第24条 勤務成績が特に良好な基本年俸表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本年俸額がその属する級における基本年俸の幅の最高額である場合はこの限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

- 2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

（月例年俸）

第25条 基本年俸表適用職員の月例年俸の額は、第20条から前条までの規定により定めた号俸に応じた月例年俸額とする。

（業績年俸）

第26条 基本年俸表適用職員の業績年俸の額は、年度単位で定めるものとし、第20条第2項に規定する場合を除き、理事長が定める基準により、当該職員の基本年俸表に定める業績年俸額に、前年度以前の当該職員の業務の実績を考慮の上、100分の80から100分の120までの範囲内で理事長の定める基準により理事長がその者に所属する職員の業績に応じて定める割合を乗じて得た額（同項に規定する場合は、同項の業績年俸額とする。）とする。

- 2 前項の業績年俸の額が、当該基本年俸表適用職員の基本年俸表における業績年俸額

に理事長の定める割合を乗じて得た額を超える場合は、その額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。

- 3 第1項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長が定める額を下回る場合は、当該理事長の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とすることができる。
- 4 昇格、同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動、降格又は昇給（以下「昇格・昇給等」という。）により、基本年俸表における業績年俸額が増減する場合は、昇格・昇給等前において業績年俸の額について基本年俸表における業績年俸額に対して増減されていた額を、昇格・昇給等後の基本年俸表における業績年俸額に対して増減して得られる額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
- 5 第31条の規定により扶養手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、当該手当の支給額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 6 第59条の規定により地域手当を支給されている職員、第86条の規定により研究員調整手当を支給されている職員又はこれらの手当の両方を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、これらの手当の支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 7 第1項から前項までの規定により得られた業績年俸の総額は、理事長が前年度のセンターの業績に応じて定める総額を超えてはならない。これを超える場合は、第1項の規定により業績年俸の額が増加した基本年俸表適用職員の当該増加した額を一定の率で減じることにより調整するものとする。
- 8 業績年俸は、6月1日及び12月1日（以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員（就業規則第70条の規定により自己啓発等休業をした職員をいう。以下同じ）、配偶者同行休業職員（同規則第70条の2の規定により配偶者同行休業をした職員をいう。以下同じ。）及び交流派遣職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第83条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第92条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。
 - 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（こ

れに相当する期間含む。)がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者

二 業績年俸に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、センターと協定を締結している法人の職員となった者(ただし、センターと当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。)

三 その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者を除く。)となった者(ただし、前号に該当する者及びセンターとそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。)

イ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫等職員(独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)第2条に規定する独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)の職員、独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成17年法律第71号)第2条に規定する独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「地域医療機能推進機構」という。)の職員その他の国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。)のうち理事長の定める者(以下「公庫・公団等職員」という。)

ホ 地方公務員(理事長の定める者に限る。以下第32条第3項を除いて同じ。)

ヘ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第2条第4項に規定する行政執行法人(以下「行政執行法人」という。)の職員のうち理事長が定める者(以下「行政執行法人職員」という。)

9 業績年俸の支給額は、6月及び12月に支給する場合とも、第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が定める額を減じて得た額)とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

10 当該年度の当該センターの業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中であっても、理事長が定めるところにより、当該センターの基本年俸表適用職員の業績年俸を減額する場合がある。

11 第9項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第8項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第101条の規定による懲戒解雇及び同規則第102条第1項の規定による諭旨解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し業績年俸を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、業績年俸に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による業績年俸の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俸の基準日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俸の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

第29条 任期付短時間勤務職員の月例年俸額は、第25条の規定にかかわらず、同条の規定による月例年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第30条 新たに任期付短時間勤務職員となった者の業績年俸額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による業績年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- 2 前項の適用を受けた職員の第26条第1項の規程を適用する場合においては、同項中「第20条第2項」とあるのは、「第30条第1項」と読み替えるものとする。

第3章 手当

第1節 扶養手当

(扶養手当)

第31条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員(以下「事務職8級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - 四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

二 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(支給額)

第32条 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員(以下「事務職7級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前条第2項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。(別表第24に定める各年度における扶養手当の手当額)

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(届出)

第33条 新たに職員となった者に扶養親族(事務職8級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第31条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

(確認及び決定)

第34条 理事長は、第33条第2項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 理事長は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第35条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、事務職8級以上職員等以外の職員から事務職8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第33条第1項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第33条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第33条第1項の規定による

届出に係るものがある事務職 8 級以上職員等が事務職 8 級以上職員等以外の職員となった場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがある事務職 7 級職員等が事務職 7 級職員等及び事務職 8 級以上職員等以外の職員となった場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職 8 級以上職員等以外のものが事務職 8 級以上職員等となった場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で事務職 7 級職員等及び事務職 8 級以上職員等以外のものが事務職 7 級職員等となった場合

七 職員の扶養親族たる子で第 3 3 条第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(事後の確認)

第 3 6 条 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第 3 1 条第 2 項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第 3 4 条第 3 項の規定を準用する。

第 2 節 住居手当

(住居手当)

第 3 7 条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法第 1 3 条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長の定める職員を除く。）
- 二 第 5 2 条又は第 5 4 条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っているもの

(支給額)

第 3 8 条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- 一 前条第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

- イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額
- 二 前条第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（届出）

第39条 新たに第37条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第40条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第37条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

（家賃の算定の基準）

第41条 第39条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

- 一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
- 二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

（支給の始期及び終期）

第42条 住居手当の支給は、職員が新たに第37条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第39条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その

日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。

- 2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

- 第43条 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第37条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第3節 通勤手当

(通勤手当)

- 第44条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤(職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。)のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- 二 通勤のため自動車その他次に掲げるもの(センターの所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
 - イ 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具
 - ロ 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 四 前3号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。
 - イ 住居が離島にある職員
 - ロ 労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号。以下「労災保

陰法施行規則」という。)別表第1に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

(支給額)

第45条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- 二 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
 - イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
 - ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
 - ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
 - ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
 - ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
 - チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
 - リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
 - ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
 - ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

フ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

2 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

3 前項の規定は、給与法第6条の俸給表の適用を受ける者、検察官、行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、国立病院機構若しくは地域医療機能推進機構その他理事長が定めるものに使用される者(以下「給与法適用職員等」という。)であった者から引き続き基本給表の適用を受ける職員となった者のうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めら

れるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用に係る事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。

- 4 第2項の規定は、次の各号のいずれにも該当する医師について準用することができる。
 - 一 医師の数が医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項第1号に定める員数に対して7割以下の病院に勤務する医師、またはこれに準ずる場合として医師確保が困難な状況にある病院に勤務する医師
 - 二 新幹線鉄道等による通勤にやむを得ない事情があると理事長が認める医師
 - 三 第2項の規定を準用とした場合、同項本文に定める要件（事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に係る要件を除く。）を満たす医師
- 5 前条第1号又は第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下「島等」という。）に所在する事業場で理事長が定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（理事長が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額
 - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前4項の規定による額

（届出）

- 第46条 職員は、新たに第44条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。
- 2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、前項と同様とする。
 - 一 事業場を異にして異動した場合
 - 二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

（確認及び決定）

- 第47条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第44条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第48条 通勤手当の支給は、職員に新たに第44条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第46条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 新たに基本給表又は基本年俸表（以下「基本給表等」という。）の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第44条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第45条の規定による支給額の改定を行うものとする。

4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。

5 第44条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。

6 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に国立研究開発法人国立循環器病研究センター旅費規程（平成22年規程第25号）による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。

7 第45条の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

(返納)

第49条 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

(事後確認)

第50条 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第44条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(支給単位期間)

第51条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

第4節 単身赴任手当

(単身赴任手当)

第52条 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項及び第54条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母若しくは同居の親族を介護すること。
- 二 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- 三 配偶者が引き続き就業すること。
- 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

3 第1項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
- 二 前号と同様に算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(支給額)

第53条 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額）とする。

2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。

3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | | |
|---|----------------------------|---------|
| 一 | 100キロメートル以上300キロメートル未満 | 8,000円 |
| 二 | 300キロメートル以上500キロメートル未満 | 16,000円 |
| 三 | 500キロメートル以上700キロメートル未満 | 24,000円 |
| 四 | 700キロメートル以上900キロメートル未満 | 32,000円 |
| 五 | 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 | 40,000円 |
| 六 | 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 | 46,000円 |
| 七 | 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 | 52,000円 |
| 八 | 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 | 58,000円 |
| 九 | 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 | 64,000円 |
| 十 | 2,500キロメートル以上 | 70,000円 |

（権衡職員の範囲等）

第54条 給与法適用職員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（人事交流等により基本給表等の適用を受ける職員となった者に限る。）その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前2条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

一 就業規則第78条第2項の規定により民間企業への出向を命ぜられた職員が職務に復帰したことに伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居

を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

三 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情に準じて理事長が次に定める事情（以下「理事長の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
イ 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学する場合。

ロ その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められるイに類する事情

四 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が次に定める特別の事情（以下「理事長の定める特別の事情」という。）により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転（給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった場合の当該適用及び就業規則第78条第2項の規定により民間企業への出向を命ぜられた職員が職務に復帰した場合を含む。以下この号において「異動等」という。）の直前の居住地（同一市町村内を含む。以下同じ。）に転居すること。

ロ 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。

ハ その他配偶者が職員と同居できないと認められるイ及びロに類する事情

五 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、理事長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在

勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七 第2号から前号までの規定中「事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い」とあるのを「給与法適用職員等から人事交流等により引き続き基本給表等の適用を受ける職員となったことに伴い」と、「異動又は事業場の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

2 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当(給与法適用職員等が受ける第52条又は前項各号に基づく単身赴任手当に相当する手当をいう。)の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

(届出)

第55条 新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類(住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類(これらの書類の写しを含む。))を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第56条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなけれ

ばならない。

- 2 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第57条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が第52条又は第54条第1項各号に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第55条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第58条 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

- 2 理事長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第5節 地域手当

(地域手当)

第59条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第19に定める地域手当支給区分表の支給事業場(以下、この条において「支給事業場」という。)に在勤する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分(以下、この条において「支給区分」という。)に応じて、当該各号に掲げる割合(以下、この条において「支給割合」という。)を乗じて得た額とする。

- | | | |
|---|-----|---------|
| 一 | 1級地 | 100分の20 |
| 二 | 2級地 | 100分の16 |
| 三 | 3級地 | 100分の15 |
| 四 | 4級地 | 100分の12 |

- 五 5級地 100分の10
- 六 6級地 100分の6
- 七 7級地 100分の3

- 3 支給事業場の支給区分及び支給割合は、別表第19に定める地域手当支給区分表の支給区分及び支給割合とする。
- 4 支給割合が100分の16以上の事業場以外の事業場に在勤する医療職基本給表(一)、副院長・部長・医長基本年俸表又は院長等基本年俸表の適用を受ける職員には、第2項の規定にかかわらず、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
- 5 支給事業場に在勤する職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合(これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。)において、当該異動の直後に在勤する事業場に係る支給割合(以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に係る支給割合(理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する事業場が支給事業場に該当しないこととなる時は、当該職員には、前項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前4項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間(第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。)、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する事業場を異にして異動した場合にその他理事長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。
 - 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。)
 - 二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 6 給与法適用職員等であった者が、引き続き基本給表等の適用を受ける職員となり、支給割合が100分の18の支給事業場以外の事業場に在勤することとなった場合において、次の各号のいずれにも該当する職員で、基本給表等の適用を受けることとなった日(以下この項において「適用日」という。)前2年以内の給与法適用職員等として勤務していた期間(常時勤務を要する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この項において「対象期間」という。)を基本給表等の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要

件を具備することとなるものに、地域手当を支給する。

- 一 人事交流等により基本給表等の適用を受ける職員となった者であること。
 - 二 対象期間に人事院規則9-49（地域手当）第2条に規定する地域において勤務していた者（適用日前2年間以内の期間において、かつて基本給表等の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き給与法適用職員等となったものにあつては、当該期間に支給事業場において勤務していた者）であること。
- 7 地域手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第6節 役職手当

（役職手当）

第60条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員、独立して職務を行うことのできる職員及びこれらに準ずる職員に対して支給する。

- 2 前項の職員は、別表第20に定める役職手当適用区分表（以下「役職手当適用区分表」という。）に掲げる職名を占める職員とする。
- 3 役職手当の月額は、役職手当適用区分表の区分に応じ同表に定める額とする。
- 4 役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。
- 5 役職手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 6 役職手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

第7節 特殊勤務手当

（特殊勤務手当）

第61条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
 - 一 放射線取扱手当
 - 二 夜間看護等手当
 - 三 ヘリコプター搭乗救急医療手当
 - 四 防疫等作業手当
 - 五 救急医療体制等確保手当
 - 六 特殊業務手当
 - 七 国際緊急援助手当
 - 八 臓器移植派遣業務手当
 - 九 手術等従事手当

（放射線取扱手当）

第62条 放射線取扱手当は、職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において同規則第2条第3項に掲げられた業務に従事し、1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが同規則第8条第3項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1月につき7,000円とする。

3 第1項に規定する測定に係る確認ができないため、放射線取扱手当を次の給与期間に支給できないときにおいては、放射線取扱手当に係る1時間当たり給与等を算定する際に、第9条及び第10条第2項の規定にかかわらず、理事長が定める算定方法によることができる。ただし、第9条及び第10条第2項の規定により算定する場合よりも不利とすることはできない。

（夜間看護等手当）

第63条 夜間看護等手当は、深夜において行われる業務に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる時間数（就業規則第41条第2項の規定により指定された勤務（同規則第42条第1項の規定により勤務の指定が変更された場合の勤務を含む。）の始業時刻から終業時刻までの時間数のうち深夜に係る時間数をいう。）の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職種の区分	時間数の区分			
	7時間	4時間以上 7時間未満	2時間以上 4時間未満	2時間未満
医師又は 歯科医師	9,900円	4,800円	4,300円	2,900円
助産師、看護師 又は准看護師	10,000円	5,500円	4,500円	3,000円
その他の職種	6,000円	2,900円	2,600円	1,800円

3 助産師、看護師又は准看護師（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第44条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による通勤手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（当該通勤のためセンターの所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金等の一部又全部をセンターが負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に

定める額を加算した額とする。

- 一 通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の職員 380円
 - 二 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円
 - 三 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1,140円
- 4 助産師、看護師又は准看護師が専ら夜勤に従事する場合（1回の夜勤が16時間、かつ1ヶ月の夜勤回数が8回以上の場合に限る）の第1項の業務に係る手当額については、第2項の規定にかかわらず、同項に定める額に2,000円を加算した額とする。

（ヘリコプター搭乗救急医療手当）

第64条 ヘリコプター搭乗救急医療手当は、職員（副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、ヘリコプターに搭乗して、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 ヘリコプターを用いた救急医療において、機内等で行う診療等の業務
 - 二 ヘリコプターを用いた患者搬送において、機内で行う診療等の業務
 - 三 前二号の業務に係る訓練
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した回数1回につき、次の各号に定める額とする。
- 一 副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表(一)の適用を受ける職員 5,000円
 - 二 医療職基本給表の適用を受ける職員(第1号に掲げる者を除く。) 3,000円
- 3 次の各号に該当する場合には、前項の手当の額に、当該額に当該各号に定める支給割合を乗じた額を加算するものとする。
- 一 1回のヘリコプターへの搭乗時間が2時間を超える場合 100分の100
 - 二 理事長が定める場合 理事長が定める割合

（防疫等作業手当）

第65条 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに人事院がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員のうち医療職俸給表（一）及び副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職員以外の職員が感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

（救急医療体制等確保手当）

第66条 救急医療体制等確保手当は、医師、歯科医師又は助産師である職員が次項又は第6項に規定する業務に従事した場合（第5項及び第7項において準用する場合を

含む。)に支給する。

- 2 次の各号に掲げる病院（理事長が定めるときはその一部）において、医師又は歯科医師である職員が、各病院の診療時間外（第4項各号に掲げる時間帯をいう。）に救急外来患者に係る1時間以上の診療業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。本条において同じ。）に従事した場合は、当該診療業務に従事した回数1回につき、次項に定める額を支給する。
 - 一 所在する地域において第3次救急医療を担当する病院
 - 二 所在する地域において第2次救急医療を担当する病院
 - 三 前2号に準ずるものとして理事長が定めるもの
- 3 前項の額は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる額とする。
 - 一 第2号及び第3号に掲げる場合以外の場合 6,000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は3,000円）
 - 二 次の診療業務に従事した場合（次号に該当するものを除く。） 12,000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は6,000円）
 - イ 前項第1号に該当する病院において、第3次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
 - ロ 前項第2号に該当する病院において、第2次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
 - 三 前号イ又はロの診療業務に従事した時間（次項第2号に掲げる時間帯のものに限る。）が8時間以上の場合 18,000円
- 4 第2項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに1回とする。
 - 一 休診日（祝日、年末年始の休日、土曜日若しくは日曜日に限る。）の午前8時30分から午後5時15分までの間又は休診日以外で理事長が定める時間帯
 - 二 午後5時15分（診療時間の終了時刻が午後5時15分より後の場合は当該時刻）から翌日午前8時30分（診療時間の開始時刻が午前8時30分より前の場合は当該時刻）までの間
- 5 第75条第2項に規定する救急呼出（同条第3項に該当する場合及びこれに準ずるものを含む。）により、第2項に規定する診療業務に従事した場合は、前3項の規定を準用する。
- 6 医師が分娩業務（当該業務に際して行われる業務で理事長が定めるものを含む。）に従事した場合は、当該業務に従事した回数1回につき、10,000円を支給する。
- 7 前項の規定は、理事長が定める要件に該当する助産師について準用する。

（特殊業務手当）

- 第67条 特殊業務手当は、別表第21に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の種別欄に掲げる職員に対して支給する。
- 2 前項の手当の額は、1月当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じた月額欄に定める額とする。
 - 3 特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務し

なかった場合には特殊業務手当は支給しない。

4 特殊業務手当の支給は、第4条の規定を準用する。

(国際緊急援助手当)

第68条 国際緊急援助手当は、職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号。以下「国際緊急援助隊法」という。）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一 国際緊急援助隊法第2条に規定する国際緊急援助活動（次号に掲げる業務を除く。）

二 国際緊急援助隊法第2条第3号に掲げる活動として行う調査又は助言（災害の現場において行う業務を除く。）

三 国際緊急援助隊法第3条第3項において準用する同条第2項第2号に掲げる輸送

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額（同項第1号又は第2号の業務のうち、心身に著しい負担を与えると理事長が認める業務に従事した場合にあっては、当該各号に定める額にその100分の50（現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると理事長が認める場合にあっては、100分の100）に相当する額を超えない範囲内において理事長が定める額を加算した額）とする。

一 前項第1号の業務 4,000円

二 前項第2号の業務 3,000円

三 前項第3号の業務 1,400円

3 同一の日において、第1項第1号の業務及び同項第2号の業務に従事した場合にあっては同項第2号の業務に係る手当を、同項第1号の業務及び同項第3号の業務に従事した場合にあっては同項第3号の業務に係る手当を支給しない。

(臓器移植派遣業務手当)

第68条の2 臓器移植派遣業務手当は職員が臓器移植にかかる次の業務に従事した回数1回につき、次項に定める額を支給する。

一 移動を伴う移植にかかる臓器・組織摘出手術

二 前号に準ずるものとして理事長が定めるもの

2 前項の額は、次の各号に掲げる職種に応じて当該各号に掲げる額とする。

一 医師 18,000円

二 医師以外の医療職 13,500円

(手術等従事手当)

第68条の3 医師又は歯科医師が、理事長の定める手術等を実施した場合は、理事長の定める額を支給する。

第8節 附加職務手当

(附加職務手当)

第69条 附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務(本務)以外の理事長の命令により特に附加された職務(附加職務)のうち、地方公共団体等の要請等による診療援助の業務等理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

第9節 超過勤務手当等

(超過勤務手当)

第70条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、第4項を除き適用しない。

2 超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の150

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の160

3 正規の勤務時間を超えて勤務した時間(以下、この項において「超過勤務時間」という。)が1箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間に対しては、前項の規定にかかわらず勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の175)を乗じて得た額とする。ただし、就業規則第48条に規定する代替休暇を取得した場合は、60時間を超えた超過勤務時間のうち当該代替休暇に相当する超過勤務時間については、前項の規定による額とする。

4 役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、第2項第1号ただし書、第2号ただし書及び前項ただし書を適用する。

(休日給)

第71条 就業規則第34条第3項に規定する祝日法による祝日(同規則第44条の規定により代休日を指定されて、当該祝日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該祝日に代わる代休日。以下「祝日法による祝日等」という。)、同規則第34条第3項に規定する年末年始の休日(同規則第44条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)又はこれらの日に準

ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、適用しない。

(夜勤手当)

第72条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第10節 宿日直等手当

第73条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 宿日直手当
- 二 救急呼出待機手当

(宿日直手当)

第74条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 医師の宿日直勤務 21,000円
- 二 医師以外の宿日直勤務 5,900円

2 前項の勤務は、第70条から第72条までの勤務には含まれないものとする。

(救急呼出待機手当)

第75条 理事長が定める要件に該当する病院において、救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員（副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）には、その待機1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間（救急呼出により勤務した時間を含む。）が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表（一）の適用を受ける職員 5,000円
- 二 医療職基本給表の適用を受ける職員（第1号に掲げる者を除く。） 2,000円

2 前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間（祝日法による祝日等又は年末年始の休日等を含む。）において、救急医療等の業務（理事長が定めるものに限る。）の

必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。

- 3 時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第1項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

第11節 役職職員特別勤務手当

(役職職員特別勤務手当)

第76条 役職職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第40条の規定に基づく休日又は祝日法による祝日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合（次号による勤務及び深夜に勤務した場合を除く。）
- 一の二 役職手当の支給を受ける職員（副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、前条第1項の要件に該当する病院において、次に定める勤務を行った場合（深夜に勤務した場合を除く。）
- イ 宿日直勤務を行っている際に、診療等の業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。）を行った場合
- ロ 前条による救急呼出により勤務した場合
- ハ イ又はロに準ずるものとして理事長が定める勤務を行った場合
- 二 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合
- 三 前号に準じる場合であると理事長が認めた場合
- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号及び第1号の2の場合 前項第1号及び第1号の2の規定による勤務1回につき、次の表の区分に応じた、当該区分の支給額
- イ 役職手当の支給を受ける職員のうち副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職員

区 分		支給額（6時間を超える勤務の場合）
役職手当 の種別	一種	15,500円（23,250円）
	二種	14,000円（21,000円）
	三種	12,500円（18,750円）

- ロ 役職手当の支給を受ける職員のうちイ以外の職員

区 分		支給額（6時間を超える勤務の場合）
	一種	12,000円（18,000円）
	二種	10,000円（15,000円）

役職手当 の種別	三種	8,500円(12,750円)
	四種	7,000円(10,500円)
	五種	6,000円(9,000円)

ハ 任期付職員基本年俸表適用職員

区 分	支給額(6時間を超える勤務の場合)
7号俸以上	12,000円(18,000円)
5号俸・6号俸	10,000円(15,000円)
3号俸・4号俸	8,500円(12,750円)
2号俸以下	7,000円(10,500円)

ニ 院長等基本年俸表適用職員

区 分	支給額(6時間を超える勤務の場合)
	18,000円(27,000円)

二 前項第2号及び第3号の場合 前項の手当の支給を受ける職員の属する職務の級における最高号俸の基本給月額又は月例給額に100分の10を乗じて得た額を最高限度として理事長の承認を得て定めた額

- 3 第1項第2号又は第3号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職職員特別勤務手当は支給しない。
- 4 第1項第2号又は第3号の規定による役職職員特別勤務手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 5 第1項第2号又は第3号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職職員特別勤務手当を減額する場合がある。

(支援団体業務手当)

第76条の2 支援団体業務手当は、職員が医療法第6条の11第3項の規定に基づき、次に掲げる業務(理事長が認める場合に限る。)に従事したときに支給する。

- 一 医療法第6条の11第1項の規定に基づく医療事故調査のための委員会への委員としての参画
 - 二 前号に掲げる業務以外の支援業務
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号の業務 20,000円

二 前項第2号の業務 10,000円

3 同一の日において、第1項第1号の業務及び同項第2号の業務に従事した場合にあっては同項第2号の業務に係る手当は支給しない。

第12節 業績手当

(業績手当)

第77条 業績手当は、センター及び職員の業績に応じて支給する。

2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。ただし、第1号及び第2号の規定は、基本年俸表適用職員には適用しない。

- 一 基礎的支給部分
- 二 業績反映部分
- 三 年度末賞与

(基礎的支給部分)

第78条 基礎的支給部分は、6月1日及び12月1日(以下この条から第81条まで、第94条及び第95条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第83条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員(第92条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。)についても同様とする。

- 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者
- 二 業績手当(年度末賞与を除く。)に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、センターと協定を締結している法人の職員となった者(ただし、センターと当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。)
- 三 その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者を除く。)となった者(ただ

し、前号に該当する者及びセンターとそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。)

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫・公団等職員

ホ 地方公務員

ヘ 行政執行法人職員

2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（役職手当の支給を受けている職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

5 事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務が係長以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮してこれに相当する職員として当該各基本給表につき理事長の定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に理事長の定める職名の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の基礎的支給部分算定基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第79条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当

該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第101条の規定による懲戒解雇及び同規則第102条第1項の規定による諭旨解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第80条 理事長は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1

年を経過した場合

- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(業績反映部分)

第81条 業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員（休職にされている者（第92条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。）に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の業績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第83条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（次に掲げる職員を除く。）についても、同様とする。

- 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において休職にされている者（第92条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者
- 二 業績手当（年度末賞与及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、センターと協定を締結している法人の職員となった者（ただし、センターと当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）
- 三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及びセンターとそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）
 - イ 給与法の適用を受ける職員
 - ロ 検察官

- ハ 特別職に属する国家公務員
- ニ 公庫・公団等職員
- ホ 地方公務員
- ヘ 行政執行法人職員

2 業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める業績反映部分の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えない範囲内で理事長が前年度のセンターの業績に応じて定める総額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員（第3号に掲げる者を除く。）

当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員（第4号に掲げる者を除く。）

当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の80を乗じて得た額の総額

三 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける再任用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

四 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない再任用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3 前項の業績反映部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

4 各職員の業績反映部分の額は、当該職員の業績反映部分算定基礎額に第2項各号に掲げる職員の区分ごとに理事長が定める割合を乗じた額を超えることができない。

5 第78条第5項の規定は、第2項の業績反映部分算定基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第81条第3項」と読み替えるものとする。

6 前2条の規定は、第1項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この場合において、第79条中「前条第1項」とあるのは「第81条第1項」と読み替えるものとする。

（年度末賞与）

第82条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の医業収支が特に良好な場合に、3月1日（以下この条、第94条及び第95条において「基準日」という。）に在職する職員（休職にされている者（第92条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。以下この条において同じ。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第6

6条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。）に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、第6条第5項に定める支給日に支給する。

2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該年度の医業収支の状況により定めた総額を超えてはならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第101条の規定による懲戒解雇及び同規則第102条第1項の規定による諭旨解雇の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）

三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

第13節 医師手当

（医師手当）

第83条 医師及び歯科医師に医師手当を支給する。

2 医師手当は、定額部分と加算部分との合計額とする。

3 医師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

（定額部分）

第84条 定額部分は、次に掲げる職を占める職員に支給する。

- 一 医療職基本給表（一）又は副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職務
- 二 前号以外の基本給表又は基本年俸表（任期付職員基本年俸表を除く。）の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする次に掲げる職務（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者の占める職に限る。）
 - イ 研究職基本給表又は副所長・部長・室長基本年俸表の適用を受ける職務
 - ロ イ以外の職務

2 定額部分は、次に掲げる支給種別に区分して支給する。支給種別の区分は、別表第22に定める医師手当（定額部分）支給種別区分表による。

- 一 一種から三種 前項第1号に該当する職
- 二 四種 前項第2号イに該当する職
- 三 五種 前項第2号ロに該当する職

3 定額部分の額は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に応じ、前項の区分による別表第23に定める医師手当（定額部分）月額表の額を月額とし、その額を当該年度の間支給する。

4 前項により定額部分を支給している事業場（以下「併任元」という。）を異にする事業場（以下「併任先」という。）に併任されている職員（以下「併任職員」という。）に対しては、第2号の額が第1号の額を超える場合には、前項の定額部分の支給とは別に、併任先において、第2号の額から第1号の額を差し引いた額を併任職員が併任先に勤務した日数に応じて支給する。

- 一 併任職員の併任元において支給されている定額部分の別表第23の額
- 二 併任職員の併任先を併任元とした場合に支給されることとなる定額部分の別表第23の額

（加算部分）

第85条 加算部分は、次に掲げる資格を有する職員に、職務にその資格が直接役立つと認められる場合に支給する。

- 一 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格並びにこれに準ずると理事長が認めるもの
- 二 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師に対する指導を行う医師である臨床研修指導医
- 三 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する産業医

2 加算部分の額は、職員の有する前項の資格の数に5,000円を乗じた額とする。ただし、その額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。

3 加算部分は、職員となったときに第1項の資格の状況を確認し、第1項の資格を有する場合には、前項の額を月額として支給する。職員となった後に第1項の資格を有

した場合は、その資格を有したときから前項の額を月額として支給する。

第14節 研究員調整手当

(研究員調整手当)

第86条 科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表又は副所長・部長・室長基本年俸表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められるセンター（第59条の規定による地域手当の支給割合が100分の10以上であるものを除く。）に勤務する研究員には、研究員調整手当を支給する。

2 研究員調整手当の月額は、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の10から第59条の規定による地域手当の支給割合を減じた割合を乗じて得た額とする。

第15節 専門看護手当

(専門看護手当)

第87条 専門看護手当は、次のいずれかに該当する場合に支給する。

一 次のいずれにも該当する者

イ 理事長が指定する専門看護師又は認定看護師（以下「専門・認定看護師」という。）として認定されている者

ロ 専門・認定看護師として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる看護師長等である者

二 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第2号）第37条の2第2項第1号に規定する特定行為の対象となる行為・業務を行う看護師長等である者

2 前項の手当の額は、専門看護師については5,000円、認定看護師については3,000円、前項第2号に該当する者については4,000円とする。

3 専門看護手当は、職員となったときに第1項に該当するか確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。

4 専門看護手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第16節 医療専門資格手当

(医療専門資格手当)

第87条の2 医療専門資格手当は、医療職基本給表（二）の適用を受ける職員であつて、次のいずれにも該当する場合に支給する。

一 以下のいずれかの資格を有する者であること

イ 一般社団法人日本医療薬学会が認定するがん専門薬剤師

ロ 日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定する放射線治療専門放射線技師

- ハ 認定臨床微生物検査技師制度協議会が認定する認定微生物臨床検査技師
 - 二 前号の資格が直接役立つと認められる以下の業務に従事している者であること
 - イ 前号イの資格として認定されている分野の薬剤業務を行っている薬剤部長、副薬剤部長、主任薬剤師又は薬剤師である者
 - ロ 前号ロの資格として認定されている分野の診療放射線業務を行っている診療放射線技師長、副診療放射線技師長、主任診療放射線技師又は診療放射線技師である者
 - ハ 前号ハの資格として認定されている分野の臨床検査業務を行っている臨床検査技師長、副臨床検査技師長、主任臨床検査技師又は臨床検査技師である者
- 2 前項の手当の額は、3,000円とする。
 - 3 医療専門資格手当は、職員が当該事業場の職員となったときに第1項に該当するか確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。
 - 4 医療専門資格手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第4章 給与の特例等

(再任用職員の給与)

第88条 第31条から第43条まで、第59条第4項から第6項まで、第83条から第86条までの規定は、再任用職員には適用しない。

(任期付短時間勤務職員の給与)

- 第89条 第31条から第43条まで、第52条から第58条まで、第82条及び第86条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。
- 2 任期付短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
 - 3 任期付短時間勤務職員の役職手当の額は、第61条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 4 任期付短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は第67条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 5 任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額（その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額）とする、
 - 6 役職手当の支給を受ける任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第4項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額とする。
 - 7 任期付短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第84条第3項の規定にかか

ならず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

(基本年俸表適用職員の給与)

第90条 第31条から第43条まで、第60条、第77条から第81条まで、第83条から第86条までの規定は、任期付職員基本年俸表適用職員には適用しない。

2 第31条から第43条まで、第60条から第68条まで、第73条から第75条まで、第77条から第81条まで、第83条から第86条までの規定は、院長等基本年俸表適用職員には適用しない。

(給与の減額)

第91条 職員が勤務しないときは、就業規則第40条に規定する休日、祝日法による祝日等及び年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定にかかわらず国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員兼業規程(平成22年規程第4号。以下「兼業規程」という。)第7条第1項、第16条第1項、第24条第1項、第34条、第38条第1項及び第42条第1項により許可を受けて勤務時間の一部を割いたとき(兼業規程第44条第1項に掲げる場合を除く。)は、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第92条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当(基礎的支給部分に限る。)又は業績年俸に理事長が別に定める割合を乗じて得た額(以下「業績年俸定額」という。)のそれぞれ100分の80を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当(基礎的支給部分に限る。)又は業績年俸定額のそれぞれ100分の80を支給する。

4 職員が就業規則第90条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。

- 5 職員が就業規則第90条に基づく次の各号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ次に定める割合を支給する。
- 一 就業規則第90条第3号から第6号までの規定に該当して休職にされた場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の70以内
ただし、就業規則第90条第6号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは給与を支給しない。
 - 二 就業規則第90条第9号の規定に該当して休職にされた場合 100分の100以内
- 6 就業規則第90条の規定により休職にされた職員（次条に該当する職員を除く。）には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第78条第1項又は第26条第8項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第83条第1号の規定により解雇され、又は死亡したときは、第6条第4項に定める支給日に、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額を支給する。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額の支給については、第79条及び第80条又は第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第79条中「前条第1項」及び第27条中「前条第8項」とあるのは、「第92条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 第2項、第3項及び第5項までの規定による業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の算出における在職期間は、その休職期間の2分の1の期間を除算した期間とする。ただし、就業規則第90条第3号及び第4号の規定による休職から復職した最初の基準日における業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の在職期間は、その休職期間を除算しないものとする。なお、国以外の者から当該期間に係る業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額に相当する給与が支給される場合には当該休職の期間は除算する。
- 10 第2項から第5項までの規定による基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当及び住居手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（国際機関等への派遣休職職員の給与）

第93条 就業規則第90条第8号の規定により派遣された職員（以下「派遣休職職員」という。）には、理事長の定めるところにより、その従事する業務に対して報酬が支給されないとき、又は当該業務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その休職の期間中、基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額（以下この条において「給与」という。）のそれぞれ100分の100以内で理事長が決定した額を

支給することができる。

- 2 派遣休職職員が業務に従事する機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、派遣休職職員には給与を支給しない。
- 3 派遣休職職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

(育児休業者の給与)

第94条 就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員には、育児休業期間中、給与を支給しない。

- 2 第78条、第81条及び第82条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間(第82条にあっては、当該年度の4月1日から基準日までの期間)において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当又は業績年俸を支給する。
- 3 前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
 - 一 就業規則第66条の規定により育児休業をしていた期間の2分の1の期間
 - 二 停職者及び専従休職者として在職した期間
 - 三 休職にされていた期間(公庫・公団等の職員及び地方公務員として在職した期間を除く。)
- 4 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をしていた期間の100分の100に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、第97条の規定により基本給月額又は月例年俸を調整することができる。

(育児短時間勤務職員の給与)

第95条 就業規則第67条の規定により育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の基本給月額は、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- 2 基本年俸表適用職員である育児短時間勤務職員の月例給額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を支給する。
- 3 育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
- 4 育児短時間勤務職員の役職手当の額は、第60条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 5 育児短時間勤務職員の特殊勤務手当(特殊業務手当に限る。)の額は、第67条の

- 規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 6 育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額（その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額）とする。
 - 7 役職手当の支給を受ける育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第4項の規定にかかわらず、その勤務が深夜である場合は、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額とする。
 - 8 育児短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第84条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 9 育児短時間勤務職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
 - 10 育児短時間勤務職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
 - 11 育児短時間勤務職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

（育児時間の期間における給与の取り扱い）

- 第96条 就業規則第68条の規定により育児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 取得した育児時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（復職時調整）

- 第97条 就業規則第90条の規定により休職にされ、若しくは同規則第29条第1項ただし書の規定により専従許可を受けていた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、同規則第66条、第69条、第70条若しくは第70条の2の規定により休業をした職員が復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、休業又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」

という。) 及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休 職 等 の 期 間	換算する率
業務又は通勤による傷病に係る休職(休暇)、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職、研究・共同研究等及び機関設立援助の休職、営利企業役員等兼業休職並びに在籍出向休職の期間	3分の3以下
派遣職員の派遣の期間	
専従許可の有効期間	3分の2以下
結核性疾患による休職(休暇)	2分の1以下
非結核性疾患による休職(休暇)及び行方不明者(業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。)の期間	3分の1以下
刑事事件による休職の期間(無罪判決を受けた場合に限る。)	3分の3以下
育児休業をした期間	100分の100以下
介護休業の期間	100分の100以下
自己啓発等休業の期間(大学等における修学(当該職員の職務に特に有用であると認められるものに限る。)及び国際貢献活動のための休業の期間)	100分の100以下
(上記以外の大学等における修学のための休業の期間)	100分の50以下
配偶者同行休業の期間	100分の50以下

- 2 派遣職員が職務に復帰した場合又は次項に定めるこれに準ずる場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、理事長は調整することができる。
- 3 前項においてこれに準ずる場合は、次の各号のいずれかに該当して休職にされた職員又は休業をした職員が復帰した場合とする。
 - 一 学校、研究所、病院その他理事長の指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は理事長の指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合(次号又は第六号に該当する場合を除く。)
 - 二 国及び行政執行法人以外の者が国若しくは行政執行法人と共同して、又は国若しくは行政執行法人の委託を受けて行う科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は理事長が当該研究に関し指定する施設において従事する場合(第六号に該当する場合を除く。)

く。)

三 法令の規定により国が必要な援助又は配慮をすることとされている公共的機関の設立に伴う臨時的必要に基づき、これらの機関のうち、理事長が指定する機関において、その職員の職務と関連があると認められる業務に従事する場合

四 育児休業の承認を受けた場合

五 自己啓発等休業の承認を受けた場合

六 日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関及びこれらに準ずる機関からの要請に応じ、当該機関の業務に従事させるため、職員を派遣する場合

七 配偶者同行休業の承認を受けた場合

4 派遣職員がその派遣期間中に退職する場合において、他の職員と均衡上特に必要があると認められるときは、理事長は調整することができる。

(介護休業期間における給与の取扱い)

第98条 職員が就業規則第69条に規定する介護休業をした場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

2 介護休業期間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

第98条の2 職員が就業規則第69条の2の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 取得した介護時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(専従許可における給与の取扱い)

第99条 職員が就業規則第29条第1項ただし書の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

2 専従許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算する。

(短期従事許可における給与の取扱い)

第100条 職員が就業規則第28条の規定に基づき、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(自己啓発等休業における給与の取扱い)

第101条 職員が就業規則第70条の規定に基づき、自己啓発等休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

2 自己啓発等休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

(配偶者同行休業における給与の取扱い)

第101条の2 職員が就業規則第70条の2の規定に基づき、配偶者同行休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

2 配偶者同行休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

(基本給の半減)

第102条 第91条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

2 前項の基本給及び月例給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。

一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められるもの

二 精神障害のため業務につかせることが著しく不相当と認められるもの

3 第1項の勤務しない期間には、病気休暇等（次の各号に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の就業規則第40条に規定する休日、祝日法による祝日等、年末年始の休日等その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員勤務時間等規程（平成22年規程第6号）第24条第2号に規定する「病気休暇を使用した日等」を除く。）が含まれるものとする。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病に

かかった場合

- 三 国立研究開発法人国立循環器病研究センター安全衛生管理規程（平成22年規程第21号。以下「安全衛生管理規程」という。）第25条第2項の規定により安全衛生管理規程別表第5に規定する生活規制の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規制の面Bへの指導区分の変更を受け、同条第3項の事後措置を受けた場合
- 4 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項について同じ。）につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。
- 5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。
- 6 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の理事長の定める期間の前後の勤務しない期間は引き続いているものとする。
- 7 月又は月の中途において基本給又は月例給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき基本給又は月例給の半額が減ぜられる場合における基本給又は月例給は、当該給与期間の現日数から就業規則第40条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第5章 規程の実施

（規程の実施）

第103条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（基本給表の切替及び経過措置等）

第2条 平成22年4月1日（以下「切替日」という。）の前日に給与法を適用されていた職員が引き続きセンターの基本給表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第1の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた給与法の職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。

- 2 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号俸は、附則別表第2の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた給与法の号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 3 前2項の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が切替日前日の給与法の俸給月額（平成21年12月1日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号。（以下「平成17年改正法」という。））附則第11条第1項第1号に掲げる職員であった者（以下この項において「平成21年度減額改定対象職員」という。）にあっては当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額、平成21年度減額改定対象職員以外の職員（医療職基本給表（一）の適用を受ける職員を除く。）にあっては当該俸給月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規程第67号。（以下「平成22年改正規程」という。）による改正後の給与規程の施行の日に給与規程附則第2条第4項の適用を受ける職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第6条第1項の適用を受ける職員にあっては、その額から、その額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を基本給として支給する。
- 4 削除
- 5 前2項の規定による基本給を支給される職員の本給与規程の適用については、これらの規定中「基本給月額」とあるのは、「基本給月額と独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程（平成22年規程第11号）附則第2条第3項又は第4項の規定による基本給の合計額」とする。
- 6 第3項又は第4項の適用を受けている職員については、育児短時間勤務職員である間、これらの項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員ではないとしたときの基本給月額をその者が受ける基本給月額とした場合におけるこれらの項の規定による基本給の額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をこれらの項の規定による基本給の額とする。
- 7 切替日の前日に医療職俸給表（一）を適用されていた職員が引き続き医療職基本年俸表（一）適用職員となった場合において、その者の受ける基本給月額と第84条第3項に規定する医師手当の合計の額が切替日の前日における給与法の俸給月額と初任給調整手当の合計額に達しないこととなる職員には、基本給月額と医師手当のほか、その差額に相当する額を基本給又は医師手当として支給する。
- 8 切替日の前日に一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号。以下「任期付研究員法」という。）第6条第2項に規定する俸給表を適用されていた職員が引き続き研究職基本給表適用職員となった場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
 - 一 切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額と同じ額の号俸が研究職基本給

表にあるとき 切替日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸

二 切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額と同じ額の号俸が研究職基本給表にないとき 切替日の前日に受けていた俸給月額の直近下位の号俸

- 9 前項第2号において、その者の受ける基本給月額が切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額に達しないこととなる職員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

(基本年俸表の切替及び経過措置等)

第3条 切替日の前日に医療職俸給表(一)及び研究職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第3の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。ただし、切替後の職務の級が別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を適用した場合の職務の級に達していない場合は、切替日の前日に昇格させた場合の職務の級に対応する附則別表第3の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。

- 2 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、附則別表第4の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

- 3 切替日の前日に任期付研究員法第6条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)第7条に規定する俸給表及び指定職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合の切替日における号俸は、附則別表第4の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

- 4 切替日の前日に医療職俸給表(一)2級である医長の切替日における職務の級は、別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を準用し、号俸は、附則別表第5イの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

- 5 切替日の前日に研究職俸給表2級である室長、4級である部長又は5級である副所長の切替日における職務の級は、別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を準用し、号俸は、附則別表第5ロの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

- 6 切替日の前日に医療職俸給表(一)4級である医長の切替日における基本年俸額は、附則別表第6イを適用するものとし、号俸は、附則別表第4イの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

- 7 切替日の前日に研究職俸給表5級である室長の切替日における基本年俸額は、附則別表第6ロを適用するものとし、号俸は、附則別表第4ロの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号

俸欄に定める号俸とする。

- 8 前7項により定められた切替日の月例給が、切替日前日の俸給月額以上でない場合は、理事長の承認を得て、基本年俸額を決定する。
- 9 切替日の前日に医療職俸給表（一）3級である医師又は歯科医師の切替日以後の基本給月額は、理事長の承認を得て決定する。
- 10 前項の適用を受けている職員については、育児短時間勤務職員である間、前項の規定にかかわらず、前項の規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を基本給月額とする。
- 11 切替日の前日に医療職俸給表（一）を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合において、その者の受ける月例給と第84条第3項に規定する医師手当の合計の額が切替日の前日における給与法の俸給月額と初任給調整手当の合計額に達しないこととなる職員には、月例給と医師手当のほか、その差額に相当する額を月例給又は医師手当として支給する。
- 12 切替日の前日に指定職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員（院長等基本年俸表適用職員を除く。）となった場合においては、第1項、第2項及び第8項の規定を準用する。なお、切替日の前日における給与に達しないこととなる場合は、平成26年3月31日までの間、当該給与（平成21年度減額改定対象職員にあっては当該俸給月額に100分の98.94を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を支給する。

第4条 削除

（その他の経過措置）

- 第5条 平成23年1月1日の昇給については、第15条中「1月1日から12月31日までの間」とあるのは「平成21年10月1日から平成22年12月31日」とする。
- 2 切替日の前日において給与法に規定する俸給の特別調整額の支給を受けていた職員が、引き続き第60条に規定する役職手当の支給を受ける職員となった場合において、役職手当の額が俸給の特別調整額の額（平成21年度減額改定対象職員にあっては当該俸給の特別調整額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、当該役職手当のほか、その差額に相当する額を役職手当として支給する。
- 3 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）附則第3条の規定に基づき、センターの職員となるものにおける第33条、第34条、第39条、第40条、第46条、第47条、第55条及び第56条の適用については、特に支給要件、支給額等に変更がない限り、平成22年4月1日において理事長の認定又は決定があったものとみなす。
- 4 職員の給与に関する事項は、この規程に定めるもののほか、この規程に規定のない

事項については、当分の間、給与法の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(職員の給与の額にかかる特例)

第6条 平成30年3月31日までの間、職員（次表の左欄に掲げる基本給表又は基本年俸表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次表の右欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額からそれぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 基本給月額又は月例年俸額 当該特定職員の基本給月額又は月例年俸額（以下この条において「基本給月額等」という。）（当該特定職員が第102条1項の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた基本給月額等。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の基本給月額等に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額等（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の基本給月額等からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、第3項及び第4項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の基本給月額等から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額等（以下この項及び第3項において、「基本給月額等減額基礎額」という。）
- 二 地域手当 当該特定職員の基本給月額等に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、基本給月額等減額基礎額に対する地域手当の月額）
- 二の2 広域異動手当 当該特定職員の基本給月額等に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、基本給月額等減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
- 三 研究員調整手当 当該特定職員の基本給月額等に対する研究員調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては基本給月額等減額基礎額に対する研究員調整手当の月額）
- 四 役職手当 当該特定職員の役職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- 五 業績手当（基礎的支給部分） それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額（第78条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に

係る同条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額（同条第5項の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

六 業績手当（業績反映部分） それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額（第81条第5項において準用する第78条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）。第4項において「業績反映部分減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される業績反映部分に係る第68条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びに地域手当及び広域異動手当の月額合計額（同条第5項において準用する第78条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。第4項において「業績反映部分減額基礎額」という。）に当該特定職員に支給される業績反映部分に係る第68条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額）

七 業績年俸 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき業績年俸額（扶養手当及び扶養手当に対する地域手当に係る加算を除く。）に100分の1.5を乗じて得た額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、100分の1.5を乗じて得た額

八 年度末賞与 第82条第2項の規定により算出した額に100分の1.5を乗じて得た額

九 第92条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 次に掲げる規定が適用される場合の区分に応じ当該各号に定める額

イ 第92条第1項 前各号に定める額

- ロ 第92条第2項又は第3項 第1号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 第92条第4項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第92条第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第92条第7項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、第5号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

基本給表	職務の級
医療職基本給表（二）	5級
医療職基本給表（三）	6級
事務職基本給表	5級
教育職基本給表	4級

基本年俸表	職務の級
副所長・部長・室長基本年俸表	2級

- 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の規定による給与の額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は理事長が定める。
- 3 前2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の第70条から第72条まで、第91条、第96条及び第98条に規定する勤務1時間当たりの給与額は第9条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給月額等並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、基本給月額等減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額に12を乗じその額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 4 第1項の規定が適用される間、第81条第2項第1号及び第2号に定める額はこれらの号の規定にかかわらず、これらの号の規定により算出した額からこれらの号に掲げる職員で第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの業績反映部分減額

対象額に100分の1.125（役職手当の支給を受けている職員にあっては100分の1.425）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、業績反映部分減額基礎額に100分の75（役職手当の支給を受けている職員にあっては100分の95）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

第7条 育児短時間勤務職員に対する前条第1項第1号、第5号及び第6号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条項	読み替え前	読み替え後
附則第6条第1項第1号	における号俸の基本給月額（	における号俸の基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（
	当該最低の号俸の基本給月額	当該額
	を減じた額（	に短時間勤務調整数を乗じて得た額を減じた額（
附則第6条第1項第5号及び第6号	基本給月額	基本給月額を短時間勤務調整数で除して得た額
	基本給月額減額基礎額	基本給月額減額基礎額を短時間勤務調整数で除して得た額
附則第6条第1項第7号	業績年俸	業績年俸を短時間勤務調整数で除して得た額

2 任期付短時間勤務職員に対する前条第1項第1号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条項	読み替え前	読み替え後
附則第6条第1項第1号	における号俸の基本給月額（	における号俸の基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得

		た額（
	当該最低の号俸の基本給月額	当該額
	を減じた額（	に短時間勤務調整数を乗じて 得た額を減じた額（
附則第6条第 1項第5号及 び第6号	基本給月額	基本給月額を短時間勤務調整 数で除して得た額
	基本給月額減額基礎額	基本給月額減額基礎額を短時 間勤務調整数で除して得た額
附則第6条第 1項第7号	業績年俸	業績年俸を短時間勤務調整数 で除して得た額

3 前条の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第96条第1項の適用については、同項中「第9条」とあるのは、「附則第6条第3項」とする。

附 則（平成22年規程第67号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年1月1日、第3条の規定は、平成23年4月1日から適用する。

第2条 削除

第3条 削除

第4条 削除

第5条 削除

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

第6条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の附則第6条の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「この規程の施行日」と、「55歳に達した日後における最初の

4月1日」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

第7条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員、任期付基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に平成17年改正法附則第13条の適用を受け昇給した職員その他これに準ずる職員その他当該職員との権衡上必要があるものとして認められるものとして理事長が定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

2 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額を、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

3 任期付短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、第1項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額を、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

第8条 削除

第9条 削除

(その他必要な事項)

第10条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成23年規程第74号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第82号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年2月1日前に告示された採用試験の結果に基づいて職員となった者に関する特例措置)

第2条 平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて新たに基本給表適用職員となった者については、改正後の独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程別表第9に定める初任給基準表の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年規程第84号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年5月1日から施行する。ただし、附則第4条の規定は、平成24年4月1日から適用する。

第2条 削除

第3条 削除

（平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）

第4条 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員、任期付基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員（以下この条において「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の平成17年改正法附則第13条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（同日において30歳に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

2 平成25年4月1日において平成17年改正法附則第11条の規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員であるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

3 平成26年4月1日において平成17年改正法附則第11条の規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員であるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がない

ものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 4 育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額を、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 任期付短時間勤務職員に対する第1項から第3項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額を、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

（その他必要な事項）

第5条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成24年規程第87号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年9月1日から施行する。

第2条 削除

第3条 削除

第4条 削除

（その他必要な事項）

第5条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成26年規程第104号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第115号）

(施行期日)

この規程は、平成26年7月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年規程第122号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年12月19日から施行する。

第2条 この規程による改正後の独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定及び附則第6条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の職員給与規程第81条第2項の規定及び次の各号に掲げる基本年俸表における業績年俸額並びに附則第4条及び第5条の規定は、平成26年12月1日から適用する。

一 別表第13 副院長・部長・医長基本年俸表

二 別表第14 副所長・部長・室長基本年俸表

三 別表第15 任期付職員基本年俸表

四 別表第16 院長等基本年俸表

五 附則別表第6 基本年俸表の特例 イ切替日の前日に医療職俸給表(一)の4級である医長の副院長・部長・医長基本年俸表

六 附則別表第6 基本年俸表の特例 ロ切替日の前日に研究職俸給表の5級である室長の副所長・部長・室長基本年俸表

(平成27年1月1日及び平成27年4月1日の昇給)

第3条 平成27年1月1日から平成27年4月1日までの昇給における号俸数は、改正後の職員給与規程第15条第1項及び第23条第1項に定める昇給できる号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする。この場合において、昇給区分をI(55歳(医療職基本給表(一)、技能職基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員にあっては、II又はI)に決定された職員は、昇給しない。

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

(その他の事項)

第7条 前条までに定めるもののほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成27年規程第124号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第2条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置)

第3条 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

2 切替日の前日において基本給表の適用を受けていた職員であって切替日において基本年俸表の適用を受ける職員で、平成30年3月31日までの間、その者の受ける月例給が切替日の前日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、月例給のほか、その差額に相当する額を月例給(月例給として支給するその額に12を乗じて得た額を月例年俸額とする。)として支給する。

3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員(前2項に規定する職員を除く。)について、これらの規定による基本給又は月例年俸額(以下「基本給等」という。)を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給等として支給する。

4 切替日以降に新たに基本給表又は基本年俸表の適用を受けることとなった職員について、その異動の事情等を考慮して前3項の規定による基本給等を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前3項の規定に準じて、基本給等を支給する。

第4条 前条の規定により基本給等が支給される職員については、職員給与規程中「基本給月額」とあるのは「基本給月額と独立行政法人国立循環器病研究センター職員給

与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第124号）附則第3条各項の規定による基本給の合計額」と、「月例給」とあるのは「月例給と独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第124号）附則第3条各項の規定による月例給の合計額」と読み替えて適用する。

（55歳を超える職員の基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置の特例）

第5条 職員給与規程附則第6条第1項に規定する特定職員にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては特定職員となった日）以後、附則第3条各項の規定により基本給等として支給する額からその額の100分の1.5に相当する額を減ずる。

2 前項の定めにより附則第3条各項の規定による基本給等が減じられた職員における附則第4条の適用にあつては、「独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第124号）附則第3条各項の規定による基本給」又は「独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第124号）附則第3条各項の規定による月例給」とは、前項の定めにより減じた後の額とする。

（切替日に新たに基本年俸の適用となる職員の昇給の特例）

第6条 切替日に新たに基本年俸表の適用となる職員に係る平成27年4月1日における昇給については、職員給与規程第23条第1項の規定にかかわらず行わない。

（単身赴任手当及び地域手当の特例）

第7条 切替日から平成28年3月31日までの間における単身赴任手当及び地域手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる掲げる字句とする。

第53条第1項	30,000円	30,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第1号	8,000円	8,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第53条第3項第2号	16,000円	16,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第3号	24,000円	24,000円を超えない範囲内で総長が定める額

第53条第3項第4号	32,000円	32,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第5号	40,000円	40,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第6号	46,000円	46,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第7号	52,000円	52,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第8号	58,000円	58,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第9号	64,000円	64,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第10号	70,000円	70,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第59条第2項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で総長が定める割合
第59条第2項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で総長が定める割合
第59条第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で総長が定める割合
第59条第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で総長が定める割合
第59条第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で総長が定める割合
第59条第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で理事長が定める割合

第59条第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で理事長が定める割合
第59条第4項	100分の16	100分の16を超えない範囲内で総長が定める割合

(地域手当に関する経過措置)

第8条 この規程の施行の際現に職員給与規程第59条第5項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程第59条第1項の適用を受けている職員が切替日にその在勤する事業場を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する同条第5項の規定の適用については、同項中「支給割合(理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合)」とあるのは、「独立行政法人国立循環器病研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程(平成27年規程第124号)の規定による改正前の支給割合(理事長が定める場合には、当該割合を超えない範囲内で同規程による改正前の支給割合に係る理事長が定める割合)」とする。

附 則(平成27年規程第132号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規程第161号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年3月1日から施行する。

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定並びに附則第3条及び第4条の規定は、平成28年1月1日以降に在職する職員(職員給与規程第1条の規定により職員給与規程の適用となる職員をいう。)に対して平成27年4月1日から適用する。

(平成27年6月及び12月に支給する業績年俸の特例)

第3条 国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員給与規程等の一部を改正する

規程（平成27年規程第124号）附則第3条第2項の適用を受けない職員の平成27年6月及び12月の業績年俸の支給額は、第2項から第4項までの規定を適用して得た額とする。

- 2 平成27年6月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第26条の規定による。
- 3 平成27年12月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第26条の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程第26条第1項から第6項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第26条第9項に規定する「第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」であるとみなして、同項を適用して得た額とする。
 - 一 次のイの額からロの額を差し引いた額
 - イ 改正後の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額
 - ロ 改正前の職員給与規程別表第13から別表第16基本年俸表における業績年俸額
 - 二 前号の額に地域手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額
- 4 改正後の職員給与規程第26条の適用においては、この規程による職員給与規程別表第13～別表第16基本年俸表の改正を平成27年12月1日に同条第4項に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

（給与の内払）

第4条 改正後の職員給与規程を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

（その他の事項）

第5条 前条までに定めるもののほか、改正後の職員給与規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成28年規程第164号）

（施行期日）

この規程は、平成28年4月4日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年規程第182号）

（施行期日）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 194 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 4 月 4 日から施行し平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）

第 2 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第 31 条第 1 項	ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職 8 級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。	(削除)
第 32 条第 1 項	扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職 7 級職員等」という。）にあつては、3,500 円）、前条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円	前条第 2 項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8,000 円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち 1 人については 10,000 円）、同項第 3 号から第 6 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合

		にあつては、そのうち1人については9,000円)
第33条第1項	扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
	その旨	その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）
第33条第1項第1号	（事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）	（削除）
第33条第1項第2号	二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は第31条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）	二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は第31条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。） 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。） 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）
第35条第1項	（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	（削除）
	、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等	（削除）

	<p>がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等以外の職員となった日</p>	
	<p>同項の規定による届出に係るものがない場合</p>	<p>第33条第1項の規定による届出に係るものがない場合</p>
	<p>死亡した日、事務職8級以上職員等以外の職員から事務職8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等となった日、</p>	<p>死亡した日</p>
第35条第2項	<p>次の各号のいずれか においては、その</p>	<p>第1号、第2号若しくは第7号 又は扶養手当を受けている職員について第33条第2項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの</p>
	<p>その日</p>	<p>これらの日</p>
	<p>第1号又は第3号 の改定</p>	<p>第1号 の改定（扶養親族たる子で同項の規定による同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族</p>

		たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第35条第2項第2号	(事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
第35条第2項第3号	三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級以上職員等が事務職8級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第35条第2項第4号	四 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職7級職員等が事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第35条第2項第5号	五 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級以上職員等以外のものが事務職8級以上職員等となった場合	(削除)
第35条第2項第6号	六 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある職員で事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外	(削除)

	のものが事務職7級職員等となった場合	
--	--------------------	--

第3条 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第31条第1項	ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職8級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。	(削除)
第32条第1項	扶養親族たる配偶者、父母等	前条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族
	事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職7級職員等」という。）にあつては、3,500円)、前条第2項第2号	前条第2項第2号
第33条第1項	扶養親族（事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第33条第1項第1号	(事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備	(削除)

	するに至った者がある場合を除く。)	
第33条第1項 第2号	及び事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合	(削除)
第35条第1項	(事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
	、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等以外の職員となった日	(削除)
	同項の規定による届出に係るものがない場合	第33条第1項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事務職8級以上職員等以外の職員から事務職8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等となった日、	死亡した日
第35条第2項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第7号
	第1号又は第3号	第1号
第35条第2項第2号	(事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
第35条第2項第3号	三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級以上職員等が事務職8級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第35条第2項第4号	四 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職7級職員等が事務職7級職員等及び事務職8級以	(削除)

	上職員等以外の職員となった場合	
第35条第2項第5号	五 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級以上職員等以外のものが事務職8級以上職員等となった場合	(削除)
第35条第2項第6号	六 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るものがある職員で事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外のものが事務職7級職員等となった場合	(削除)

第4条 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第31条第1項	ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職8級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。	(削除)
第32条第1項	扶養親族たる配偶者、父母等	前条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）
	7級	7級以上
	事務職7級職員等	事務職7級以上職員等
第33条第1項	扶養親族（事務職8級以上職員等に	扶養親族

	あつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	
第33条第1項第1号	(事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)	(削除)
第33条第1項第2号	及び事務職8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合	(削除)
第35条第1項	(事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
	、事務職8級以上職員等から事務職8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等以外の職員となった日	(削除)
	同項の規定による届出に係るものがない場合	第33条第1項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事務職8級以上職員等以外の職員から事務職8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職8級以上職員等となった日、	死亡した日
第35条第2項	次の各号のいずれか	第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号
	第1号又は第3号	第1号
第35条第2項第2号	事務職8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
第35条第2項第3号	三 扶養親族たる配偶者、父母等及	(削除)

3号	び扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級以上職員等が事務職8級以上職員等以外の職員となった場合	
第35条第2項第4号	事務職7級職員等が事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等	事務職7級以上職員等が事務職7級以上職員等
第35条第2項第5号	五 扶養親族たる配偶者、父母等で第33条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級以上職員等以外のものが事務職8級以上職員等となった場合	(削除)
第35条第2項第6号	事務職7級職員等及び事務職8級以上職員等以外のものが事務職7級職員等	事務職7級以上職員等以外のものが事務職7級以上職員等

附 則（平成30年規程第213号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年4月3日から施行し平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年規程第255号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成31年4月2日から施行し平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年規程第284号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和元年9月9日から施行し令和元年10月1日から適用する。

附 則（令和2年規程第329号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年5月1日から施行する。

別表第1 医療職基本給表（第11条第1項第1号関係）

イ 医療職基本給表（一）

号俸	基本給月額				
	円				
1	248,600	57	452,500	113	521,000
2	253,100	58	454,700	114	521,400
3	257,800	59	456,800	115	521,800
4	262,500	60	459,100	116	522,300
5	266,900	61	460,900	117	522,700
6	271,500	62	463,200	118	523,100
7	276,000	63	465,200	119	523,500
8	280,600	64	467,300	120	524,000
9	285,300	65	469,400	121	524,400
10	289,900	66	471,700	122	524,800
11	294,400	67	473,800	123	525,300
12	299,000	68	475,900	124	525,700
13	303,400	69	477,900	125	526,100
14	307,900	70	480,000	126	526,500
15	312,300	71	482,100	127	527,000
16	316,800	72	484,300	128	527,400
17	321,200	73	486,300	129	527,800
18	325,600	74	487,800	130	528,200
19	329,900	75	489,300	131	528,700
20	334,400	76	490,800	132	529,100
21	338,400	77	492,300	133	529,500
22	342,800	78	493,600	134	529,700
23	346,900	79	494,800	135	529,900
24	351,100	80	496,100	136	530,100
25	355,600	81	497,100	137	530,300
26	359,500	82	498,200	138	530,500
27	363,100	83	499,200	139	530,700
28	366,800	84	500,300	140	530,900
29	370,400	85	501,200	141	531,100
30	374,100	86	502,100	142	531,300
31	377,900	87	502,900	143	531,500
32	381,900	88	503,700	144	531,700
33	385,700	89	504,200	145	531,900
34	389,800	90	505,200	146	532,100
35	393,400	91	506,000	147	532,300
36	397,600	92	506,900	148	532,500
37	401,800	93	507,600	149	532,700
38	404,900	94	508,500	150	532,900
39	408,000	95	509,300	151	533,100
40	411,100	96	510,200	152	533,300
41	414,100	97	510,900	153	533,500
42	416,900	98	511,800	154	533,700
43	419,800	99	512,600	155	533,900
44	422,300	100	513,400	156	534,100
45	424,600	101	514,200	157	534,300
46	427,100	102	515,000	158	534,500
47	429,700	103	515,700	159	534,700
48	432,300	104	516,400	160	534,900
49	434,900	105	517,200		
50	437,400	106	517,900		
51	439,600	107	518,100		
52	442,000	108	518,600		
53	444,000	109	519,200		
54	446,300	110	519,700		
55	448,200	111	520,200		
56	450,400	112	520,500		

ロ 医療職基本給表（二）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	149,000	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100	437,200
2	150,400	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800	439,800
3	151,800	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400	442,300
4	153,200	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100	444,900
5	154,400	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500	447,300
6	156,200	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200	449,800
7	157,900	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800	452,300
8	159,600	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500	454,800
9	161,300	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600	457,200
10	163,000	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900	459,600
11	164,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100	462,200
12	166,500	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300	464,600
13	168,000	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400	467,100
14	169,900	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400	468,600
15	171,900	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400	469,900
16	173,800	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500	471,200
17	175,700	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300	472,400
18	178,500	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300	473,700
19	181,200	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200	475,000
20	184,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300	476,300
21	186,900	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100	477,500
22	188,500	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700	478,900
23	190,100	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300	480,300
24	191,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800	481,500
25	193,200	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300	482,900
26	194,700	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600	484,200
27	196,300	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900	485,600
28	197,800	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
29	199,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
30	201,100	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
31	202,700	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
32	204,400	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
33	205,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
34	207,400	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
35	209,000	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
36	210,600	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	212,000	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
38	213,600	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900	
39	215,300	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300	
40	217,000	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
41	218,300	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
42	219,800	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
43	221,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
44	222,700	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	224,100	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
46	225,500	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
47	226,800	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
48	228,100	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	229,400	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
50	230,800	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	232,300	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	233,700	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	234,800	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	236,100	299,200	327,600	369,700	402,800	443,950	
55	237,100	300,600	328,700	370,600	403,100	444,100	
56	238,400	302,100	329,700	371,500	403,400	444,250	

57	239,800	303,100	330,200	372,000	403,700	444,400	
58	241,100	304,300	331,100	372,800	404,000	444,550	
59	242,200	305,500	331,900	373,600	404,300	444,700	
60	243,500	306,900	332,800	374,400	404,700	444,850	
61	244,800	308,200	333,600	374,800	404,900	445,000	
62	245,900	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	247,100	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	248,200	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	249,300	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	250,700	314,100	336,500	377,900	406,100		
67	252,200	314,900	337,200	378,600	406,200		
68	253,500	315,700	337,900	379,200	406,300		
69	255,100	316,300	338,600	379,600	406,400		
70	256,500	317,000	339,100	380,100	406,500		
71	257,900	317,700	339,700	380,600	406,600		
72	259,200	318,300	340,300	381,100	406,700		
73	260,200	319,000	340,600	381,700	406,800		
74	260,900	319,200	341,200	382,200	406,900		
75	261,400	319,800	341,700	382,800	407,000		
76	261,800	320,400	342,300	383,400	407,100		
77	262,200	321,000	342,800	383,900	407,200		
78	262,800	321,500	343,300	384,400	407,300		
79	263,300	322,000	343,800	384,900	407,400		
80	263,800	322,500	344,200	385,400	407,500		
81	264,300	323,100	344,500	385,700			
82	264,700	323,600	344,800	386,200			
83	265,200	324,000	345,200	386,600			
84	265,700	324,500	345,500	387,000			
85	265,900	325,000	346,000	387,400			
86	266,300	325,400	346,300	387,600			
87	266,600	325,600	346,600	387,800			
88	267,000	326,000	346,900	388,000			
89	267,400	326,400	347,300	388,200			
90	267,700	326,800	347,600	388,400			
91	268,100	327,200	348,000	388,600			
92	268,500	327,600	348,300	388,800			
93	268,600	327,900	348,700	389,000			
94	269,000	328,100	349,000	389,200			
95	269,300	328,500	349,300	389,400			
96	269,700	328,800	349,600	389,600			
97	270,000	329,000	349,900	389,800			
98	270,400	329,300	350,300	390,000			
99	270,700	329,600	350,700	390,200			
100	271,100	329,900	351,100	390,400			
101	271,400	330,100	351,600				
102	271,800	330,400	352,000				
103	272,100	330,800	352,400				
104	272,300	331,000	352,800				
105	272,600	331,200	353,300				
106	272,900	331,400	353,550				
107	273,200	331,800	353,800				
108	273,500	332,000	354,050				
109	273,800	332,200	354,300				
110	274,100	332,600	354,550				
111	274,300	333,000	354,800				
112	274,600	333,400	355,050				
113	274,800	333,600	355,300				
114	275,100	333,700	355,550				
115	275,300	333,800	355,800				
116	275,600	333,900	356,050				

117	275,800	334,000	356,300				
118	276,100	334,100	356,550				
119	276,300	334,200	356,800				
120	276,500	334,300	357,050				
121	276,700	334,400	357,300				
122	276,800	334,500	357,550				
123	277,000	334,600					
124	277,200	334,700					
125	277,400	334,800					
126	277,600						
127	277,800						
128	278,000						
129	278,100						
130	278,300						
131	278,500						
132	278,700						
133	278,800						
134	279,000						
135	279,100						
136	279,300						
137	279,400						
138	279,600						
139	279,700						
140	279,900						
141	280,000						
142	280,200						
143	280,300						
144	280,400						
145	280,500						
146	280,700						
147	280,800						
148	280,900						
149	281,000						
150	281,100						
151	281,300						
152	281,400						
153	281,500						
154	281,550						
155	281,600						
156	281,650						
157	281,700						
158	281,750						
159	281,800						
160	281,850						
161	281,900						
162	281,950						
163	282,000						
164	282,050						
165	282,100						
166	282,150						
167	282,200						
168	282,250						
169	282,300						
170	282,350						
再任用職員	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

ハ 医療職基本給表（三）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100	374,100
2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200	376,700
3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200	379,400
4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400	382,000
5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400	384,200
6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500	386,600
7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600	388,900
8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700	391,200
9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200	393,200
10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200	395,300
11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100	397,500
12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100	399,800
13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000	401,700
14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100	403,700
15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200	405,900
16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200	408,100
17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200	410,100
18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200	412,300
19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300	414,500
20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400	416,600
21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100	418,500
22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200	420,400
23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300	422,200
24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300	424,100
25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300	425,800
26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900	427,400
27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800	429,100
28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700	430,700
29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500	432,000
30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200	433,300
31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100	434,900
32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900	436,400
33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600	438,100
34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300	439,700
35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100	441,100
36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800	442,500
37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400	443,600
38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100	444,900
39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900	446,200
40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800

57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700	461,000
59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300	461,400
60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700	461,800
61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000	430,900	
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700	431,100	
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300	431,300	
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000	431,500	
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500	431,700	
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100	431,900	
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600	432,100	
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000	432,300	
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600	432,500	
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100	432,700	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	432,900	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	433,100	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	433,300	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,400	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	276,600	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	277,000	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	277,200	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	277,600	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	278,000	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	278,400	315,000	348,400	366,400	392,800		
95	278,800	315,700	349,100	366,800	393,000		
96	279,200	316,300	349,700	367,100	393,200		
97	279,300	317,000	350,100	367,700	393,400		
98	279,600	317,300	350,500	368,200	393,600		
99	279,900	317,900	351,000	368,700	393,800		
100	280,200	318,600	351,400	369,200	394,000		
101	280,500	319,000	351,900	369,800	394,200		
102	280,900	319,600	352,300	370,300	394,400		
103	281,200	320,200	352,800	370,800	394,600		
104	281,500	320,800	353,200	371,200	394,800		
105	281,800	321,200	353,500	371,800	395,000		
106	282,100	321,700	354,000	372,300	395,200		
107	282,400	322,200	354,400	372,800	395,400		
108	282,700	322,700	354,700	373,300	395,600		
109	283,000	323,100	355,200	373,900			
110	283,300	323,500	355,700	374,300			
111	283,600	323,800	356,200	374,800			
112	283,900	324,100	356,700	375,300			
113	284,100	324,500	357,200	375,900			
114	284,300	324,900	357,700	376,200			
115	284,500	325,300	358,200	376,500			
116	284,800	325,600	358,600	376,800			

117	285,000	325,800	359,000	377,100			
118	285,300	326,100	359,400	377,400			
119	285,500	326,500	359,900	377,700			
120	285,800	326,700	360,400	378,000			
121	286,000	326,900	360,800	378,300			
122	286,200	327,200	361,300	378,600			
123	286,400	327,500	361,800	378,900			
124	286,600	327,800	362,300	379,200			
125	286,800	328,000	362,600	379,500			
126	286,900	328,300	362,750	379,800			
127	287,100	328,700	362,900	380,100			
128	287,300	328,900	363,050	380,400			
129	287,500	329,100	363,200	380,700			
130	287,600	329,300	363,350	381,000			
131	287,800	329,700	363,500				
132	288,000	329,900	363,650				
133	288,100	330,200	363,800				
134	288,200	330,600	363,950				
135	288,400	331,000	364,100				
136	288,500	331,400	364,250				
137	288,600	331,700	364,400				
138	288,700	332,100	364,550				
139	288,800	332,500	364,700				
140	288,900	332,900	364,850				
141	289,000	333,200					
142	289,100	333,600					
143	289,200	333,800					
144	289,300	333,900					
145	289,400	334,000					
146	289,500	334,100					
147	289,600	334,200					
148	289,700	334,300					
149	289,800	334,400					
150	289,900	334,500					
151	290,000	334,600					
152	290,100	334,700					
153	290,200	334,800					
154	290,300	334,850					
155	290,400	334,900					
156	290,500	334,950					
157	290,600	335,000					
158	290,700	335,050					
159	290,800	335,100					
160	290,900	335,150					
161	291,000	335,200					
162	291,100	335,250					
163	291,200	335,300					
164	291,300	335,350					
165	291,400	335,400					
166	291,500	335,450					
167	291,600	335,500					
168	291,700	335,550					
169	291,800						
170	291,850						
171	291,900						
172	291,950						
173	292,000						
174	292,050						
175	292,100						
176	292,150						
177	292,200						
178	292,250						
179	292,300						

再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第2 事務職基本給表（第11条第1項第2号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	144,100	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	145,200	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	146,400	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	147,500	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	148,600	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	149,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	150,800	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	151,900	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	153,000	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	154,400	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	155,700	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	157,000	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	158,300	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	159,800	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	161,300	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	162,900	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	164,200	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	165,700	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	167,200	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	168,700	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	170,100	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	172,800	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	175,400	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	178,000	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	180,700	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	182,400	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	184,000	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	185,700	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	187,200	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	188,900	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	190,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	192,400	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	194,000	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	195,800	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	197,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	199,400	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	200,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	202,700	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	204,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	206,300	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	207,900	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	209,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	211,500	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	213,300	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	214,700	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	216,500	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	468,750		
47	218,200	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	468,900		
48	220,000	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	469,050		
49	221,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	469,200		
50	223,400	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	469,350		
51	225,000	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	469,500		
52	226,600	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	469,650		
53	228,000	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	469,800		
54	229,700	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	469,950		
55	231,300	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	470,100		
56	232,900	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	470,250		

57	234,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	470,400		
58	235,500	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	470,550		
59	236,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	470,700		
60	238,200	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	470,850		
61	239,500	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	240,700	325,700	365,200	381,700	404,100	445,050			
63	241,700	326,500	365,900	382,300	404,400	445,200			
64	242,900	327,300	366,600	382,900	404,700	445,350			
65	244,200	328,200	366,900	383,300	405,000	445,500			
66	245,300	328,600	367,600	383,900	405,300	445,650			
67	246,500	329,300	368,300	384,500	405,600	445,800			
68	247,800	330,100	369,000	385,100	405,900	445,950			
69	248,700	330,900	369,300	385,500	406,100	446,100			
70	250,100	331,600	369,900	386,000	406,400	446,250			
71	251,500	332,300	370,600	386,500	406,700	446,400			
72	252,900	333,000	371,200	387,100	407,000	446,550			
73	254,300	333,500	371,500	387,400	407,200	446,700			
74	255,700	334,100	372,100	387,800	407,500	446,850			
75	257,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	258,400	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	259,600	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	260,900	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	262,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	263,600	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	264,700	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	265,800	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	267,100	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	268,400	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	269,200	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	269,700	339,500	378,200	391,300	410,300				
87	270,300	340,000	378,600	391,600	410,400				
88	271,000	340,400	379,000	391,800	410,500				
89	271,300	340,700	379,400	392,000	410,600				
90	271,800	341,100	379,900	392,300	410,700				
91	272,200	341,600	380,300	392,600	410,800				
92	272,700	342,000	380,700	392,800	410,900				
93	273,200	342,200	381,000	393,000	411,000				
94	273,700	342,600	381,150	393,100	411,100				
95	274,200	343,100	381,300	393,200	411,200				
96	274,600	343,500	381,450	393,300	411,300				
97	274,800	343,700	381,600	393,400	411,400				
98	275,300	344,100	381,750	393,500	411,500				
99	275,600	344,500	381,900	393,600	411,600				
100	276,100	344,800	382,050	393,700	411,700				
101	276,500	345,100	382,200	393,800					
102	276,900	345,500	382,350	393,900					
103	277,300	345,900	382,500	394,000					
104	277,700	346,300	382,650	394,100					
105	278,100	346,800	382,800	394,200					
106	278,500	347,200	382,950						
107	278,800	347,600	383,100						
108	279,200	348,000	383,250						
109	279,600	348,500							
110	279,900	348,900							
111	280,200	349,200							
112	280,600	349,500							
113	280,900	350,000							
114	281,100	350,250							
115	281,400	350,500							
116	281,700	350,750							

117	281,900	351,000							
118	282,200	351,250							
119	282,500	351,500							
120	282,800	351,750							
121	283,000	352,000							
122	283,300	352,250							
123	283,500	352,500							
124	283,700	352,750							
125	284,000	353,000							
126	284,200	353,250							
127	284,300	353,500							
128	284,500	353,750							
129	284,700	354,000							
130	284,800	354,250							
131	285,000								
132	285,200								
133	285,300								
134	285,400								
135	285,600								
136	285,700								
137	285,800								
138	285,900								
139	286,000								
140	286,100								
141	286,200								
142	286,300								
143	286,400								
144	286,500								
145	286,600								
146	286,700								
147	286,800								
148	286,900								
149	287,000								
150	287,100								
151	287,200								
152	287,300								
153	287,400								
154	287,500								
155	287,600								
156	287,700								
157	287,800								
158	287,850								
159	287,900								
160	287,950								
161	288,000								
162	288,050								
163	288,100								
164	288,150								
165	288,200								
166	288,250								
167	288,300								
168	288,350								
169	288,400								
170	288,450								
171	288,500								
172	288,550								
再任用職員	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

別表第3 技能職基本給表（第11条第1項第3号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	130,400	203,600	250,100	279,200
2	131,300	204,800	251,300	281,100
3	132,300	206,200	252,400	282,900
4	133,200	207,500	253,600	284,700
5	134,200	208,800	254,500	286,500
6	135,200	210,200	255,800	288,300
7	136,200	211,600	256,900	290,000
8	137,200	213,000	258,100	291,800
9	138,000	214,300	259,200	293,300
10	139,000	215,900	260,100	295,100
11	140,000	217,500	261,300	296,800
12	141,100	218,900	262,500	298,600
13	141,900	220,100	263,500	300,000
14	142,900	221,600	264,600	301,700
15	143,900	223,100	265,600	303,300
16	144,900	224,400	266,600	304,800
17	146,000	225,300	267,600	306,300
18	147,200	226,000	268,800	307,900
19	148,400	226,900	269,900	309,500
20	149,600	227,900	270,800	311,200
21	150,700	228,800	271,800	312,200
22	151,900	230,300	272,900	313,600
23	153,100	231,600	274,000	315,000
24	154,300	232,700	275,000	316,500
25	155,500	234,100	275,800	317,600
26	157,000	235,400	276,900	319,100
27	158,500	236,700	278,000	320,500
28	160,000	238,000	279,100	321,900
29	161,400	238,900	280,000	323,500
30	162,900	240,100	281,100	324,700
31	164,400	241,400	282,100	326,000
32	165,900	242,600	283,100	327,200
33	167,400	243,700	283,800	328,300
34	169,200	245,000	284,700	329,200
35	171,000	246,100	285,600	330,300
36	172,800	247,300	286,700	331,400
37	174,600	248,600	287,300	332,500
38	176,300	249,700	288,200	333,600
39	178,000	251,000	289,100	334,600
40	179,700	252,300	290,000	335,600
41	181,800	253,300	290,600	336,600
42	183,200	254,600	291,600	337,600
43	184,600	255,700	292,600	338,600
44	185,900	257,000	293,500	339,600
45	187,300	257,800	294,200	340,500
46	188,800	258,900	295,100	341,500
47	190,400	260,100	296,000	342,500
48	191,900	261,100	296,900	343,500
49	193,200	262,300	297,600	344,400
50	194,200	263,500	298,200	345,300
51	195,500	264,700	298,900	346,200
52	196,600	265,600	299,700	347,000
53	197,800	266,500	300,300	347,800
54	198,900	267,600	301,100	348,600
55	200,000	268,800	301,800	349,400
56	201,100	270,000	302,500	350,100

57	202,100	270,800	303,200	350,800
58	203,200	271,800	303,900	351,600
59	204,200	272,900	304,700	352,400
60	205,200	273,900	305,400	353,100
61	206,100	274,900	306,000	353,800
62	207,200	276,000	306,700	354,500
63	208,300	276,800	307,400	355,200
64	209,300	277,900	308,100	355,900
65	210,200	278,700	308,600	356,500
66	211,100	279,500	309,100	357,000
67	211,800	280,300	309,700	357,500
68	212,700	281,100	310,300	358,000
69	213,600	281,700	310,900	358,400
70	214,800	282,500	311,300	
71	215,800	283,300	311,800	
72	216,700	284,000	312,300	
73	217,300	284,800	312,600	
74	218,500	285,500	313,100	
75	219,600	286,300	313,600	
76	220,800	287,100	314,000	
77	221,400	287,700	314,200	
78	222,600	288,200	314,500	
79	223,800	288,700	314,800	
80	224,900	289,100	315,100	
81	225,800	289,500	315,400	
82	227,000	289,900	315,700	
83	228,000	290,400	316,000	
84	229,100	290,900	316,300	
85	230,200	291,300	316,500	
86	231,200	291,900	316,900	
87	232,300	292,500	317,200	
88	233,300	293,100	317,400	
89	234,300	293,400	317,600	
90	235,400	293,900	317,900	
91	236,000	294,400	318,200	
92	236,400	294,800	318,500	
93	236,900	295,200	318,700	
94	237,300	295,700	319,000	
95	237,800	296,200	319,300	
96	238,100	296,700	319,500	
97	238,300	297,000	319,700	
98	238,800	297,400	320,000	
99	239,200	297,900	320,300	
100	239,600	298,400	320,500	
101	239,800	298,800	320,700	
102	240,300	299,200	320,800	
103	240,700	299,500	320,900	
104	241,100	299,800	321,000	
105	241,400	300,100	321,100	
106	241,800	300,500	321,200	
107	242,200	300,900	321,300	
108	242,400	301,300	321,400	
109	242,700	301,600	321,500	
110	243,100	302,000	321,600	
111	243,200	302,400	321,700	
112	243,400	302,700	321,800	
113	243,700	302,900	321,900	
114	244,000	303,200	322,000	
115	244,400	303,500	322,100	
116	244,600	303,700	322,200	

117	244,700	303,900	322,300	
118	244,900	304,200	322,400	
119	245,200	304,500		
120	245,400	304,700		
121	245,600	304,900		
122	245,900	305,200		
123	246,200	305,500		
124	246,500	305,700		
125	246,700	305,900		
126	247,000	306,200		
127	247,300	306,500		
128	247,600	306,700		
129	247,800	306,900		
130	248,100	307,200		
131	248,300	307,500		
132	248,500	307,700		
133	248,700	307,900		
134	249,000	308,000		
135	249,200	308,100		
136	249,400	308,200		
137	249,600	308,300		
138	249,800	308,400		
139	250,000	308,500		
140	250,200	308,600		
141	250,400	308,700		
142	250,600	308,800		
143	250,800			
144	251,000			
145	251,200			
146	251,300			
147	251,500			
148	251,600			
149	251,700			
150	251,800			
151	251,900			
152	252,000			
153	252,100			
154	252,200			
155	252,300			
156	252,400			
157	252,600			
158	252,700			
159	252,900			
160	253,000			
161	253,200			
162	253,300			
163	253,400			
164	253,500			
165	253,700			
166	253,800			
167	253,900			
168	254,000			
169	254,200			
170	254,300			
171	254,400			
172	254,500			
173	254,600			
174	254,700			
175	254,800			
176	254,900			
177	255,000			
178	255,100			
179	255,200			
180	255,250			
181	255,300			

182	255,350			
183	255,400			
184	255,450			
185	255,500			
186	255,550			
187	255,600			
188	255,650			
189	255,700			
190	255,750			
再任用職員	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第4 教育職基本給表（第11条第1項第4号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	214,600	275,300	322,500	406,000	534,400
2	216,900	278,300	325,400	408,300	537,400
3	219,100	281,100	328,500	410,700	540,500
4	221,300	283,900	331,500	413,200	543,600
5	223,400	286,700	334,700	415,300	546,600
6	225,500	289,200	337,500	417,800	549,000
7	227,700	291,400	340,100	420,000	551,500
8	229,800	293,800	342,800	422,500	553,900
9	232,100	296,400	345,800	424,200	556,200
10	234,500	298,900	348,800	426,700	558,000
11	236,900	301,300	351,900	429,000	559,900
12	239,300	303,900	355,200	431,300	561,800
13	241,400	306,200	358,000	432,700	563,500
14	243,800	308,200	360,100	434,900	564,900
15	246,200	310,300	362,400	437,100	566,200
16	248,600	312,200	365,000	439,400	567,400
17	250,600	314,400	367,300	441,500	568,700
18	253,700	316,600	369,500	443,900	569,500
19	256,800	318,600	371,800	446,200	570,200
20	259,900	320,600	373,900	448,600	570,900
21	262,800	322,600	375,900	450,700	571,700
22	265,800	325,100	378,000	453,000	
23	268,700	327,700	380,100	455,400	
24	271,600	330,500	382,100	457,700	
25	274,400	332,500	383,500	459,700	
26	277,000	334,700	385,300	461,900	
27	279,500	336,900	387,100	464,000	
28	282,200	339,400	389,000	466,200	
29	285,000	341,800	390,900	468,300	
30	287,400	344,000	392,600	470,600	
31	289,600	346,100	394,300	472,800	
32	292,000	348,000	396,000	474,900	
33	294,300	350,000	397,600	476,800	
34	296,500	352,300	399,400	478,900	
35	299,000	354,600	400,900	481,200	
36	301,300	356,800	402,700	483,400	
37	303,800	358,400	403,800	485,500	
38	305,500	360,400	405,400	487,500	
39	307,200	362,500	406,900	489,400	
40	308,900	364,400	408,400	491,300	
41	310,800	366,300	409,300	493,300	
42	311,500	368,200	410,900	495,200	
43	312,400	370,000	412,400	496,900	
44	313,300	371,800	414,000	498,800	
45	314,200	373,600	415,300	500,700	
46	315,300	375,400	416,900	502,500	
47	316,200	376,900	418,300	504,300	
48	317,300	378,700	419,900	506,200	
49	318,200	380,200	421,300	507,900	
50	319,300	381,800	422,600	509,600	
51	320,200	383,400	423,900	511,400	
52	321,100	385,100	425,200	513,300	
53	322,300	386,200	425,900	514,900	
54	323,300	387,700	426,900	516,500	
55	324,300	389,100	427,800	518,200	
56	325,300	390,700	428,700	519,800	

57	326,000	392,000	429,600	521,400	
58	327,100	393,400	430,500	522,700	
59	328,200	394,700	431,400	524,000	
60	329,200	396,200	432,300	525,200	
61	330,200	397,500	433,200	526,400	
62	331,200	398,900	434,100	527,400	
63	332,300	400,400	435,100	528,400	
64	333,400	401,900	436,200	529,400	
65	334,100	402,900	437,100	530,000	
66	335,200	404,000	438,100	530,900	
67	335,900	405,000	439,100	531,800	
68	337,000	406,100	440,000	532,700	
69	337,600	407,100	441,000	533,600	
70	338,700	408,000	442,000	534,400	
71	339,600	408,800	442,900	535,100	
72	340,700	409,600	443,900	535,600	
73	341,000	410,400	444,900	536,300	
74	342,000	411,300	445,800	536,800	
75	343,000	412,100	446,700	537,600	
76	344,000	412,900	447,700	538,200	
77	345,000	413,600	448,500	538,700	
78	346,000	414,000	449,000		
79	346,900	414,300	449,700		
80	347,800	414,600	450,300		
81	348,800	414,900	451,100		
82	349,800	415,200	451,800		
83	350,800	415,400	452,100		
84	351,800	415,700	452,700		
85	352,200	416,000	453,100		
86	352,800	416,300	453,400		
87	353,400	416,600	453,700		
88	354,000	416,900	454,000		
89	354,300	417,100	454,300		
90	354,700	417,400			
91	355,200	417,700			
92	355,700	418,000			
93	355,900	418,200			
94	356,300	418,500			
95	356,700	418,800			
96	357,100	419,100			
97	357,200	419,300			
98	357,400	419,600			
99	357,500	419,900			
100	357,700	420,100			
101	357,800	420,300			
102	358,200	420,600			
103	358,400	420,900			
104	358,800	421,100			
105	358,900	421,300			
106	359,100				
107	359,400				
108	359,700				
109	359,600				
110	359,900				
111	360,200				
112	360,300				
113	360,400				
114	360,500				
115	360,700				
116	360,800				

117	360,900				
118	361,000				
119	361,200				
120	361,400				
121	361,600				
122	361,700				
123	361,800				
124	361,900				
125	362,100				
126	362,500				
127	362,900				
128	363,200				
129	363,400				
再任用職員	282,800	293,800	315,700	399,700	534,100

別表第5 研究職基本給表（第11条第1項第5号関係）

号俸	基本給月額				
	円				
1	194,000	57	301,500	113	341,700
2	196,600	58	302,600	114	342,100
3	199,000	59	303,800	115	342,600
4	201,400	60	304,900	116	343,000
5	203,900	61	305,800	117	343,500
6	206,200	62	306,900	118	343,900
7	208,500	63	308,000	119	344,300
8	210,700	64	309,100	120	344,700
9	212,800	65	309,900	121	345,100
10	215,100	66	311,000		
11	217,600	67	311,900		
12	219,900	68	312,900		
13	221,900	69	313,900		
14	224,300	70	314,900		
15	226,700	71	316,000		
16	229,100	72	317,100		
17	231,300	73	317,600		
18	234,100	74	318,600		
19	237,000	75	319,700		
20	239,900	76	320,800		
21	242,400	77	321,900		
22	245,100	78	322,900		
23	247,600	79	323,800		
24	250,300	80	324,700		
25	253,000	81	325,800		
26	255,400	82	326,600		
27	257,700	83	327,300		
28	259,900	84	328,100		
29	262,500	85	328,600		
30	264,700	86	329,100		
31	266,600	87	329,600		
32	268,700	88	330,100		
33	270,400	89	330,400		
34	272,400	90	330,900		
35	274,500	91	331,400		
36	276,400	92	331,900		
37	278,300	93	332,200		
38	279,800	94	332,600		
39	281,000	95	333,100		
40	282,500	96	333,600		
41	283,900	97	334,100		
42	284,800	98	334,600		
43	285,800	99	335,100		
44	286,800	100	335,600		
45	287,500	101	336,100		
46	288,700	102	336,600		
47	289,900	103	337,100		
48	291,100	104	337,600		
49	292,400	105	338,100		
50	293,700	106	338,500		
51	294,800	107	339,000		
52	295,900	108	339,400		
53	297,100	109	339,900		
54	298,300	110	340,300		
55	299,600	111	340,800		
56	300,700	112	341,200		
				再任用職員	258,700

別表第6 福祉職基本給表（第11条第1項第6号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級				
	基本給月額	基本給月額	基本給月額				
	円	円	円				
1	157,700	253,400	274,500	57	245,000	331,800	373,000
2	158,900	255,000	276,300	58	246,700	332,300	373,800
3	160,100	256,400	277,900	59	248,200	332,900	374,600
4	161,300	258,000	279,400	60	249,900	333,400	375,400
5	162,300	259,000	281,200	61	251,300	333,900	376,300
6	163,800	260,300	283,300	62	252,600	334,100	377,000
7	165,200	261,700	285,400	63	253,900	334,700	377,700
8	166,600	263,100	287,700	64	255,300	335,300	378,400
9	167,900	264,300	289,600	65	256,600	335,600	378,700
10	169,300	265,800	291,700	66	257,900	336,100	379,300
11	170,700	267,100	293,900	67	259,200	336,600	379,900
12	172,200	268,200	296,000	68	260,400	337,100	380,600
13	173,700	269,500	297,700	69	261,800	337,600	381,000
14	175,200	271,000	300,000	70	263,200	338,100	381,700
15	176,700	272,700	302,200	71	264,800	338,500	382,300
16	178,100	274,400	304,400	72	266,300	339,000	382,900
17	179,700	276,000	306,400	73	267,700	339,200	383,300
18	181,500	277,900	308,700	74	269,300	339,700	383,900
19	183,200	279,700	310,900	75	270,900	340,200	384,500
20	184,900	281,300	313,200	76	272,400	340,700	385,100
21	186,400	282,900	315,100	77	274,100	341,000	385,500
22	188,000	284,700	317,200	78	275,700	341,400	386,000
23	189,700	286,300	319,400	79	277,300	341,900	386,500
24	191,300	288,000	321,500	80	278,900	342,300	387,100
25	192,900	289,900	323,500	81	280,400	342,500	387,600
26	194,600	291,600	325,500	82	282,000	342,800	388,000
27	196,400	293,400	327,600	83	283,600	343,300	388,400
28	198,100	295,200	329,600	84	285,100	343,700	388,800
29	199,900	296,400	331,400	85	286,400	344,000	389,000
30	201,400	298,100	333,500	86	287,900	344,300	389,200
31	202,900	299,800	335,400	87	289,300	344,800	389,500
32	204,300	301,400	337,500	88	290,800	345,200	389,800
33	205,600	302,900	339,100	89	292,200	345,500	390,000
34	206,900	304,500	341,000	90	293,600	345,900	390,300
35	208,200	306,000	342,800	91	295,100	346,300	390,600
36	209,400	307,600	344,700	92	296,600	346,500	390,800
37	210,600	309,100	345,900	93	297,700	346,800	391,000
38	213,300	310,600	347,800	94	299,200	346,950	391,100
39	215,900	312,000	349,700	95	300,400	347,100	391,200
40	218,800	313,600	351,500	96	301,900	347,250	391,300
41	221,900	314,900	353,400	97	303,000	347,400	391,400
42	223,400	316,500	355,200	98	304,300	347,550	391,500
43	224,800	318,000	357,000	99	305,400	347,700	391,600
44	226,200	319,500	358,700	100	306,700	347,850	391,700
45	227,600	320,500	360,500	101	307,400	348,000	391,800
46	229,200	321,700	361,900	102	308,500	348,150	
47	230,800	322,900	363,400	103	309,700	348,300	
48	232,400	324,100	364,800	104	310,900	348,450	
49	233,800	325,100	365,800	105	312,200	348,600	
50	235,400	326,100	366,900	106	312,900	348,750	
51	236,900	327,000	368,000	107	313,600	348,900	
52	238,400	328,000	369,100	108	314,200	349,050	
53	239,400	328,900	370,000	109	315,000		
54	240,900	329,600	370,600	110	315,700		
55	242,200	330,400	371,400	111	316,400		
56	243,600	331,200	372,200	112	317,100		

113	317,400		
114	317,700		
115	318,300		
116	318,600		
117	319,000		
118	319,300		
119	319,700		
120	320,000		
121	320,500		
122	320,900		
123	321,200		
124	321,500		
125	322,000		
126	322,400		
127	322,600		
128	323,000		
129	323,400		
130	323,800		
131	324,200		
132	324,600		
133	324,800		
134	325,100		
135	325,400		
136	325,700		
137	326,100		
138	326,300		
139	326,600		
140	327,000		
141	327,400		
142	327,700		
143	328,100		
144	328,400		
145	328,700		
146	329,100		
147	329,400		
148	329,600		
149	329,800		
150	329,900		
151	330,000		
152	330,100		
153	330,200		
154	330,250		
155	330,300		
156	330,350		
157	330,400		
158	330,450		
159	330,500		
160	330,550		
161	330,600		
162	330,650		
163	330,700		
164	330,750		
165	330,800		
166	330,850		
167	330,900		
168	330,950		
169	331,000		
170	331,050		
再任用職員	241,000	255,300	288,400

別表第7 療養介助職基本給表（第11条第1項第7号関係）

職務の級 号俸	1級	2級			
	基本給月額	基本給月額			
	円	円			
1	159,000	160,000	57	219,500	228,500
2	159,900	160,900	58	220,100	229,500
3	160,800	161,800	59	220,600	230,300
4	161,700	162,700	60	221,100	231,000
5	162,600	163,600	61	221,400	231,700
6	163,500	164,500	62	221,700	232,600
7	164,400	165,400	63	222,100	233,400
8	165,300	166,300	64	222,600	234,200
9	166,300	167,300	65	223,000	234,700
10	168,000	169,000	66	223,600	235,500
11	169,700	170,700	67	223,900	236,300
12	171,500	172,200	68	224,300	236,900
13	173,300	173,700	69	224,800	237,500
14	174,900	175,200	70	225,100	238,200
15	176,500	176,700	71	225,500	238,700
16	178,100	178,200	72	225,800	239,400
17	179,700	179,800	73	226,200	240,100
18	181,300	181,600	74	226,600	240,700
19	182,800	183,300	75	227,000	241,400
20	184,200	185,000	76	227,300	242,100
21	185,500	186,500	77	227,500	242,700
22	186,800	188,000	78	227,900	243,500
23	188,200	189,600	79	228,300	244,100
24	189,500	191,100	80	228,400	244,800
25	190,800	192,600	81	228,600	245,300
26	192,100	194,100	82	229,000	246,000
27	193,300	195,500	83	229,400	246,700
28	194,400	196,900	84	229,600	247,200
29	195,600	198,300	85	229,800	247,900
30	196,700	199,600	86	230,100	248,500
31	197,900	201,000	87	230,400	249,200
32	199,000	202,300	88	230,500	249,600
33	200,500	204,000	89	230,800	250,200
34	201,300	204,900	90	231,100	250,800
35	202,400	206,200	91	231,400	251,500
36	203,300	207,200	92	231,500	252,200
37	204,200	209,100	93	231,700	252,600
38	205,200	210,100	94	231,900	253,000
39	206,200	211,300	95	232,000	253,300
40	207,200	212,400	96	232,100	253,500
41	208,000	213,300	97	232,300	253,700
42	208,900	214,400	98	232,600	254,000
43	209,600	215,300	99	232,800	254,200
44	210,500	216,300	100	232,900	254,400
45	211,300	217,300	101	233,000	254,700
46	212,200	218,400	102	233,100	255,000
47	213,000	219,500	103	233,200	255,200
48	213,700	220,400	104	233,300	255,500
49	214,300	221,300	105	233,400	255,600
50	215,100	222,300	106	233,600	255,800
51	215,900	223,300	107	233,800	256,100
52	216,600	224,200	108	233,900	256,300
53	217,300	224,900	109	234,100	256,500
54	218,000	225,800	110	234,200	256,800
55	218,600	226,800	111	234,400	257,100
56	219,300	227,700	112	234,500	257,300

113	234,600	257,400
114	234,800	257,500
115	234,900	257,600
116	235,000	257,700
117	235,100	257,900
118	235,300	258,100
119	235,400	258,200
120	235,500	258,300
121	235,600	258,400
122	235,700	258,600
123	235,800	258,800
124	235,850	259,000
125	235,900	259,100
126	235,950	259,300
127	236,000	259,400
128	236,050	259,600
129	236,100	259,800
130	236,150	260,000
131	236,200	260,200
132	236,250	260,400
133	236,300	260,500
134	236,350	260,700
135	236,400	260,800
136	236,450	260,900
137	236,500	261,000
138	236,550	261,100
139	236,600	261,300
140	236,650	261,400
141	236,700	261,500
142	236,750	261,600
143	236,800	261,700
144	236,850	261,800
145	236,900	261,900
146	236,950	262,000
147	237,000	262,100
148	237,050	262,200
149	237,100	262,300
再任用職員	207,900	229,800

別表第7-2 専門技術職基本給表（第11条第1項第8号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	144,100	230,000	263,000	288,900
2	145,200	231,600	264,900	291,100
3	146,400	233,100	266,700	293,400
4	147,500	234,700	268,800	295,500
5	148,600	236,100	270,500	297,400
6	149,700	237,800	272,400	299,700
7	150,800	239,300	274,300	302,000
8	151,900	240,900	276,400	304,200
9	153,000	242,100	278,400	306,100
10	154,400	243,600	280,400	308,400
11	155,700	245,200	282,500	310,600
12	157,000	246,600	284,500	312,900
13	158,300	248,100	286,500	315,000
14	159,800	249,600	288,600	317,100
15	161,300	250,900	290,600	319,300
16	162,900	252,300	292,600	321,400
17	164,200	253,800	294,400	323,300
18	165,700	255,400	296,400	325,300
19	167,200	257,100	298,500	327,300
20	168,700	258,900	300,500	329,300
21	170,100	260,500	302,400	331,000
22	172,800	262,300	304,500	333,100
23	175,400	264,000	306,500	335,100
24	178,000	265,700	308,600	337,200
25	180,700	267,600	310,300	338,600
26	182,400	269,500	312,400	340,500
27	184,000	271,300	314,400	342,400
28	185,700	273,100	316,400	344,300
29	187,200	274,800	318,100	345,900
30	188,900	276,700	320,100	347,800
31	190,700	278,600	322,200	349,700
32	192,400	280,300	324,300	351,500
33	194,000	281,800	325,500	353,400
34	195,800	283,700	327,500	355,200
35	197,600	285,500	329,400	357,000
36	199,400	287,400	331,500	358,700
37	200,900	289,000	333,400	360,100
38	202,700	290,700	335,300	361,400
39	204,500	292,500	337,300	362,800
40	206,300	294,300	339,200	364,200
41	207,900	295,800	341,100	365,500
42	209,700	297,500	343,000	366,400
43	211,500	299,000	344,800	367,500
44	213,300	300,600	346,700	368,600
45	214,700	302,200	348,200	369,400
46	216,500	303,900	349,600	370,300
47	218,200	305,500	351,100	371,200
48	220,000	307,200	352,600	372,100
49	221,700	308,100	354,200	373,000
50	223,400	309,600	355,000	373,800
51	225,000	311,100	356,200	374,600
52	226,600	312,700	357,200	375,400
53	228,000	314,300	358,100	376,100
54	229,700	315,900	359,200	376,800
55	231,300	317,500	360,100	377,500
56	232,900	319,000	361,200	378,200

57	234,000	320,500	362,100	378,700
58	235,500	321,700	362,800	379,300
59	236,900	322,900	363,500	379,900
60	238,200	324,100	364,200	380,600
61	239,500	324,800	364,600	381,000
62	240,700	325,700	365,200	381,700
63	241,700	326,500	365,900	382,300
64	242,900	327,300	366,600	382,900
65	244,200	328,200	366,900	383,300
66	245,300	328,600	367,600	383,900
67	246,500	329,300	368,300	384,500
68	247,800	330,100	369,000	385,100
69	248,700	330,900	369,300	385,500
70	250,100	331,600	369,900	386,000
71	251,500	332,300	370,600	386,500
72	252,900	333,000	371,200	387,100
73	254,300	333,500	371,500	387,400
74	255,700	334,100	372,100	387,800
75	257,100	334,600	372,800	388,200
76	258,400	335,200	373,400	388,600
77	259,600	335,500	373,800	388,900
78	260,900	336,000	374,300	389,200
79	262,300	336,400	374,900	389,500
80	263,600	336,900	375,400	389,800
81	264,700	337,300	375,900	390,000
82	265,800	337,800	376,500	390,300
83	267,100	338,300	377,000	390,600
84	268,400	338,800	377,300	390,800
85	269,200	339,100	377,700	391,000
86	269,700	339,500	378,200	391,300
87	270,300	340,000	378,600	391,600
88	271,000	340,400	379,000	391,800
89	271,300	340,700	379,400	392,000
90	271,800	341,100	379,900	392,300
91	272,200	341,600	380,300	392,600
92	272,700	342,000	380,700	392,800
93	273,200	342,200	381,000	393,000
94	273,700	342,600		
95	274,200	343,100		
96	274,600	343,500		
97	274,800	343,700		
98	275,300	344,100		
99	275,600	344,500		
100	276,100	344,800		
101	276,500	345,100		
102	276,900	345,500		
103	277,300	345,900		
104	277,700	346,300		
105	278,100	346,800		
106	278,500	347,200		
107	278,800	347,600		
108	279,200	348,000		
109	279,600	348,500		
110	279,900	348,900		
111	280,200	349,200		
112	280,600	349,500		
113	280,900	350,000		
114	281,100			
115	281,400			
116	281,700			

117	281,900			
118	282,200			
119	282,500			
120	282,800			
121	283,000			
122	283,300			
123	283,500			
124	283,700			
125	284,000			
126	284,200			
127	284,300			
128	284,500			
129	284,700			
130	284,800			
131	285,000			
132	285,200			
133	285,300			
134	285,400			
135	285,600			
136	285,700			
137	285,800			
138	285,900			
139	286,000			
140	286,100			
141	286,200			
142	286,300			
143	286,400			
144	286,500			
145	286,600			
146	286,700			
147	286,800			
148	286,900			
149	287,000			
150	287,100			
151	287,200			
152	287,300			
153	287,400			
154	287,500			
155	287,600			
156	287,700			
157	287,800			
再任用職員	215,200	255,200	274,600	289,700

別表第8 級別標準職務表（第11条第3項関係）

イ 医療職基本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 薬剤師の職務 2 診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務 3 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師又は心理療法士（以下この表において「医療技術職員」という。）の職務
2 級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務 3 困難な業務を行う医療技術職員（心理療法士を除く。）の職務
3 級	1 主任薬剤師の職務 2 副診療放射線技師長、副臨床検査技師長又は副栄養管理室長の職務 3 困難な業務を行う主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務
4 級	1 副薬剤部長の職務 2 困難な業務を行う主任薬剤師の職務 3 診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、臨床工学技士長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
5 級	1 薬剤部長の職務 2 困難な業務を行う診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
6 級	困難な業務を行う薬剤部長の職務
7 級	特に困難な業務を行う薬剤部長の職務
備考	1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 3 前2項の規定は、以下の級別標準職務表において同様とする。

ロ 医療職基本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	助産師又は看護師の職務
3 級	副看護師長の職務
4 級	看護師長の職務
5 級	副看護部長の職務
6 級	看護部長の職務
7 級	困難な業務を行う看護部長の職務

ハ 事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的 な 職務
1 級	一般職員の職務
2 級	係長の職務
3 級	専門職の職務
4 級	1 課長の職務 2 室長の職務
5 級	困難な業務を行う課長の職務
6 級	部長の職務
7 級	困難な業務を行う部長の職務
8 級	特に困難な業務を行う部長の職務
9 級	理事長が別に定める職務

ニ 技能職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的 な 職務
1 級	1 一般職員の職務 2 助手職員の職務 3 労務職員の職務
2 級	1 数名の一般職員を直接指揮監督する職長、副職長又は主任の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする一般職員の職務 3 助手職員を直接指揮監督する職長又は副職長の職務
3 級	多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
4 級	極めて多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
備考	1 「一般職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師又は洗たく長等職員である。 2 「助手職員」とは、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手又は作業療法助手である。 3 「労務職員」とは、調理助手、保清員、洗たく員又は消毒員である。

ホ 教育職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的 な 職務
1 級	助教、助手の職務
2 級	講師の職務
3 級	准教授の職務
4 級	学部長、教授の職務
5 級	理事長が別に定める職務

へ 福祉職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 児童指導員又は保育士の職務 2 医療社会事業専門員の職務
2 級	1 指導主任、主任児童指導員又は主任保育士の職務 2 医療社会事業専門職の職務
3 級	1 指導室長の職務 2 主任医療社会事業専門職の職務

ト 療養介助職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	療養介助員の職務
2 級	療養介助専門員の職務

チ 専門技術職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	一般職員の職務
2 級	1 係長の職務 2 主任の職務
3 級	専門職の職務
4 級	室長の職務

別表第9 初任給基準表（第12条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 歯 科 医 師	博 士 課 程 修 了 大 学 6 卒	25 号 俸 1 号 俸

ロ 医療職基本給表（二）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 劑 師	大 学 6 卒	1 級 35 号 俸
	大 学 卒	1 級 21 号 俸
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
栄 養 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
視 能 訓 練 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
歯 科 衛 生 士	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 7 号 俸
歯 科 技 工 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

ハ 医療職基本給表（三）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 産 師	大 学 卒	2 級 11 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
看 護 師	大 学 卒	2 級 9 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
	短 大 2 卒	2 級 1 号 俸
准 看 護 師	准 看 護 師 養 成 所 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看講師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看講師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあっては2級13号俸、「短大2卒」にあっては2級9号俸とする。

ニ 事務職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
国 家 公 務 員 採 用 試 験	総 合 職（院 卒）	1 級 43 号 俸
	総 合 職（大 卒）	1 級 33 号 俸
	一 般 職（大 卒）	1 級 25 号 俸
	一 般 職（高 卒）	1 級 5 号 俸
競 争 試 験	事 務 職 採 用 試 験（大 卒 程 度）	1 級 25 号 俸
	事 務 職 採 用 試 験（高 卒 程 度）	1 級 5 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 試験欄の「国家公務員採用試験」「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「国家公務員採用試験」「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「国家公務員採用試験」「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「国家公務員採用試験」「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験をいう。
- 5 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（大卒程度）」は、就業規則第73条に基づく大学卒業者程度の能力及び適正について判定する競争試験をいう。
- 6 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（高卒程度）」は、就業規則第73条に基づく高等学校卒業者程度の能力及び適正について判定する競争試験をいう。
- 7 上記の他、試験欄のお適用については、それぞれ1から6に相当すると理事長が認めたこれらに相当する能力及び適正の判定方法を含めるものとする。

ホ 技能職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
技 能 職 員	高 校 卒	1 級 17 号 俸
	中 学 卒	1 級 9 号 俸

備考

職種欄の「技能職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師、洗たく長等職員、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手、理学療法助手又は作業療法助手である。

へ 教育職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 手	博 士 課 程 修 了 (大学6卒後のものに限る。)	1 級 37 号 俸
	博 士 課 程 修 了	1 級 31 号 俸
	修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了 大 学 6 卒	1 級 13 号 俸
	大 学 卒	1 級 1 号 俸

ト 研究職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
採 用 試 験	総 合 職 (院卒)	15 号 俸
	総 合 職 (大卒)	5 号 俸
	一 般 職 (大卒)	1 号 俸
そ の 他	博 士 課 程 修 了 (大学6卒後のものに限る。)	37 号 俸
	博 士 課 程 修 了	33 号 俸
	修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了 大 学 6 卒	13 号 俸

備考

- 1 試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了専門職学位課程修了大学6卒」の区分は、あらかじめ理事長の承認を得た者に適用する。
- 5 試験欄の「総合職（院卒）」又は「総合職（大卒）」の区分の適用を受ける者のうち、「博士課程修了」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」の学歴免許等の資格を有する者で相当高度の研究業績を有する者をもって充てる必要のある職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が「博士課程修了」にあつては「33号俸」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」にあつては「17号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。
- 6 高度の専門性を有する学問分野についての知識経験を有する者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、理事長が別に定める。

チ 福祉職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
児 童 指 導 員	大 学 卒	1 級 21 号 俸
医 療 社 会 事 業 専 門 員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
保 育 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸

備考

- 1 児童自立支援事業、児童福祉事業等に従事したことにより児童指導員又は保育士になった者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、理事長が別に定める。
- 2 職種欄の「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。

リ 療養介助職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
療養介助専門員	大 学 卒	2 級 21 号 俸
	短 大 卒	2 級 11 号 俸
	高 校 卒	2 級 1 号 俸
療 養 介 助 員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 職種欄の「療養介助専門員」とは、介護福祉士の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務（以下「身体介助等の業務」という。）に加え、介護計画の作成（外出時の支援を含む。）等を行う職員をいう。
- 2 職種欄の「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー2級）の資格を有し、身体介助等の業務を行う職員をいう。
- 3 学歴免許等の「大学卒」、「短大卒」の区分の適用については、理事長が別に定める学校等に限る。

ヌ 専門技術職基本給表初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
国家公務員	総 合 職（院 卒）		1 級 43 号 俸
	総 合 職（大 卒）		1 級 33 号 俸
採用試験	一 般 職（大 卒）		1 級 25 号 俸
	一 般 職（高 卒）		1 級 5 号 俸
競争試験	事務職採用試験（大卒程度）		1 級 25 号 俸
	事務職採用試験（高卒程度）		1 級 5 号 俸
そ の 他		高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 試験欄の「国家公務員採用試験」「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「国家公務員採用試験」「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「国家公務員採用試験」「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「国家公務員採用試験」「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験をいう。
- 5 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（大卒程度）」は、就業規則第73条に基づく大学卒業者程度の能力及び適正について判定する競争試験をいう。
- 6 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（高卒程度）」は、就業規則第73条に基づく高等学校卒業者程度の能力及び適正について判定する競争試験をいう。
- 7 上記の他、試験欄のお適用については、それぞれ1から6に相当すると理事長が認めたこれらに相当する能力及び適正の判定方法を含めるものとする。

別表第10 学歴免許等資格区分表（第12条第2項関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基礎学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
五 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校の卒業 (3) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格	
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (5) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (6) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (7) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (8) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (9) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令（平成10年厚令第74号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年（高等専門学校にあっては、4年）以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業

		<p>(11) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(12) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	二 短大2卒	<p>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業</p> <p>(2) 学校教育法による高等専門学校卒業</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(4) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の養成施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(5) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(6) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(7) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。）の卒業</p> <p>(8) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程（同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業</p> <p>(9) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第1項第1号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(10) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業</p> <p>(11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	三 短大1卒	<p>(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
3 高校卒	一 高校専攻科卒	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	二 高校3卒	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	三 高校2卒	<p>(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
4 中学卒	中 学 卒	<p>(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>

別表第11 昇格対応号俵表(第13条第1項関係)

イ 医療職基本給表(二)

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇格後の号俵					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	2	1	1	1	1
15	1	3	1	1	1	1
16	1	4	1	1	1	1
17	1	5	1	1	1	1
18	1	6	2	2	2	1
19	1	7	3	3	3	1
20	1	8	4	4	4	1
21	1	9	5	5	5	1
22	1	10	6	6	6	1
23	1	11	7	7	7	1
24	1	12	8	8	8	1
25	1	13	9	9	9	1
26	1	14	10	10	10	2
27	1	15	11	11	11	3
28	1	16	12	12	12	4
29	1	17	13	13	13	5
30	1	18	14	14	14	6
31	1	19	15	15	15	7
32	1	20	16	16	16	8
33	1	21	17	17	17	9
34	1	22	18	18	18	10
35	1	23	19	19	19	11
36	1	24	20	20	20	12
37	1	25	21	21	21	12
38	2	26	22	22	21	12
39	3	27	23	23	22	12
40	4	28	24	24	22	13
41	5	29	25	25	23	13
42	6	30	26	26	23	13
43	7	31	27	27	24	13
44	8	32	28	28	24	14
45	9	33	29	29	25	14
46	10	34	30	30	25	14
47	11	35	31	31	25	14
48	12	36	32	32	25	15
49	13	37	33	33	25	15
50	14	38	34	34	25	15
51	15	39	34	34	26	15
52	16	40	34	34	26	16
53	17	41	35	35	26	16
54	18	42	35	35	27	16
55	19	43	36	36	27	16
56	20	44	36	36	27	17
57	21	45	37	37	28	17
58	22	46	38	37	28	17
59	23	47	39	37	29	17
60	24	48	40	38	29	17
61	25	49	41	38	29	17
62	26	50	41	38	29	17
63	27	51	41	39	30	
64	28	52	42	39	30	
65	29	53	42	39	30	
66	30	54	42	40	30	
67	31	55	43	40	30	
68	32	56	43	40	30	
69	33	57	43	41	31	
70	34	58	44	41	31	
71	35	59	44	42	31	
72	36	60	44	42	31	
73	37	61	45	43	31	
74	38	61	45	43	31	
75	39	62	45	44	31	
76	40	62	45	44	31	
77	41	63	46	45	32	
78	42	63	46	45	32	
79	43	64	46	46	32	
80	44	64	46	46	32	
81	45	65	47	47		
82	46	65	47	47		
83	47	66	47	48		
84	48	66	47	48		
85	49	67	48	48		
86	50	67	48	48		
87	51	68	48	49		
88	52	68	48	49		
89	53	69	49	49		
90	53	70	49	50		
91	54	71	49	50		
92	54	72	50	50		
93	55	73	50	51		
94	55	73	50	51		
95	56	74	51	51		
96	56	74	51	52		
97	57	75	51	52		
98	57	75	52	52		
99	58	76	52	53		
100	58	76	52	53		
101	59	77	53			
102	59	77	53			
103	60	78	54			
104	60	78	54			
105	61	79	55			
106	61	79	55			
107	61	80	56			
108	61	80	56			
109	61	81	57			
110	62	81	57			
111	62	82	57			
112	62	82	57			
113	62	83	58			
114	62	83	58			
115	63	84	58			
116	63	84	58			
117	63	85	59			
118	63	85	59			
119	63	85	59			
120	64	86	59			
121	64	86	60			
122	64	86	60			
123	64	87				
124	64	87				
125	64	87				

126	65
127	65
128	65
129	65
130	65
131	65
132	65
133	65
134	66
135	66
136	66
137	66
138	66
139	66
140	66
141	66
142	66
143	67
144	67
145	67
146	67
147	67
148	67
149	67
150	67
151	67
152	68
153	68
154	68
155	68
156	68
157	68
158	68
159	68
160	68
161	69
162	69
163	69
164	69
165	69
166	69
167	69
168	69
169	69
170	69

ロ 医療職基本給表(三)

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇格後の号俵					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	37
55	39	31	43	39	32	37
56	40	32	44	40	32	38
57	41	33	45	41	33	39
58	42	34	46	42	33	39
59	43	35	47	43	34	39
60	44	36	48	44	34	39
61	45	37	49	45	35	39
62	46	38	50	46	35	40
63	47	39	51	47	36	40
64	48	40	52	48	36	40
65	49	41	53	49	37	40
66	50	42	54	50	37	41
67	51	43	55	51	38	42
68	52	44	56	52	38	43
69	53	45	57	53	39	43
70	54	46	58	53	39	44
71	55	47	59	54	40	44
72	56	48	60	54	40	45
73	57	49	61	55	41	45
74	58	50	62	55	41	45
75	59	51	63	56	41	45
76	60	52	64	56	41	45
77	61	53	65	57	41	46
78	62	54	66	58	41	46
79	63	55	67	59	42	46
80	64	56	68	60	42	46
81	65	57	69	61	42	46
82	65	58	70	61	42	47
83	66	59	71	62	42	
84	66	60	72	62	42	
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	43	
87	68	63	75	64	43	
88	68	64	76	64	43	
89	69	65	77	65	43	
90	70	66	78	65	43	
91	71	67	79	66	44	
92	72	68	80	66	44	
93	73	69	81	67	44	
94	73	70	82	67	44	
95	74	71	83	68	44	
96	74	72	84	68	44	
97	75	73	85	69	44	
98	75	74	85	70	44	
99	76	75	86	71	45	
100	76	76	86	72	45	
101	77	77	87	73	45	
102	78	78	87	73	45	
103	79	79	88	74	45	
104	80	80	88	74	45	
105	81	81	89	75	45	
106	81	81	90	75	45	
107	81	81	91	76	46	
108	81	82	92	76	46	
109	81	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111	82	83	95	79		
112	82	83	96	80		
113	82	83	97	81		
114	82	84	98	81		
115	83	84	99	82		
116	83					

ハ 事務職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇 格 後 の 号 俵							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
9	1	1	2	2	1	1	1	1
10	1	1	3	3	1	1	1	1
11	1	1	4	4	1	1	1	1
12	1	1	5	5	1	1	1	1
13	1	1	6	6	2	2	1	1
14	1	1	7	7	3	3	1	1
15	1	1	8	8	4	4	1	1
16	1	1	9	9	5	5	1	1
17	1	2	10	10	6	6	2	1
18	1	3	11	11	7	7	3	1
19	1	4	12	12	8	8	4	1
20	1	5	13	13	9	9	5	1
21	1	6	14	14	10	10	6	2
22	1	7	15	15	11	11	7	3
23	1	8	16	16	12	12	8	4
24	1	9	17	17	13	13	9	5
25	1	10	18	18	14	14	10	6
26	1	11	19	19	15	15	11	7
27	1	12	20	20	16	16	12	8
28	1	13	21	21	17	17	13	9
29	1	14	22	22	18	18	13	10
30	1	15	23	23	19	19	13	11
31	1	16	24	24	20	20	13	12
32	1	17	25	25	21	21	13	13
33	1	18	26	26	21	22	14	13
34	1	19	27	27	22	23	14	13
35	1	20	28	28	22	24	14	14
36	1	21	29	29	23	25	14	14
37	1	22	30	30	23	25	14	14
38	1	23	31	31	24	26	15	15
39	1	24	32	32	24	26	15	15
40	1	25	33	33	25	27	15	15
41	1	26	34	34	25	27	15	15
42	1	27	35	35	26	28	15	15
43	1	28	36	36	26	28	16	16
44	1	29	37	37	27	29	16	16
45	1	30	38	38	27	29	16	16
46	1	31	39	39	28	29	16	16
47	1	32	40	40	28	30	16	16
48	2	33	41	41	29	31	17	17
49	3	34	42	42	29	31	17	17
50	4	35	43	43	29	32	17	17
51	5	36	44	44	29	32	17	17
52	6	37	45	45	30	33	17	17
53	7	38	46	46	30	33	18	18
54	8	39	47	47	30	33	18	18
55	9	40	48	48	30	33	18	18
56	10	41	49	49	31	34	18	18
57	11	42	50	50	31	35	18	18
58	12	43	51	51	31	35	19	19
59	13	44	52	52	31	35	19	19
60	14	45	53	53	32	35	19	19
61	15	46	54	54	32	36	19	19
62	16	47	55	55	32	36	19	19
63	17	48	56	56	32	36	19	19
64	18	49	57	57	33	37	19	19
65	19	50	58	58	33	37	19	19
66	20	51	59	59	33	37	19	19
67	21	52	60	60	34	37	19	19
68	22	53	61	61	34	37	19	19
69	23	54	62	62	35	38	19	19
70	24	55	63	63	35	38	19	19
71	25	56	64	64	35	38	19	19
72	26	57	65	65	36	39	19	19
73	27	58	66	66	36	39	19	19
74	28	59	67	67	36	39	19	19
75	29	60	68	68	36	39	19	19
76	30	61	69	69	37	39	19	19
77	31	62	70	70	37	39	19	19
78	32	63	71	71	37	39	19	19
79	33	64	72	72	37	39	19	19
80	34	65	73	73	38	39	19	19
81	35	66	74	74	38	39	19	19
82	36	67	75	75	38	39	19	19
83	37	68	76	76	39	39	19	19
84	38	69	77	77	39	39	19	19
85	39	70	78	78	40	39	19	19
86	40	71	79	79	40	41	19	19
87	41	72	80	80	41	41	19	19
88	42	73	81	81	41	41	19	19
89	43	74	82	82	41	41	19	19
90	44	75	83	83	41	41	19	19
91	45	76	84	84	42	41	19	19
92	46	77	85	85	42	42	19	19
93	47	78	86	86	42	42	19	19
94	48	79	87	87	42	42	19	19
95	49	80	88	88	42	42	19	19
96	50	81	89	89	43	42	19	19
97	51	82	90	90	43	43	19	19
98	52	83	91	91	43	43	19	19
99	53	84	92	92	43	43	19	19
100	54	85	93	93	43	43	19	19
101	55	86	94	94	43	43	19	19
102	56	87	95	95	43	43	19	19
103	57	88	96	96	43	43	19	19
104	58	89	97	97	43	43	19	19
105	59	90	98	98	43	43	19	19
106	60	91	99	99	43	43	19	19
107	61	92	100	100	43	43	19	19
108	62	93	101	101	43	43	19	19
109	63	94	102	102	43	43	19	19
110	64	95	103	103	43	43	19	19

ニ 技能職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇 格 後 の 号 俵		
	2級	3級	4級
17	1	1	1
18	1	1	2
19	1	1	3
20	1	1	4
21	1	1	5
22	1	1	6
23	1	1	7
24	1	1	8
25	1	1	9
26	1	1	10
27	1	1	11
28	1	1	12
29	1	1	13
30	1	2	13
31	1	3	14
32	1	4	14
33	1	5	15
34	1	6	15
35	1	7	16
36	1	8	16
37	1	9	17
38	1	10	17
39	1	11	18
40	1	12	18
41	1	13	19
42	1	14	19
43	1	15	20
44	1	16	20
45	1	17	21
46	1	18	22
47	1	19	23
48	1	20	24
49	1	21	25
50	2	22	25
51	3	23	26
52	4	24	26
53	5	25	27
54	6	26	27
55	7	27	28
56	8	28	28
57	9	29	29
58	10	30	29
59	11	31	29
60	12	32	30
61	13	33	30
62	14	34	30
63	15	35	31
64	16	36	31
65	17	37	31
66	18	38	32
67	19	39	32
68	20	40	32
69	21	41	33
70	22	42	33
71	23	43	33
72	24	44	34
73	25	45	34
74	26	46	34
75	27	47	35
76	28	48	35
77	29	49	35
78	29	50	36
79	30	51	36
80	30	52	36
81	31	53	37
82	31	54	37
83	32	55	37
84	32	56	38
85	33	57	38
86	34	58	38
87	35	59	38
88	36	60	39
89	37	61	39
90	38	61	39
91	39	62	39
92	40	62	39
93	41	63	40
94	42	63	40
95	43	64	40
96	44	64	41
97	45	65	41
98	46	65	41
99	47	66	41
100	48	66	41
101	49	67	41
102	49	67	41
103	50	68	41
104	50	68	42
105	51	69	42
106	51	70	42
107	52	71	42
108	52	72	42
109	53	73	42
110	53	73	42
111	54	74	42
112	54	74	42
113	55	75	43
114	55	75	43
115	56	76	43
116	56	76	43
117	57	77	43
118	57	78	43

ホ 教育職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	1
24	4	12	1	1
25	5	13	1	1
26	6	14	1	1
27	7	15	1	1
28	8	16	1	1
29	9	17	1	1
30	10	18	2	1
31	11	19	3	1
32	12	20	4	1
33	13	21	5	1
34	14	22	6	1
35	15	23	7	1
36	16	24	8	1
37	17	25	9	1
38	18	26	10	1
39	19	27	11	1
40	20	28	12	1
41	21	29	13	1
42	22	30	14	1
43	23	31	15	1
44	24	32	16	1
45	25	33	17	1
46	26	34	18	1
47	27	35	19	1
48	28	36	20	1
49	29	37	21	1
50	30	38	21	1
51	31	39	21	1
52	32	40	22	1
53	33	41	22	1
54	33	41	22	1
55	33	42	23	1
56	34	42	23	1
57	34	43	23	1
58	34	43	24	2
59	35	44	24	3
60	35	44	24	4
61	35	45	25	5
62	36	46	25	6
63	36	47	26	7
64	36	48	26	8
65	37	49	27	9
66	37	50	27	9
67	38	51	28	10
68	38	52	28	10
69	39	53	29	11
70	39	54	29	11
71	40	55	30	12
72	40	56	30	12
73	41	57	31	13
74	41	57	31	13
75	42	58	32	14
76	42	58	32	14
77	43	59	33	15
78	43	59	33	
79	44	60	33	
80	44	60	34	
81	45	61	34	
82	45	61	34	
83	46	62	35	
84	46	62	35	
85	47	63	35	
86	47	63	36	
87	48	64	36	
88	48	64	36	
89	49	65	37	
90	49	65		
91	49	66		
92	49	66		
93	50	67		
94	50	67		
95	50	68		
96	50	68		
97	51	69		
98	51	69		
99	51	70		
100	51	70		
101	52	71		
102	52	71		
103	52	72		
104	52	72		
105	53	73		
106	53			
107	53			
108	53			
109	54			
110	54			
111	54			
112	54			
113	55			
114	55			

115	55
116	55
117	56
118	56
119	56
120	56
121	57
122	57
123	57
124	58
125	58
126	58
127	59
128	59
129	59

ヘ 福祉職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
9	1	1
10	1	2
11	1	3
12	1	4
13	1	5
14	1	6
15	1	7
16	1	8
17	1	9
18	1	10
19	1	11
20	1	12
21	1	13
22	1	14
23	1	15
24	1	16
25	1	17
26	1	18
27	1	19
28	1	20
29	1	21
30	1	22
31	1	23
32	1	24
33	1	25
34	1	26
35	1	27
36	1	28
37	1	29
38	1	30
39	1	31
40	1	32
41	1	33
42	1	33
43	1	34
44	1	34
45	1	35
46	1	35
47	1	36
48	1	36
49	1	37
50	1	38
51	1	39
52	1	40
53	1	41
54	1	41
55	1	41
56	1	42
57	1	42
58	2	42
59	3	43
60	4	43
61	5	43
62	6	44
63	7	44
64	8	44
65	9	45
66	10	45
67	11	45
68	12	45
69	13	45
70	14	46
71	15	46
72	16	46
73	17	46
74	18	46
75	19	47
76	20	47
77	21	48
78	22	48
79	23	48
80	24	48
81	25	48
82	26	49
83	27	49
84	28	49
85	29	49
86	30	49
87	31	49
88	32	49
89	33	50
90	34	50
91	35	50
92	36	50
93	37	50
94	38	50
95	39	50
96	40	51
97	41	51
98	42	51
99	43	51
100	44	51
101	45	51
102	46	51
103	47	52
104	48	52
105	49	52
106	50	52
107	51	52
108	52	52
109	53	
110	54	

111	55
112	56
113	57
114	57
115	58
116	58
117	59
118	59
119	60
120	60
121	61
122	61
123	62
124	62
125	63
126	63
127	64
128	64
129	65
130	65
131	66
132	66
133	67
134	67
135	68
136	68
137	69
138	70
139	71
140	72
141	73
142	74
143	75
144	76
145	76
146	76
147	77
148	77
149	78
150	78
151	79
152	79
153	79
154	80
155	80
156	80
157	81
158	81
159	81
160	81
161	81
162	81
163	82
164	82
165	82
166	82
167	82
168	82
169	82
170	82

ト 療養介助職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
1	1	1
2	2	1
3	3	1
4	4	1
5	5	1
6	6	1
7	7	1
8	8	1
9	9	1
10	10	1
11	11	1
12	12	1
13	13	1
14	14	1
15	15	1
16	16	1
17	17	1
18	18	1
19	19	1
20	20	1
21	21	1
22	22	1
23	23	1
24	24	1
25	25	1
26	26	1
27	27	1
28	28	1
29	29	1
30	30	1
31	31	1
32	32	1
33	33	1
34	34	1
35	35	1
36	36	1
37	37	1
38	38	1
39	39	1
40	40	1
41	41	1
42	42	1
43	43	1
44	44	1
45	45	1
46	46	1
47	47	1
48	48	1
49	49	1
50	50	1
51	51	1
52	52	1
53	53	1
54	54	1
55	55	1
56	56	1
57	57	1
58	58	1
59	59	1
60	60	1
61	61	1
62	62	1
63	63	1
64	64	1
65	65	1
66	66	1
67	67	1
68	68	1
69	69	1
70	70	1
71	71	1
72	72	1
73	73	1
74	74	1
75	75	1
76	76	1
77	77	1
78	78	1
79	79	1
80	80	1
81	81	1
82	82	1
83	83	1
84	84	1
85	85	1
86	86	1
87	87	1
88	88	1
89	89	1
90	89	1
91	90	1
92	90	1
93	91	1
94	91	1
95	92	1
96	92	1
97	93	1
98	93	1
99	94	1
100	94	1
101	95	1
102	95	1

103	96
104	96
105	97
106	97
107	98
108	98
109	99
110	99
111	100
112	100
113	101
114	101
115	101
116	102
117	102
118	102
119	103
120	103
121	103
122	104
123	104
124	104
125	104
126	105
127	105
128	105
129	105
130	106
131	106
132	106
133	106
134	107
135	107
136	107
137	107
138	108
139	108
140	108
141	108
142	109
143	109
144	109
145	109
146	110
147	110
148	110
149	110

子 専門技術職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇格後の号俵		
	2級	3級	4級
9	1	1	1
10	1	1	2
11	1	1	3
12	1	1	4
13	1	1	5
14	1	1	6
15	1	1	7
16	1	1	8
17	1	1	9
18	1	2	10
19	1	3	11
20	1	4	12
21	1	5	13
22	1	6	14
23	1	7	15
24	1	8	16
25	1	9	17
26	1	10	18
27	1	11	19
28	1	12	20
29	1	13	21
30	1	14	22
31	1	15	23
32	1	16	24
33	1	17	25
34	1	18	26
35	1	19	27
36	1	20	28
37	1	21	29
38	1	22	30
39	1	23	31
40	1	24	32
41	1	25	33
42	1	26	34
43	1	27	35
44	1	28	36
45	1	29	37
46	1	30	38
47	1	31	39
48	1	32	40
49	1	33	41
50	2	34	42
51	3	35	43
52	4	36	44
53	5	37	45
54	6	38	46
55	7	39	47
56	8	40	48
57	9	41	49
58	10	42	50
59	11	43	51
60	12	44	52
61	13	45	53
62	14	45	54
63	15	45	55
64	16	46	56
65	17	46	57
66	18	46	58
67	19	47	59
68	20	47	60
69	21	47	61
70	22	48	62
71	23	48	63
72	24	48	64
73	25	49	65
74	26	49	66
75	27	49	67
76	28	50	68
77	29	50	69
78	30	50	69
79	31	51	70
80	32	51	71
81	33	51	72
82	34	52	72
83	35	52	73
84	36	52	74
85	37	53	75
86	38	53	76
87	39	53	77
88	40	53	78
89	41	54	79
90	41	54	80
91	42	54	81
92	42	54	82
93	43	55	83
94	43	55	
95	44	55	
96	44	55	
97	45	56	
98	45	56	
99	46	56	
100	46	56	
101	47	57	
102	47	57	
103	48	58	
104	48	58	
105	49	59	
106	49	59	
107	49	60	
108	49	60	
109	50	61	
110	50	61	

111	50	62
112	50	62
113	51	63
114	51	
115	51	
116	51	
117	52	
118	52	
119	52	
120	52	
121	53	
122	53	
123	53	
124	53	
125	53	
126	54	
127	54	
128	54	
129	54	
130	54	
131	55	
132	55	
133	55	
134	55	
135	55	
136	56	
137	56	
138	56	
139	56	
140	56	
141	57	
142	57	
143	57	
144	57	
145	57	
146	58	
147	58	
148	58	
149	58	
150	58	
151	59	
152	59	
153	59	
154	59	
155	59	
156	60	
157	60	

別表第 1 2 基本給表別職員層区分表（第 1 5 条第 3 項関係）

区 分	初 任 層	中 間 層	管理職層
医療職基本給表（一）	—	（中間層）	—
医療職基本給表（二）	1 級	2 級～5 級	6 級、7 級
医療職基本給表（三）	1 級、2 級	3 級～5 級	6 級、7 級
事務職基本給表	1 級	2 級～5 級	6 級～9 級
技能職基本給表	1 級	2 級～4 級	—
教育職基本給表	1 級	2 級、3 級	4 級、5 級
研究職基本給表	—	（中間層）	—
福祉職基本給表	1 級	2 級、3 級	—
療養介助職基本給表	1 級、2 級	—	—
専門技術職基本給表	1 級	2 級～4 級	—

別表第13 副院長・部長・医長基本年俸表（第19条第1項第1号関係）

職務の級 号俸	1 級		2 級		
	基本年俸額		基本年俸額		
	月 例 年俸額	業績年俸額	月 例 年俸額	業績年俸額	
				1 欄	2 欄
円	円	円	円	円	
1	4,242,000	1,708,000	5,158,800	2,438,000	2,619,000
2	4,293,600	1,729,000	5,198,400	2,457,000	2,639,000
3	4,342,800	1,748,000	5,236,800	2,475,000	2,658,000
4	4,393,200	1,769,000	5,275,200	2,493,000	2,678,000
5	4,443,600	1,789,000	5,314,800	2,512,000	2,698,000
6	4,495,200	1,810,000	5,350,800	2,529,000	2,716,000
7	4,545,600	1,830,000	5,386,800	2,546,000	2,734,000
8	4,599,600	1,852,000	5,422,800	2,563,000	2,753,000
9	4,650,000	1,872,000	5,458,800	2,580,000	2,771,000
10	4,700,400	1,892,000	5,496,000	2,597,000	2,790,000
11	4,749,600	1,912,000	5,530,800	2,614,000	2,807,000
12	4,801,200	1,933,000	5,566,800	2,631,000	2,826,000
13	4,850,400	1,953,000	5,601,600	2,647,000	2,843,000
14	4,888,800	1,968,000	5,636,400	2,664,000	2,861,000
15	4,927,200	1,984,000	5,671,200	2,680,000	2,879,000
16	4,964,400	1,999,000	5,704,800	2,696,000	2,896,000
17	5,005,200	2,015,000	5,738,400	2,712,000	2,913,000
18	5,043,600	2,031,000	5,773,200	2,728,000	2,930,000
19	5,082,000	2,046,000	5,806,800	2,744,000	2,947,000
20	5,119,200	2,061,000	5,841,600	2,761,000	2,965,000
21	5,157,600	2,076,000	5,875,200	2,777,000	2,982,000
22	5,193,600	2,091,000	5,907,600	2,792,000	2,999,000
23	5,230,800	2,106,000	5,940,000	2,807,000	3,015,000
24	5,268,000	2,121,000	5,972,400	2,822,000	3,031,000
25	5,298,000	2,133,000	6,003,600	2,837,000	3,047,000
26	5,334,000	2,147,000	6,034,800	2,852,000	3,063,000
27	5,368,800	2,161,000	6,064,800	2,866,000	3,078,000
28	5,404,800	2,176,000	6,096,000	2,881,000	3,094,000
29	5,439,600	2,190,000	6,126,000	2,895,000	3,109,000
30	5,474,400	2,204,000	6,157,200	2,910,000	3,125,000
31	5,506,800	2,217,000	6,187,200	2,924,000	3,141,000
32	5,542,800	2,231,000	6,218,400	2,939,000	3,156,000
33	5,572,800	2,244,000	6,243,600	2,951,000	3,169,000
34	5,605,200	2,257,000	6,272,400	2,964,000	3,184,000
35	5,635,200	2,269,000	6,301,200	2,978,000	3,198,000
36	5,667,600	2,282,000	6,330,000	2,991,000	3,213,000
37	5,689,200	2,290,000	6,358,800	3,005,000	3,228,000
38	5,721,600	2,303,000	6,388,800	3,019,000	3,243,000
39	5,752,800	2,316,000	6,417,600	3,033,000	3,257,000
40	5,784,000	2,329,000	6,447,600	3,047,000	3,273,000
41	5,812,800	2,340,000	6,475,200	3,060,000	3,287,000
42	5,845,200	2,353,000	6,502,800	3,073,000	3,301,000
43	5,874,000	2,365,000	6,529,200	3,086,000	3,314,000
44	5,905,200	2,377,000	6,556,800	3,099,000	3,328,000
45	5,934,000	2,389,000	6,582,000	3,110,000	3,341,000
46	5,964,000	2,401,000	6,607,200	3,122,000	3,354,000
47	5,992,800	2,413,000	6,632,400	3,134,000	3,366,000
48	6,021,600	2,424,000	6,658,800	3,147,000	3,380,000
49	6,048,000	2,435,000	6,684,000	3,159,000	3,393,000
50	6,078,000	2,447,000	6,710,400	3,171,000	3,406,000
51	6,106,800	2,458,000	6,735,600	3,183,000	3,419,000
52	6,136,800	2,471,000	6,762,000	3,196,000	3,432,000

53	6,164,400	2,482,000	6,783,600	3,206,000	3,443,000
54	6,190,800	2,492,000	6,810,000	3,218,000	3,457,000
55	6,214,800	2,502,000	6,834,000	3,230,000	3,469,000
56	6,240,000	2,512,000	6,859,200	3,241,000	3,482,000
57	6,264,000	2,522,000	6,880,800	3,252,000	3,493,000
58	6,289,200	2,532,000	6,906,000	3,264,000	3,505,000
59	6,314,400	2,542,000	6,930,000	3,275,000	3,517,000
60	6,339,600	2,552,000	6,955,200	3,287,000	3,530,000
61	6,364,800	2,562,000	6,979,200	3,298,000	3,542,000
62	6,388,800	2,572,000	7,003,200	3,310,000	3,555,000
63	6,414,000	2,582,000	7,023,600	3,319,000	3,565,000
64	6,439,200	2,592,000	7,046,400	3,330,000	3,577,000
65	6,464,400	2,602,000	7,069,200	3,341,000	3,588,000
66	6,484,800	2,611,000	7,088,400	3,350,000	3,598,000
67	6,504,000	2,618,000	7,107,600	3,359,000	3,608,000
68	6,524,400	2,627,000	7,128,000	3,368,000	3,618,000
69	6,540,000	2,633,000	7,146,000	3,377,000	3,627,000
70	6,560,400	2,641,000	7,161,600	3,384,000	3,635,000
71	6,579,600	2,649,000	7,177,200	3,392,000	3,643,000
72	6,600,000	2,657,000	7,192,800	3,399,000	3,651,000
73	6,615,600	2,663,000	7,207,200	3,406,000	3,658,000
74	6,630,000	2,669,000	7,221,600	3,413,000	3,665,000
75	6,642,000	2,674,000	7,234,800	3,419,000	3,672,000
76	6,654,000	2,679,000	7,249,200	3,426,000	3,679,000
77	6,668,400	2,685,000	7,261,200	3,431,000	3,686,000
78	6,680,400	2,689,000	7,270,800	3,436,000	3,690,000
79	6,694,800	2,695,000	7,280,400	3,440,000	3,695,000
80	6,706,800	2,700,000	7,288,800	3,444,000	3,700,000
81	6,721,200	2,706,000	7,298,400	3,449,000	3,704,000
82	6,734,400	2,711,000	7,306,800	3,453,000	3,709,000
83	6,746,400	2,716,000	7,314,000	3,456,000	3,712,000
84	6,760,800	2,722,000	7,322,400	3,460,000	3,717,000
85	6,774,000	2,727,000	7,330,800	3,464,000	3,721,000
86	6,784,800	2,731,000	7,338,000	3,468,000	3,725,000
87	6,798,000	2,737,000	7,341,600	3,469,000	3,726,000
88	6,810,000	2,742,000	7,348,800	3,473,000	3,730,000
89	6,822,000	2,746,000	7,356,000	3,476,000	3,734,000
90	6,834,000	2,751,000	7,363,200	3,480,000	3,737,000
91	6,847,200	2,756,000	7,369,200	3,482,000	3,740,000
92	6,856,800	2,760,000	7,376,400	3,486,000	3,744,000
93	6,868,800	2,765,000	7,383,600	3,489,000	3,748,000
94	6,877,200	2,769,000	7,390,800	3,493,000	3,751,000
95	6,885,600	2,772,000	7,398,000	3,496,000	3,755,000
96	6,894,000	2,775,000	7,404,000	3,499,000	3,758,000
97	6,902,400	2,779,000	7,411,200	3,502,000	3,762,000
98	6,909,600	2,782,000	7,414,800	3,504,000	3,764,000
99	6,916,800	2,785,000	7,418,400	3,506,000	3,765,000
100	6,924,000	2,787,000	7,422,000	3,507,000	3,767,000
101	6,931,200	2,790,000	7,425,600	3,509,000	3,769,000
102	6,937,200	2,793,000	7,429,200	3,511,000	3,771,000
103	6,943,200	2,795,000	7,432,800	3,512,000	3,773,000
104	6,949,200	2,798,000	7,436,400	3,514,000	3,774,000
105	6,955,200	2,800,000	7,440,000	3,516,000	3,776,000
106	6,961,200	2,802,000	7,443,600	3,518,000	3,778,000
107	6,967,200	2,805,000	7,447,200	3,519,000	3,780,000
108	6,974,400	2,808,000	7,450,800	3,521,000	3,782,000
109	6,980,400	2,810,000	7,454,400	3,523,000	3,784,000
110	6,986,400	2,813,000	7,458,000	3,524,000	3,785,000
111	6,992,400	2,815,000	7,461,600	3,526,000	3,787,000
112	6,998,400	2,817,000	7,465,200	3,528,000	3,789,000
113	7,004,400	2,820,000	7,468,800	3,530,000	3,791,000
114	7,008,000	2,821,000	7,472,400	3,531,000	3,793,000
115	7,010,400	2,822,000	7,476,000	3,533,000	3,795,000
116	7,014,000	2,824,000	7,479,600	3,535,000	3,796,000
117	7,016,400	2,825,000	7,483,200	3,536,000	3,798,000

118	7,020,000	2,826,000	7,486,800	3,538,000	3,800,000
119	7,022,400	2,827,000	7,490,400	3,540,000	3,802,000
120	7,026,000	2,828,000	7,494,000	3,541,000	3,804,000
121	7,028,400	2,829,000	7,497,600	3,543,000	3,806,000
122	7,032,000	2,831,000	7,501,200	3,545,000	3,807,000
123	7,034,400	2,832,000	7,504,800	3,547,000	3,809,000
124	7,038,000	2,833,000	7,508,400	3,548,000	3,811,000
125	7,040,400	2,834,000	7,512,000	3,550,000	3,813,000
126	7,044,000	2,836,000	7,515,600	3,552,000	3,815,000
127	7,046,400	2,837,000	7,519,200	3,553,000	3,816,000
128	7,050,000	2,838,000			
129	7,052,400	2,839,000			
130	7,056,000	2,841,000			
131	7,058,400	2,842,000			
132	7,062,000	2,843,000			
133	7,064,400	2,844,000			
134	7,068,000	2,845,000			
135	7,070,400	2,846,000			
136	7,074,000	2,848,000			
137	7,076,400	2,849,000			
138	7,080,000	2,850,000			
139	7,082,400	2,851,000			
140	7,086,000	2,853,000			
141	7,088,400	2,854,000			
142	7,092,000	2,855,000			
143	7,094,400	2,856,000			
144	7,098,000	2,857,000			
145	7,100,400	2,858,000			
146	7,104,000	2,860,000			
147	7,106,400	2,861,000			
148	7,110,000	2,862,000			
149	7,112,400	2,863,000			

別表第14 副所長・部長・室長基本年俸表(第19条第1項第2号関係)

職務の級 号俸	1級		2級		3級	
	基本年俸額		基本年俸額		基本年俸額	
	月例 年俸額	業績 年俸額	月例 年俸額	業績 年俸額	月例 年俸額	業績 年俸額
	円	円	円	円	円	円
1	3,362,400	1,295,000	4,665,600	2,205,000	6,279,600	3,187,000
2	3,391,200	1,306,000	4,700,400	2,221,000	6,316,800	3,206,000
3	3,420,000	1,317,000	4,731,600	2,236,000	6,354,000	3,225,000
4	3,448,800	1,328,000	4,765,200	2,252,000	6,391,200	3,244,000
5	3,476,400	1,339,000	4,790,400	2,264,000	6,428,400	3,263,000
6	3,502,800	1,349,000	4,822,800	2,279,000	6,457,200	3,278,000
7	3,526,800	1,358,000	4,855,200	2,295,000	6,486,000	3,292,000
8	3,550,800	1,368,000	4,887,600	2,310,000	6,514,800	3,307,000
9	3,576,000	1,377,000	4,917,600	2,324,000	6,543,600	3,321,000
10	3,607,200	1,389,000	4,948,800	2,339,000	6,564,000	3,332,000
11	3,638,400	1,401,000	4,981,200	2,354,000	6,586,800	3,343,000
12	3,672,000	1,414,000	5,014,800	2,370,000	6,609,600	3,355,000
13	3,697,200	1,424,000	5,046,000	2,385,000	6,630,000	3,365,000
14	3,728,400	1,436,000	5,078,400	2,400,000	6,645,600	3,373,000
15	3,758,400	1,447,000	5,112,000	2,416,000	6,660,000	3,380,000
16	3,792,000	1,460,000	5,144,400	2,431,000	6,672,000	3,387,000
17	3,978,000	1,532,000	5,174,400	2,445,000	6,685,200	3,393,000
18	4,004,400	1,542,000	5,205,600	2,460,000	6,693,600	3,398,000
19	4,030,800	1,552,000	5,235,600	2,474,000	6,700,800	3,401,000
20	4,054,800	1,562,000	5,266,800	2,489,000	6,708,000	3,405,000
21	4,076,400	1,570,000	5,296,800	2,503,000	6,716,400	3,409,000
22	4,101,600	1,580,000	5,328,000	2,518,000	6,720,600	3,411,000
23	4,126,800	1,589,000	5,359,200	2,533,000	6,724,800	3,413,000
24	4,150,800	1,599,000	5,389,200	2,547,000	6,729,000	3,415,000
25	4,171,200	1,606,000	5,415,600	2,559,000	6,733,200	3,418,000
26	4,195,200	1,616,000	5,443,200	2,572,000	6,737,400	3,420,000
27	4,220,400	1,625,000	5,473,200	2,587,000	6,741,600	3,422,000
28	4,243,200	1,634,000	5,503,200	2,601,000	6,745,800	3,424,000
29	4,267,200	1,643,000	5,533,200	2,615,000	6,750,000	3,426,000
30	4,290,000	1,652,000	5,563,200	2,629,000		
31	4,311,600	1,660,000	5,593,200	2,643,000		
32	4,334,400	1,669,000	5,623,200	2,657,000		
33	4,354,800	1,677,000	5,650,800	2,671,000		
34	4,377,600	1,686,000	5,679,600	2,684,000		
35	4,398,000	1,694,000	5,708,400	2,698,000		
36	4,422,000	1,703,000	5,738,400	2,712,000		
37	4,440,000	1,710,000	5,767,200	2,726,000		
38	4,464,000	1,719,000	5,797,200	2,740,000		
39	4,484,400	1,727,000	5,826,000	2,753,000		
40	4,507,200	1,736,000	5,856,000	2,767,000		
41	4,524,000	1,742,000	5,883,600	2,781,000		
42	4,544,400	1,750,000	5,910,000	2,793,000		
43	4,567,200	1,759,000	5,936,400	2,805,000		
44	4,590,000	1,768,000	5,962,800	2,818,000		
45	4,610,400	1,776,000	5,983,200	2,828,000		
46	4,633,200	1,784,000	6,001,200	2,836,000		
47	4,656,000	1,793,000	6,020,400	2,845,000		
48	4,678,800	1,802,000	6,038,400	2,854,000		
49	4,698,000	1,809,000	6,058,800	2,863,000		
50	4,719,600	1,818,000	6,075,600	2,871,000		
51	4,738,800	1,825,000	6,092,400	2,879,000		
52	4,760,400	1,833,000	6,110,400	2,888,000		

53	4,774,800	1,839,000	6,123,600	2,894,000		
54	4,792,800	1,846,000	6,138,000	2,901,000		
55	4,809,600	1,852,000	6,152,400	2,908,000		
56	4,826,400	1,859,000	6,166,800	2,914,000		
57	4,843,200	1,865,000	6,177,600	2,919,000		
58	4,858,800	1,871,000	6,189,600	2,925,000		
59	4,876,800	1,878,000	6,201,600	2,931,000		
60	4,896,000	1,885,000	6,213,600	2,936,000		
61	4,912,800	1,892,000	6,226,800	2,943,000		
62	4,927,200	1,897,000	6,237,600	2,948,000		
63	4,946,400	1,905,000	6,246,000	2,952,000		
64	4,965,600	1,912,000	6,254,400	2,956,000		
65	4,981,200	1,918,000	6,264,000	2,960,000		
66	4,998,000	1,925,000	6,273,600	2,965,000		
67	5,016,000	1,932,000	6,283,200	2,969,000		
68	5,032,800	1,938,000	6,292,800	2,974,000		
69	5,049,600	1,945,000	6,301,200	2,978,000		
70	5,066,400	1,951,000	6,310,800	2,982,000		
71	5,083,200	1,958,000	6,320,400	2,987,000		
72	5,100,000	1,964,000	6,330,000	2,991,000		
73	5,113,200	1,969,000	6,338,400	2,995,000		
74	5,128,800	1,975,000	6,342,600	2,997,000		
75	5,145,600	1,982,000	6,346,800	2,999,000		
76	5,161,200	1,988,000	6,351,000	3,001,000		
77	5,170,800	1,991,000	6,355,200	3,003,000		
78	5,181,600	1,995,000	6,359,400	3,005,000		
79	5,193,600	2,000,000	6,363,600	3,007,000		
80	5,204,400	2,004,000	6,367,800	3,009,000		
81	5,215,200	2,008,000	6,372,000	3,011,000		
82	5,224,800	2,012,000	6,376,200	3,013,000		
83	5,232,000	2,015,000	6,380,400	3,015,000		
84	5,241,600	2,019,000	6,384,600	3,017,000		
85	5,246,400	2,020,000	6,388,800	3,019,000		
86	5,253,600	2,023,000	6,393,000	3,021,000		
87	5,259,600	2,025,000	6,397,200	3,023,000		
88	5,265,600	2,028,000	6,401,400	3,025,000		
89	5,271,600	2,030,000	6,405,600	3,027,000		
90	5,274,600	2,031,000	6,409,800	3,029,000		
91	5,277,600	2,032,000				
92	5,280,600	2,034,000				
93	5,283,600	2,035,000				
94	5,286,600	2,036,000				
95	5,289,600	2,037,000				
96	5,292,600	2,038,000				
97	5,295,600	2,039,000				
98	5,298,600	2,040,000				
99	5,301,600	2,042,000				
100	5,304,600	2,043,000				
101	5,307,600	2,044,000				
102	5,310,600	2,045,000				
103	5,313,600	2,046,000				
104	5,316,600	2,047,000				
105	5,319,600	2,049,000				
106	5,322,600	2,050,000				
107	5,325,600	2,051,000				
108	5,328,600	2,052,000				
再任用職員	3,910,800	789,000	4,612,800	1,142,000		

別表第15 任期付職員基本年俸表(第19条第1項第3号関係)

号俸	基本年俸額	
	月例 年俸額	業績 年俸額
	円	円
1	4,488,000	1,296,000
2	5,064,000	1,463,000
3	5,664,000	1,710,000
4	6,396,000	1,931,000
5	7,296,000	2,586,000
6	8,472,000	3,225,000
7	9,132,000	3,476,000
8	9,816,000	3,737,000
9	10,740,000	4,088,000
10	11,580,000	4,408,000
11	12,420,000	4,728,000
12	13,284,000	5,057,000
13	14,100,000	5,367,000

別表第16 院長等基本年俸表(第19条第1項第4号関係)

号俸	基本年俸額	
	月 例 年俸額	業 績 年俸額
	円	円
1	8,472,000	3,098,000
2	9,132,000	3,339,300
3	9,816,000	3,589,400
4	10,740,000	3,927,300

別表第17 基本年俸表級別標準職務表（第20条第1項関係）

イ 副院長・部長・医長基本年俸表級別標準職務表

職務の級		標準的な職務
1 級		医長又は室長の職務
2 級	1 欄	部長の職務
	2 欄	副院長又はセンター長の職務
備考 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 3 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、すでに就いている職務の区分にかかわらず、当該職員を副院長の職名を占める職員とする。（当該職員が現に受けている職務の級が2級の場合に限る。）		

ロ 副所長・部長・室長基本年俸表級別標準職務表

職務の級		標準的な職務
1 級		室長又は主任研究員の職務
2 級		部長の職務
3 級		副所長又はセンター長の職務
備考 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。		

別表第18 基本年俸表昇格等対応号俸表(第21条第1項及び第5項関係)

イ 副院長・部長・医長基本年俸表

2級昇格の場合 昇格前の号俸	昇格後の号俸
17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	34
51	35
52	36
53	37
54	38
55	39
56	40
57	41
58	42
59	43
60	44
61	45
62	46
63	47
64	48
65	49
66	50
67	51
68	52
69	53
70	53
71	54
72	54
73	55
74	55
75	56
76	56
77	57
78	58
79	59
80	60
81	61
82	61
83	61
84	61
85	62
86	62
87	62
88	62
89	63
90	63
91	63
92	63
93	64
94	64
95	64
96	64
97	65
98	65
99	65
100	66
101	66
102	66
103	67
104	67
105	67
106	68
107	68
108	68
109	69
110	69
111	69
112	69
113	69
114	70
115	70
116	70
117	70
118	70
119	71
120	71
121	71
122	71
123	71
124	72
125	72
126	72
127	72
128	72
129	73

130	73
131	73
132	73
133	73
134	73
135	74
136	74
137	74
138	74
139	74
140	74
141	75
142	75
143	75
144	75
145	75
146	75
147	76
148	76
149	76

ロ 副所長・部長・室長基本年俸表

昇格前の号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
37	1	1
38	2	1
39	3	1
40	4	1
41	5	1
42	6	1
43	7	1
44	8	1
45	9	1
46	10	1
47	11	1
48	12	1
49	13	1
50	14	1
51	15	1
52	16	1
53	17	1
54	17	2
55	18	3
56	18	4
57	19	5
58	19	6
59	20	7
60	20	8
61	21	9
62	21	9
63	22	10
64	22	10
65	23	11
66	23	11
67	24	12
68	24	12
69	25	13
70	25	13
71	26	14
72	26	14
73	27	15
74	27	15
75	28	15
76	28	16
77	29	16
78	29	16
79	29	17
80	30	17
81	30	17
82	30	18
83	31	18
84	31	18
85	31	19
86	32	19
87	32	19
88	32	20
89	33	20
90	33	20
91	33	
92	33	
93	33	
94	34	
95	34	
96	34	
97	34	
98	34	
99	35	
100	35	
101	35	
102	35	
103	35	
104	36	
105	36	
106	36	
107	36	
108	36	

ハ 医療職基本給表(一)から副院長・部長・医長基本年俸表の
の1級に直前の4月1日に昇任した場合の対応号俸

昇任前の号俸	昇任後の号俸
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112

113	65
114	65
115	65
116	65
117	66
118	66
119	66
120	66
121	67
122	67
123	67
124	67
125	68
126	68
127	68
128	68
129	69
130	69
131	69
132	69
133	69
134	70
135	70
136	70
137	70
138	70
139	70
140	70
141	71
142	71
143	71
144	71
145	71
146	71
147	71
148	71
149	72
150	72
151	72
152	72
153	72
154	72
155	72
156	72
157	73
158	73
159	73
160	73

ニ 研究職基本給表から副所長・部長・室長基本年俸表の
の1級に直前の4月1日に昇任した場合の対応号俸

昇任前の号俸	昇任後の号俸
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	17
51	18
52	18
53	19
54	19
55	20
56	20
57	21
58	21
59	22
60	22
61	23
62	23
63	24
64	24
65	25
66	25
67	26
68	26
69	27
70	27
71	28
72	28
73	29
74	29
75	30
76	30
77	31
78	31
79	32
80	32
81	33
82	33
83	33
84	34
85	34
86	34
87	35
88	35
89	35
90	36
91	36
92	36
93	37
94	37
95	37
96	38
97	38
98	38
99	39
100	39
101	39
102	40
103	40
104	40
105	41
106	41
107	41
108	42
109	42
110	42
111	43
112	43
113	43
114	44
115	44
116	44
117	45
118	45
119	46
120	46
121	47

備考

- 「昇任前の号俸」は、3月31日における号俸である。なお、昇任させる日が4月1日の場合は、前日の3月31日における号俸である。
- 「昇任後の号俸」は、4月1日の号俸である。

別表第19 地域手当支給区分表（第59条第1項関係）

支 給 事 業 場	支 給 区 分	支 給 割 合
国立がん研究センター（築地地区）	1 級 地	100分の20
国立がん研究センター（柏地区）	6 級 地	100分の6
国立循環器病研究センター	4 級 地	100分の12
国立精神・神経医療研究センター	2 級 地	100分の16
国立国際医療研究センター（戸山地区）	1 級 地	100分の20
国立国際医療研究センター（国府台地区）	5 級 地	100分の10
国立国際医療研究センター（清瀬地区）	2 級 地	100分の16
国立成育医療研究センター	1 級 地	100分の20
国立長寿医療研究センター	6 級 地	100分の6

備考 国立がん研究センター及び国立国際医療研究センターの事業場区分については、職員就業規則第4条に規定する区分とする。

別表第20 役職手当適用区分表(第60条第2項関係)

基本給表等	職名	支給区分	職務の級	月額		
				再任用職員以外	再任用職員	
副院長・部長・医長 基本年俸表	副院長 センター長	一 種	2 級以下	148,100	—	
	部長	二 種	2 級	118,500	—	
	医室長	三 種	1 級	96,700	—	
副所長・部長・室長 基本年俸表	副所長 センター長	一 種	3 級以下	139,700	—	
	部長	二 種	2 級以下	103,400	98,300	
	室長	三 種	1 級	78,400	58,300	
	主任研究員	四 種	1 級	60,900	43,300	
医療職基本給表(二)	薬剤部長	三 種	7 級	84,700	76,400	
			6 級	76,700	65,300	
			5 級以下	72,700	57,600	
		二 種	(総長が別に定める場合に限る。)	7 級	96,800	87,300
	副薬剤部長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 栄養管理室長 臨床工学技士長 理学療法士長 作業療法士長	四 種		5 級	62,300	49,400
			4 級以下	58,900	43,100	
医療職基本給表(三)	看護部長	三 種	6 級以下	75,800	58,200	
		二 種	7 級以下	88,300	75,800	
		(総長が別に定める場合に限る。)				
	副看護部長	四 種	5 級以下	59,200	44,200	
看護師長	五 種	4 級以下	44,800	34,700		
事務職基本給表	総長が別に定める職務	一 種	9 級	139,300	133,600	
	部長 事務長	二 種	7 級	94,000	79,800	
			6 級以下	88,500	69,800	
		一 種	(総長が別に定める場合に限る。)	8 級以下	130,300	112,900
	課長 室長	四 種	5 級	62,300	48,200	
			4 級以下	59,500	44,300	
		三 種	(総長が別に定める場合に限る。)	5 級以下	72,700	56,200
専門職	四 種	4 級	59,500	44,300		
		3 級以下	55,500	41,900		
教育職基本給表	総長が別に定める職務	一 種	5 級	142,600	136,900	
	学部長	二 種	4 級以下	106,900	81,800	
	教授	三 種	4 級以下	93,500	71,600	
	准教授	四 種	3 級以下	59,200	48,200	
専門技術職基本給表	室長	四 種	4 級以下	59,500	44,300	
	専門職	四 種	4 級	59,500	44,300	
3 級以下			55,500	41,900		

備考

- すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、当該職員の役職手当支給区分表の適用にあたっては、すでに就いている職務の役職手当支給区分にかかわらず、その従事した期間、当該職員を副院長の職名を占める職員として、別に総長が定める額を支給し、役職手当支給区分は一種とする。
- 役職手当支給区分表の適用にあたって、同表の区分によりがたい特別の事情がある場合には、総長は同表の区分とは別に定める場合があるものとする。

別表第 2 1 特殊業務手当支給区分表（第 6 7 条第 1 項及び第 2 項関係）

種 別	月 額
1 重症心身障害児を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 2 進行性筋い縮症児（以下「筋ジス児」という。）を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 3 せき髄麻ひ患者を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 4 神経・筋疾患を有する患者を主として入院させるための病棟その他の病棟で理事長の定めるもの（以下「神経・筋病棟等」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	3 5, 4 0 0 円
5 結核患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 6 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 7 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（集中治療病棟の担当を命ぜられ、かつ、現に当該病棟における診療に直接従事することを常態とする医師とする。）	1 7, 7 0 0 円
8 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師 9 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	1 6, 0 0 0 円
10 重症心身障害児の栄養管理に直接従事することを本務とする栄養士 11 食事相談等のため結核患者に直接接することを常例とする栄養士	5, 2 0 0 円
12 重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 13 筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 14 せき髄麻ひ患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 15 神経・筋病棟等に入院している患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	2 0, 8 0 0 円
16 結核患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 17 精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	1 0, 4 0 0 円
18 重症心身障害児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 19 筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 20 せき髄麻ひ患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 21 神経・筋病棟等に入院している患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	2 0, 8 0 0 円
22 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	1 0, 4 0 0 円
23 集中治療病棟に勤務する臨床工学技士	1 0, 4 0 0 円
24 重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	2 0, 8 0 0 円

25	筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	
26	精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	10,400円
27	重症心身障害児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	20,800円
28	筋ジス児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	
29	精神病患者の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	10,400円
30	重症心身障害児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士	20,800円
31	筋ジス児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士	
32	重症心身障害児を専らに入院させる病棟（以下「重症心身障害病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	25,000円
33	筋ジス児を専ら入院させる病棟（以下「筋ジス病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
34	せき髄麻ひ患者を専ら入院させるための病棟（以下「せき損病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
35	神経・筋病棟等に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
36	結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	12,500円
37	精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
38	集中治療病棟に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
39	結核患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	4,200円
40	精神病患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	
41	筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	18,800円
42	精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	9,400円
43	重症心身障害病棟に勤務する看護助手	22,800円
44	筋ジス病棟に勤務する看護助手	
45	せき損病棟に勤務する看護助手	
46	神経・筋病棟等に勤務する看護助手	
47	結核病棟に勤務する看護助手	11,400円
48	精神病棟に勤務する看護助手	
49	集中治療病棟に勤務する看護助手	
50	放射線による治療その他の放射線の照射の業務の補助を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療エックス線助手	15,000円
51	危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査助手	
52	結核病棟に勤務する保清員	9,400円
53	精神病棟に勤務する保清員	

54 重症心身障害児の衣料等危険な病原体及び汚物の付着の程度が著しい物件を取り扱うことを命ぜられ、かつ、現に当該物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	13,500円
55 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	9,400円
56 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする消毒員	9,400円
57 研究課程部の授業を常時担当する教授又は准教授	10,000円
58 重症心身障害児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	25,000円
59 筋ジス児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	
60 重症心身障害児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士	30,200円
61 筋ジス児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士	
62 神経・筋病棟等に勤務する保育士	
63 結核患者に直接接することを常態とする医療社会事業専門員	12,500円
64 患者に直接接することを常例とする医療社会事業専門員	10,000円
65 重症心身障害病棟に勤務する療養介助員	25,000円
66 筋ジス病棟に勤務する療養介助員	
67 せき損病棟に勤務する療養介助員	
68 神経・筋病棟等に勤務する療養介助員	
69 結核病棟に勤務する療養介助員	12,500円
70 精神病棟に勤務する療養介助員	

備考

- 「勤務する」とは、当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。
- 「〇〇の業務に直接従事することを本務とする」とは、当該業務に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に直接従事することをその職員の主たる職務内容としていることをいう。
- 「〇〇（結核病棟等）に勤務する」とは、当該病棟等に所属し、かつ、現に当該病棟等をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。
- 職員欄中職名の掲げられている職員は、当該職名に係る業務に従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に従事することをその者の主たる職務内容としている職員をいう。
- 「重症心身障害児」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいい、満18歳以上でこれと同一の障害を有する者を含む。
- 進行性筋い縮症児には、満18歳以上で進行性筋い縮症の患者である者を含む。
- 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が24時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。
- 診療放射線技師には、診療エックス線技師を含む。
- 臨床検査技師には、衛生検査技師及び平成22年4月1日現在、臨床検査技術職員である者を含む。
- 「危険な病原体に汚染された検体」とは、危険な病原体に汚染され、又は汚染されたおそれのある^{かくたん}喀痰、血液、尿、ふん便等をいう。

- 11 理学療法士には、平成22年4月1日現在、理学療法技術職員である者を含む。
- 12 「マッサージ師」とは、あん摩マッサージ指圧師の免許を有し、マッサージを行う職員で、理学療法技術職員以外のものをいう。
- 13 「心理療法士」とは、大学において心理学を専修する学科を修めた職員又はその知識及び経験が当該職員に準ずる職員で、神経症、心身症等の疾患を有する患者に対し、ガイダンス、カウンセリング、暗示療法その他の心理療法を行うものをいう。
- 14 看護師には、副看護師長を含む。
- 15 「患者輸送用自動車運転手」とは、患者のみを輸送する自動車を専ら運転する職員をいう。
- 16 「看護助手」とは、看護師又は准看護師の免許を有しない職員で、看護の補助的業務に従事するものをいう。
- 17 「洗濯員」とは、診療用及び患者用の衣類等の洗濯を行う職員をいう。
- 18 「児童指導員」とは、児童指導員の資格を有し、基本的な生活習慣等の指導及び治療に供する資料の作成を行う職員をいう。
- 19 「保育士」とは、保育士の資格を有し、基本的な生活習慣、遊戯、音楽等の指導及び児童の身の回りの世話をを行う職員をいう。
- 20 「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。（平成22年3月31日現在、医療社会事業専門員である者を含む。）
- 21 「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー2級）の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務（以下「身体介助等の業務」という。）を行う職員をいう。（介護福祉士の資格を有し、身体介助等の業務に加え、介護計画の作成等を行う「療養介助専門員」を含む。）

別表第 2 2 医師手当（定額部分）支給種別区分表（第 8 4 条第 2 項関係）

事業場	支給種別区分
国立がん研究センター（築地地区）	三 種
国立がん研究センター（柏地区）	一 種
国立循環器病研究センター	三 種
国立精神・神経医療研究センター	三 種
国立国際医療研究センター（戸山地区）	三 種
国立国際医療研究センター（国府台地区）	二 種
国立成育医療研究センター	三 種
国立長寿医療研究センター	一 種

備考 国立がん研究センター及び国立国際医療研究センターの事業場区分については、職員就業規則第 4 条に規定する区分とする。

別表第23 医師手当(定額部分)月額表(第84条第3項関係)

免許取得 後年度数	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種
	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
	円	円	円	円	円
1	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
2	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
3	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
4	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
5	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
6	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
7	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
8	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
9	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
10	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
11	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
12	319,300	266,700	209,600	193,600	48,400
13	319,300	266,700	209,600	186,400	46,600
14	319,300	266,700	209,600	179,200	44,800
15	319,300	266,700	209,600	172,000	43,000
16	319,300	266,700	209,600	164,800	41,200
17	319,300	266,700	209,600	157,600	39,400
18	319,300	266,700	209,600	150,400	37,600
19	319,300	266,700	209,600	143,200	35,800
20	319,300	266,700	209,600	137,600	34,400
21	319,300	266,700	209,600	132,000	33,000
22	315,300	263,400	207,000	126,400	31,600
23	311,300	260,100	204,400	120,800	30,200
24	307,300	256,800	201,800	115,200	28,800
25	303,300	253,500	199,200	109,600	27,400
26	299,300	250,200	196,600	104,000	26,000
27	288,600	242,200	190,300	101,600	25,400
28	277,800	233,900	184,200	99,200	24,800
29	267,300	226,200	177,900	95,600	23,900
30	256,600	218,000	171,900	92,800	23,200
31	245,900	210,100	165,700	90,400	22,600
32	231,500	198,200	157,200	88,000	22,000
33	217,300	186,900	148,600	85,600	21,400
34	203,100	175,300	140,000	82,800	20,700
35	188,700	163,500	131,500	81,600	20,400
36	173,000	151,200	122,200	80,000	20,000
37	157,300	138,700	113,100	77,200	19,300
38	141,800	126,500	103,700	74,000	18,500
39	116,300	106,300	90,300	70,400	17,600
40	92,500	87,500	77,500	67,600	16,900
41	84,000	79,000	69,000		
42	75,500	70,500	60,500		
43	67,000	62,000			
44	58,500	53,500			
45	50,000				

別表第24 各年度における扶養手当の手当額(第32条第2項関係)

(単位:円)

扶養親族		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者	事務職基本給表6級以下		13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	事務職基本給表7級		13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	事務職基本給表8級以上		13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子			6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	事務職基本給表6級以下		6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	事務職基本給表7級		6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	事務職基本給表8級以上		6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

(注)1 「事務職基本給表6級以下」、「事務職基本給表7級」及び「事務職基本給表8級以上」には、これらに相当する職務の級を含む。

※1 事務職基本給表8級以上には以下の者を含む

- ・副院長・部長・医長基本年俸表 2級
- ・副所長・部長・室長基本年俸表 3級

※2 事務職基本給表7級には以下の者を含む

- ・副所長・部長・室長基本年俸表 2級
- ・医療職基本給表(二) 7級

(参考)

事務職基本給表7級以上には以下の者を含む

- ・副院長・部長・医長基本年俸表 2級
- ・副所長・部長・室長基本年俸表 2級以上
- ・医療職基本給表(二) 7級

人事院規則9-80第1条の2、第2条の2、附則第3条(平成28年11月24日人事院規則9-80-5)に定める級に対応するNC給与規程の号俸の切替表

2 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

附則別表第1 基本給表の職務の級の切替表（附則第2条第1項関係）

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級	
医療職俸給表（一）	1 級	医療職基本給表（一）	(職務の級なし)
	2 級		
医療職俸給表（二）	1 級	医療職基本給表（二）	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
	6 級		6 級
	7 級		7 級
	8 級		7 級
医療職俸給表（三）	1 級	医療職基本給表（三）	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
	6 級		6 級
	7 級		7 級
行政職俸給表（一）	1 級	事務職基本給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
	6 級		6 級
	7 級		6 級
	8 級		7 級
	9 級		8 級
	10 級		9 級
行政職俸給表（二）	1 級	技能職基本給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		4 級
教育職俸給表（一）	1 級	教育職基本給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
研究職俸給表	2 級	研究職基本給表	(職務の級なし)
福祉職俸給表	1 級	福祉職基本給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		2 級
	4 級		3 級

備考 「切替日前日の職務の級」の医療職俸給表（一）1級等は、給与法第6条の俸給表及び職務の級である。

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則第2条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）

切替前の号俸		切替後の号俸	
1級	2級	号俸	
1		1	69
2		2	70
3		3	71
4		4	72
5		5	73
6		6	74
7		7	75
8		8	76
9		9	77
10		10	78
11		11	79
12		12	80
13		13	81
14		14	82
15		15	83
16		16	84
17		17	85
18		18	86
19		19	87
20		20	88
21		21	89
22		22	90
23		23	91
24		24	92
25	1	25	93
26	2	26	94
27	3	27	95
28	4	28	96
29	5	29	97
30	6	30	122
31	7	31	123
32	8	32	124
33	9	33	125
34	10	34	126
35	11	35	127
36	12	36	128
37	13	37	129
38	14	38	130
39	15	39	131
40	16	40	132
41	17	41	133
42	18	42	
43	19	43	
44	20	44	
45	21	45	
46	22	46	
47	23	47	
48	24	48	
49	25	49	
50	26	50	
51	27	51	
52	28	52	
53	29	53	
54			
55			
56	30	54	
57			
58			
59	31	55	
60			
61			
62	32	56	
63			
64			
65	33	57	
	34	58	
	35	59	
	36	60	
	37	61	
	38	62	
	39	63	
	40	64	
	41	65	
	42	66	
	43	67	
	44	68	
	45	69	
	46	70	
	47	71	
	48	72	
	49	73	
	50	74	
	51	75	
	52	76	
	53	77	
	54	78	
	55	79	
	56	80	
	57	81	
	58	82	
	59	83	
	60	84	
	61	85	
	62	86	
	63	87	
	64	88	
	65	89	
	66	90	
	67	91	
	68	92	

備考

- 「切替前の号俸」は、平成22年3月31日における給与法の号俸である。
- 「切替後の号俸」は、平成22年4月1日における号俸である。
- 前項までの規定については、以下、本表において同様とする。

□ 医療職基本給表 (二)

1 級	2 級	1 級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17		17
18		18
19		19
20		20
21	1	21
22	2	22
23	3	23
24	4	24
25	5	25
26	6	26
27	7	27
28	8	28
29	9	29
30	10	30
31	11	31
32	12	32
33	13	33
34	14	34
35	15	35
36	16	36
37	17	37
38	18	38
39	19	39
40	20	40
41	21	41
42	22	42
43	23	43
44	24	44
45	25	45
46	26	46
47	27	47
48	28	48
49	29	49
50		
51	30	50
52		
53	31	51
54		
55	32	52
56		
57	33	53
58	34	54
59	35	55
60	36	56
61	37	57
62		
63	38	58
64		
65	39	59
66		
67	40	60
68		
69	41	61
70		
71		
72	42	62
73		
74		
75	43	63
76		
77		
78	44	64
79		
80		
81	45	65
82		
83	46	66
84		
85	47	67
	48	68
	49	69
	50	70
	51	71
	52	72
	53	73
	54	74
	55	75
	56	76
	57	77
	58	78
	59	79
	60	80
	61	81
	62	82
	63	83
	64	84

65	85
66	86
67	87
68	88
69	89
70	90
71	91
72	92
73	93
74	94
75	95
76	96
77	97
78	98
79	99
80	100
81	101
82	102
83	103
84	104
85	105
86	106
87	107
88	108
89	109
90	110
91	111
92	112
93	113
94	114
95	115
96	116
97	117
98	118
99	119
100	120
101	121
102	122
103	123
104	124
105	125
	126
	127
	128
	129
	130
	131
	132
	133
	134
	135
	136
	137
	138
	139
	140
	141
	142
	143
	144
	145
	146
	147
	148
	149
	150
	151
	152
	153

3 級	2 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113

4 級	3 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85

切替前の号俵	切替後の号俵
6級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65

切替前の号俵	切替後の号俵
7級	6級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53

切替前の号俵	切替後の号俵
8級	7級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37

ハ 医療職基本給表 (三)

切替前の号俵	切替後の号俵	1 級	1 級
1	1	93	93
2	2	94	94
3	3	95	95
4	4	96	96
5	5	97	97
6	6	98	98
7	7	99	99
8	8	100	100
9	9	101	101
10	10	102	102
11	11	103	103
12	12	104	104
13	13	105	105
14	14	106	106
15	15	107	107
16	16	108	108
17	17	109	109
18	18	110	110
19	19	111	111
20	20	112	112
21	21	113	113
22	22	114	114
23	23	115	115
24	24	116	116
25	25	117	117
26	26	118	118
27	27	119	119
28	28	120	120
29	29	121	121
30	30	122	122
31	31	123	123
32	32	124	124
33	33	125	125
34	34	126	126
35	35	127	127
36	36	128	128
37	37	129	129
38	38	130	130
39	39	131	131
40	40	132	132
41	41	133	133
42	42	134	134
43	43	135	135
44	44	136	136
45	45	137	137
46	46	138	138
47	47	139	139
48	48	140	140
49	49	141	141
50	50	142	142
51	51	143	143
52	52	144	144
53	53	145	145
54	54	146	146
55	55	147	147
56	56	148	148
57	57	149	149
58	58	150	150
59	59	151	151
60	60	152	152
61	61	153	153
62	62	154	154
63	63	155	155
64	64	156	156
65	65	157	157
66	66	158	158
67	67	159	159
68	68	160	160
69	69	161	161
70	70	162	162
71	71	163	163
72	72	164	164
73	73	165	165
74	74	166	166
75	75	167	167
76	76	168	168
77	77	169	169
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		

切替前の号俵	切替後の号俵	2 級	2 級
1	1	93	93
2	2	94	94
3	3	95	95
4	4	96	96
5	5	97	97
6	6	98	98
7	7	99	99
8	8	100	100
9	9	101	101
10	10	102	102
11	11	103	103
12	12	104	104
13	13	105	105
14	14	106	106
15	15	107	107
16	16	108	108
17	17	109	109
18	18	110	110
19	19	111	111
20	20	112	112
21	21	113	113
22	22	114	114
23	23	115	115
24	24	116	116
25	25	117	117
26	26	118	118
27	27	119	119
28	28	120	120
29	29	121	121
30	30	122	122
31	31	123	123
32	32	124	124
33	33	125	125
34	34	126	126
35	35	127	127
36	36	128	128
37	37	129	129
38	38	130	130
39	39	131	131
40	40	132	132
41	41	133	133
42	42	134	134
43	43	135	135
44	44	136	136
45	45	137	137
46	46	138	138
47	47	139	139
48	48	140	140
49	49	141	141
50	50	142	142
51	51	143	143
52	52	144	144
53	53	145	145
54	54	146	146
55	55	147	147
56	56	148	148
57	57	149	149
58	58	150	150
59	59	151	151
60	60	152	152
61	61	153	153
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		

切替前の号俵	切替後の号俵	3 級	3 級
1	1	105	105
2	2	106	106
3	3	107	107
4	4	108	108
5	5	109	109
6	6	110	110
7	7	111	111
8	8	112	112
9	9	113	113
10	10	114	114
11	11	115	115
12	12	116	116
13	13	117	117
14	14	118	118
15	15	119	119
16	16	120	120
17	17	121	121
18	18	122	122
19	19	123	123
20	20	124	124
21	21		
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		

切替前の号簿	切替後の号簿
4級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113

切替前の号簿	切替後の号簿
5級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

切替前の号簿	切替後の号簿
6級	6級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69

切替前の号簿	切替後の号簿
7級	7級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57

二 事務職基本給表

切替前の号俵		切替後の号俵	
1級	2級	1級	
1		1	53
2		2	54
3		3	55
4		4	56
5		5	57
6		6	58
7		7	59
8		8	60
9		9	61
10		10	62
11		11	63
12		12	64
13		13	65
14		14	66
15		15	67
16		16	68
17		17	69
18		18	70
19		19	71
20		20	72
21		21	73
22		22	74
23		23	75
24		24	76
25		25	77
26		26	78
27		27	79
28		28	80
29		29	81
30		30	82
31		31	83
32		32	84
33	1	33	85
34	2	34	86
35	3	35	87
36	4	36	88
37	5	37	89
38	6	38	90
39	7	39	91
40	8	40	92
41	9	41	93
42	10	42	94
43	11	43	95
44	12	44	96
45	13	45	97
46	14	46	98
47	15	47	99
48	16	48	100
49	17	49	101
50	18	50	102
51	19	51	103
52	20	52	104
53	21	53	105
54	22	54	106
55	23	55	107
56	24	56	108
57	25	57	109
58			110
59	26	58	111
60			112
61	27	59	113
62			114
63	28	60	115
64			116
65	29	61	117
66			118
67	30	62	119
68			120
69	31	63	121
70			122
71	32	64	123
72			124
73	33	65	125
74			126
75			127
76	34	66	128
77			129
78			130
79	35	67	131
80			132
81			133
82	36	68	134
83			135
84			136
85	37	69	137
86			138
87	38	70	139
88			140
89	39	71	141
90			142
91	40	72	143
92			144
93	41	73	145
	42	74	146
	43	75	147
	44	76	148
	45	77	149
	46	78	150
	47	79	151
	48	80	152
	49	81	153
	50	82	154
	51	83	155
	52	84	156

切替前の号俵		切替後の号俵	
3級	2級		
1	1	105	105
2	2	106	106
3	3	107	107
4	4	108	108
5	5	109	109
6	6	110	110
7	7	111	111
8	8	112	112
9	9	113	113
10	10		
11	11		
12	12		
13	13		
14	14		
15	15		
16	16		
17	17		
18	18		
19	19		
20	20		
21	21		
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		

切替前の号俵		切替後の号俵	
4級	3級		
1	1		
2	2		
3	3		
4	4		
5	5		
6	6		
7	7		
8	8		
9	9		
10	10		
11	11		
12	12		
13	13		
14	14		
15	15		
16	16		
17	17		
18	18		
19	19		
20	20		
21	21		
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		

切替前の号簿	切替後の号簿
5級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85

切替前の号簿	切替後の号簿
6級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77

切替前の号簿	切替後の号簿
7級	6級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61

切替前の号簿	切替後の号簿
8級	7級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45

切替前の号簿	切替後の号簿
9級	8級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41

切替前の号簿	切替後の号簿
10級	9級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21

ホ 技能職基本給表

切替前の号俵		切替後の号俵	
1級	2級	1級	2級
1		1	
2		2	
3		3	
4		4	
5		5	
6		6	
7		7	
8		8	
9		9	
10		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
16		16	
17		17	
18		18	
19		19	
20		20	
21		21	
22		22	
23		23	
24		24	
25		25	
26		26	
27		27	
28		28	
29		29	
30		30	
31		31	
32		32	
33		33	
34		34	
35		35	
36		36	
37		37	
38		38	
39		39	
40		40	
41	1	41	
42	2	42	
43	3	43	
44	4	44	
45	5	45	
46	6	46	
47	7	47	
48	8	48	
49	9	49	
50	10	50	
51	11	51	
52	12	52	
53	13	53	
54	14	54	
55	15	55	
56	16	56	
57	17	57	
58	18	58	
59	19	59	
60	20	60	
61	21	61	
62	22	62	
63	23	63	
64	24	64	
65	25	65	
66	26	66	
67	27	67	
68	28	68	
69	29	69	
70	30	70	
71	31	71	
72	32	72	
73	33	73	
74	34	74	
75	35	75	
76	36	76	
77	37	77	
78	38	78	
79	39	79	
80	40	80	
81	41	81	
82		82	
83	42	83	
84		84	
85	43	85	
86		86	
87	44	87	
88		88	
89	45	89	
90		90	
91	46	91	
92		92	
93	47	93	
94		94	
95	48	95	
96		96	
97	49	97	
98		98	
99	50	99	
100		100	
101	51	101	
102		102	
103	52	103	
104		104	

105	53	93
106		
107		
108	54	94
109		
110		
111	55	95
112		
113		
114	56	96
115		
116		
117	57	97
118		
119	58	98
120		
121	59	99
	60	100
	61	101
	62	102
	63	103
	64	104
	65	105
	66	106
	67	107
	68	108
	69	109
	70	110
	71	111
	72	112
	73	113
	74	114
	75	115
	76	116
	77	117
	78	118
	79	119
	80	120
	81	121
	82	122
	83	123
	84	124
	85	125
	86	126
	87	127
	88	128
	89	129
	90	130
	91	131
	92	132
	93	133
	94	134
	95	135
	96	136
	97	137
	98	138
	99	139
	100	140
	101	141
	102	142
	103	143
	104	144
	105	145
	106	146
	107	147
	108	148
	109	149
	110	150
	111	151
	112	152
	113	153
	114	154
	115	155
	116	156
	117	157
	118	158
	119	159
	120	160
	121	161
	122	162
	123	163
	124	164
	125	165
	126	166
	127	167
	128	168
	129	169
	130	170
	131	171
	132	172
	133	173
	134	174
	135	175
	136	176
	137	177

切替前の号俵		切替後の号俵	
3級	2級	3級	2級
1	1	105	105
2	2	106	106
3	3	107	107
4	4	108	108
5	5	109	109
6	6	110	110
7	7	111	111
8	8	112	112
9	9	113	113
10	10	114	114
11	11	115	115
12	12	116	116
13	13	117	117
14	14	118	118
15	15	119	119
16	16	120	120
17	17	121	121
18	18	122	122
19	19	123	123
20	20	124	124
21	21	125	125
22	22	126	126
23	23	127	127
24	24	128	128
25	25	129	129
26	26	130	130
27	27	131	131
28	28	132	132
29	29	133	133
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		

切替前の号俵	切替後の号俵
4級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69

教育職基本給表

切替前の号俵	切替後の号俵
1級	1級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

101	101
102	102
103	103
104	104
105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121
122	122
123	123
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129

切替前の号俵	切替後の号俵
2級	2級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105

切替前の号俵	切替後の号俵
3級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89

切替前の号俵	切替後の号俵
4級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21

ト 研究職基本給表

切替前の号俸		切替後の号俸	
2級	号俸		
1	1	105	105
2	2	106	106
3	3	107	107
4	4	108	108
5	5	109	109
6	6	110	110
7	7	111	111
8	8	112	112
9	9	113	113
10	10	114	114
11	11	115	115
12	12	116	116
13	13	117	117
14	14	118	118
15	15	119	119
16	16	120	120
17	17	121	121
18	18		
19	19		
20	20		
21	21		
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		

チ 福祉職基本給表

切替前の号俸		切替後の号俸	
1級	2級	1級	2級
1		1	
2		2	
3		3	
4		4	
5		5	
6		6	
7		7	
8		8	
9		9	
10		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
16		16	
17		17	
18		18	
19		19	
20		20	
21		21	
22		22	
23		23	
24		24	
25		25	
26		26	
27		27	
28		28	
29		29	
30		30	
31		31	
32		32	
33	1	33	
34	2	34	
35	3	35	
36	4	36	
37	5	37	
38	6	38	
39	7	39	
40	8	40	
41	9	41	
42	10	42	
43	11	43	
44	12	44	
45	13	45	
46	14	46	
47	15	47	
48	16	48	
49	17	49	
50	18	50	
51	19	51	
52	20	52	
53	21	53	
54	22	54	
55	23	55	
56	24	56	
57	25	57	
58		58	
59	26	59	
60		60	
61	27	61	
62		62	
63	28	63	
64		64	
65	29	65	
66	30	66	
67	31	67	
68	32	68	
69	33	69	
70		70	
71	34	71	
72		72	
73	35	73	
74		74	
75	36	75	
76		76	
77	37	77	
78	38	78	
79	39	79	
80	40	80	
81	41	81	
82		82	
83	42	83	
84		84	
85	43	85	
86		86	
87	44	87	
88		88	
89	45	89	
90		90	
91	46	91	
92		92	
93	47	93	
94		94	
95	48	95	
96		96	
97	49	97	
98		98	
99	50	99	
100		100	
101	51	101	
102		102	
103	52	103	
104		104	
105	53	105	
106		106	
107		107	
108	54	108	
109		109	
110		110	

111	55	87
112		
113		
114	56	88
115		
116		
117	57	89
118		
119		
120		
121	58	90
122		
123		
124		
125	59	91
126		
127		
128		
129	60	92
130		
131		
132		
133	61	93
134		
135		
136		
137		
138	62	94
139		
140		
141		
142		
143	63	95
144		
145		
146		
147		
148	64	96
149		
150		
151		
152		
153	65	97
	66	98
	67	99
	68	100
	69	101
	70	102
	71	103
	72	104
	73	105
	74	106
	75	107
	76	108
	77	109
	78	110
	79	111
	80	112
	81	113
	82	114
	83	115
	84	116
	85	117
	86	118
	87	119
	88	120
	89	121
	90	122
	91	123
	92	124
	93	125
	94	126
	95	127
	96	128
	97	129
	98	130
	99	131
	100	132
	101	133
	102	134
	103	135
	104	136
	105	137
	106	138
	107	139
	108	140
	109	141
	110	142
	111	143
	112	144
	113	145
	114	146
	115	147
	116	148
	117	149
	118	150
	119	151
	120	152
	121	153

切替前の号俸		切替後の号俸	
3級	2級	3級	2級
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8
9	9	9	9
10	10	10	10
11	11	11	11
12	12	12	12
13	13	13	13
14	14	14	14
15	15	15	15
16	16	16	16
17	17	17	17
18	18	18	18
19	19	19	19
20	20	20	20
21	21	21	21
22	22	22	22
23	23	23	23
24	24	24	24
25	25	25	25
26	26	26	26
27	27	27	27
28	28	28	28
29	29	29	29
30	30	30	30
31	31	31	31
32	32	32	32
33	33	33	33
34	34	34	34
35	35	35	35
36	36	36	36
37	37	37	37
38	38	38	38
39	39	39	39
40	40	40	40
41	41	41	41
42	42	42	42
43	43	43	43
44	44	44	44
45	45	45	45
46	46	46	46
47	47	47	47
48	48	48	48
49	49	49	49
50	50	50	50
51	51	51	51
52	52	52	52
53	53	53	53
54	54	54	54
55	55	55	55
56	56	56	56
57	57	57	57
58	58	58	58
59	59	59	59
60	60	60	60
61	61	61	61
62	62	62	62
63	63	63	63
64	64	64	64
65	65	65	65
66	66	66	66
67	67	67	67
68	68	68	68
69	69	69	69
70	70	70	70
71	71	71	71
72	72	72	72
73	73	73	73
74	74	74	74
75	75	75	75
76	76	76	76
77	77	77	77
78	78	78	78
79	79	79	79
80	80	80	80
81	81	81	81
82	82	82	82
83	83	83	83
84	84	84	84
85	85	85	85
86	86	86	86
87	87	87	87
88	88	88	88
89	89	89	89
90	90	90	90
91	91	91	91
92	92	92	92
93	93	93	93

切替前の号俸		切替後の号俸	
4級	3級	4級	3級
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8
9	9	9	9
10	10	10	10
11	11	11	11
12	12	12	12
13	13	13	13
14	14	14	14
15	15	15	15
16	16	16	16
17	17	17	17
18	18	18	18
19	19	19	19
20	20	20	20
21	21	21	21
22	22	22	22
23	23	23	23
24	24	24	24
25	25	25	25
26	26	26	26
27	27	27	27
28	28	28	28
29	29	29	29
30	30	30	30
31	31	31	31
32	32	32	32
33	33	33	33
34	34	34	34
35	35	35	35
36	36	36	36
37	37	37	37
38	38	38	38
39	39	39	39
40	40	40	40
41	41	41	41
42	42	42	42
43	43	43	43
44	44	44	44
45	45	45	45
46	46	46	46
47	47	47	47
48	48	48	48
49	49	49	49
50	50	50	50
51	51	51	51
52	52	52	52
53	53	53	53
54	54	54	54
55	55	55	55
56	56	56	56
57	57	57	57
58	58	58	58
59	59	59	59
60	60	60	60
61	61	61	61
62	62	62	62
63	63	63	63
64	64	64	64
65	65	65	65
66	66	66	66
67	67	67	67
68	68	68	68
69	69	69	69
70	70	70	70
71	71	71	71
72	72	72	72
73	73	73	73
74	74	74	74
75	75	75	75
76	76	76	76
77	77	77	77
78	78	78	78
79	79	79	79
80	80	80	80
81	81	81	81
82	82	82	82
83	83	83	83
84	84	84	84
85	85	85	85
86	86	86	86
87	87	87	87
88	88	88	88
89	89	89	89
90	90	90	90
91	91	91	91
92	92	92	92
93	93	93	93

附則別表第3 基本年俸表の職務の級の切替表（附則第3条第1項関係）

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級	
医療職俸給表（一）	3 級	副院長・部長・医長 基本年俸表	1 級
	4 級		2 級
	5 級		
研究職俸給表	3 級	副所長・部長・室長 基本年俸表	1 級
	4 級		2 級
	5 級		3 級
	6 級		

備考 「切替日前日の職務の級」の医療職俸給表（一）3級等は、給与法第6条の俸給表及び職務の級である。

附則別表第4 基本年俸表の号俸の切替表(附則第3条第2項及び第3項関係)

イ 副院長・部長・医長基本年俸表

切替前の号俸		切替後の号俸	
医療職 俸給表(-) 3級	1級	切替前の号俸	
		医療職 俸給表(-) 4級	医療職 俸給表(-) 5級
		切替後の号俸	
1	17	1	25
2	18	2	26
3	19	3	27
4	20	4	28
5	21	5	29
6	22	6	30
7	23	7	31
8	24	8	32
9	25	9	33
10	26	10	34
11	27	11	35
12	28	12	36
13	29	13	37
14	30	14	38
15	31	15	39
16	32	16	40
17	33	17	41
18	34	18	42
19	35	19	43
20	36	20	44
21	37	21	45
22	38	22	46
23	39	23	47
24	40	24	48
25	41	25	49
26	42	26	50
27	43	27	51
28	44	28	52
29	45	29	53
30	46	30	54
31	47	31	55
32	48	32	56
33	49	33	57
34	50	34	58
35	51	35	59
36	52	36	60
37	53	37	61
38	54	38	62
39	55	39	63
40	56	40	64
41	57	41	65
42	58	42	66
43	59	43	67
44	60	44	68
45	61	45	1
46	62	46	2
47	63	47	3
48	64	48	4
49	65	49	5
50	66	50	6
51	67	51	7
52	68	52	8
53	69	53	9
54	70	54	10
55	71	55	11
56	72	56	12
57	73	57	13
58	74	58	14
59	75	59	15
60	76	60	16
61	77	61	17
62	78	62	18
63	79	63	19
64	80	64	20
65	81	65	21
66	82		
67	83		
68	84		
69	85		
70	86		
71	87		
72	88		
73	89		
74	90		
75	91		
76	92		
77	93		
78	94		
79	95		
80	96		
81	97		
82	98		
83	99		
84	100		
85	101		
86	102		
87	103		
88	104		
89	105		

備考

- 1 「切替前の号俸」は、平成22年3月31日における給与法の号俸である。
- 2 「切替後の号俸」は、平成22年4月1日の号俸である。
- 3 前項までの規定については、以下、本表において同様とする。

□ 副所長・部長・室長基本年俸表

切替前の号俸		切替後の号俸
研究職 俸給表 3級	研究職 俸給表 4級	1級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17	1	17
18	2	18
19	3	19
20	4	20
21	5	21
22	6	22
23	7	23
24	8	24
25	9	25
26	10	26
27	11	27
28	12	28
29	13	29
30	14	30
31	15	31
32	16	32
33	17	33
34	18	34
35	19	35
36	20	36
37	21	37
38	22	38
39	23	39
40	24	40
41	25	41
42	26	42
43	27	43
44	28	44
45	29	45
46	30	46
47		
48	31	47
49		
50	32	48
51		
52	33	49
53		
54	34	50
55	35	51
56	36	52
57	37	53
58	38	54
59		
60	39	55
61		
62	40	56
63		
64		
65	41	57
66		
67		
68	42	58
69		
70		
71	43	59
72		
73		
74	44	60
75		
76		
77	45	61
78		
79	46	62
80		
81	47	63
82		
83	48	64
84		
85	49	65
86		
87	50	66
88		
89	51	67

52	68
53	69
54	70
55	71
56	72
57	73
58	74
59	75
60	76
61	77
62	78
63	79
64	80
65	81
66	82
67	83
68	84
69	85
70	86
71	87
72	88
73	89

切替前の号俸		切替後の号俸
研究職 俸給表 5級		2級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17		17
18		18
19		19
20		20
21		21
22		22
23		23
24		24
25		25
26		26
27		27
28		28
29		29
30		30
31		31
32		32
33		33
34		34
35		35
36		36
37		37
38		38
39		39
40		40
41		41
42		42
43		43
44		44
45		45
46		46
47		47
48		48
49		49
50		50
51		51
52		52
53		53
54		54
55		55
56		56
57		57
58		58
59		59
60		60
61		61
62		62
63		63
64		64
65		65
66		66
67		67
68		68
69		69
70		70
71		71
72		72
73		73

切替前の号俸		切替後の号俸
研究職 俸給表 6級		3級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17		17
18		18
19		19
20		20
21		21

ハ 任期付職員基本年俸表

切替前の号俸		切替後の号俸
第1号任期付 研究員俸給表	特定任期付 職員俸給表	号俸
号俸	号俸	
	1	1
1	2	2
2	3	3
3	4	4
4	5	5
5	6	6
6		7
	7	8
上記以外の 人事院の承 認を得て俸 給月額が定 められている者	上記以外の 人事院の承 認を得て俸 給月額が定 められている者	9
		10
		11
		12
		13

二 院長等基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸
指定職俸給表	号俸
号俸	
1	1
2	2
3	3
4	4

附則別表第5 基本年俸表の号俸の切替表の特例(附則第3条第4項及び第5項関係)

イ 副院長・部長・医長基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸		
医療職 俸給表(一) 2級	1級		
1	5	81	63
2	6	82	
3	7	83	
4	8	84	64
5	9	85	
6	10	86	
7	11	87	65
8	12	88	
9	13	89	
10	14	90	66
11	15	91	
12	16	92	
13	17	93	67
14	18	94	
15	19	95	
16	20	96	
17	21	97	
18	22		
19	23		
20	24		
21	25		
22	26		
23	27		
24	28		
25	29		
26	30		
27	31		
28	32		
29	33		
30	34		
31	35		
32	36		
33	37		
34	38		
35	39		
36	40		
37	41		
38	42		
39	43		
40	44		
41	45		
42	46		
43	47		
44	48		
45	49		
46			
47	50		
48			
49	51		
50			
51	52		
52			
53	53		
54			
55	54		
56			
57	55		
58			
59	56		
60			
61			
62	57		
63			
64			
65	58		
66			
67			
68	59		
69			
70			
71	60		
72			
73			
74	61		
75			
76			
77			
78	62		
79			
80			

□ 副所長・部長・室長基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸		
研究職俸給表 2級	1級		
1	1	81	33
2		82	
3		83	
4		84	34
5		85	
6		86	
7		87	35
8		88	
9		89	
10		90	36
11		91	
12		92	
13		93	37
14		94	
15		95	
16		96	38
17		97	
18		98	
19		99	39
20		100	
21		101	
22		102	40
23		103	
24		104	
25		105	41
26		106	
27		107	
28		108	42
29		109	
30		110	
31		111	43
32		112	
33		113	
34	2	114	44
35	3	115	
36	4	116	
37	5	117	45
38	6	118	
39	7	119	
40	8	120	46
41	9	121	
42	10		
43	11		
44	12		
45	13		
46	14		
47	15		
48	16		
49	17		
50	18		
51	19		
52	20		
53	21		
54	22		
55	23		
56	24		
57	25		
58	26		
59	27		
60	28		
61	29		
62	30		
63	31		
64	32		
65	33		
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			
78			
79			
80			

切替前の号俸	切替後の号俸		
研究職俸給表 4級	2級		
1	1		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22	2		
23	3		
24	4		
25	5		
26	6		
27	7		
28	8		
29	9		
30	10		
31	11		
32	12		
33	13		
34	14		
35	15		
36	16		
37	17		
38	18		
39	19		
40	20		
41	21		
42	22		
43	23		
44	24		
45	25		
46	26		
47	27		
48	28		
49	29		
50	30		
51	31		
52	32		
53	33		
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			

切替前の号俸	切替後の号俸		
研究職俸給表 5級	3級		
1	1		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54		2	
55		3	
56		4	
57		5	
58		6	
59		7	
60		8	
61		9	
62		10	
63		11	
64		12	
65		13	
66		14	
67		15	
68			
69			
70			
71			
72			
73			

附則別表第6 基本年俸表の特例(附則第3条第6項及び第7項関係)

イ 切替日の前日に医療職俸給表(一)の4級である医長の副院長・部長・医長基本年俸表

職務の級 号俸	2級		3欄	円	円
	基本年俸額				
	月例 年俸額	業績年俸額			
1	5,158,800	2,077,000	65	7,069,200	2,846,000
2	5,198,400	2,093,000	66	7,088,400	2,854,000
3	5,236,800	2,108,000	67	7,107,600	2,861,000
4	5,275,200	2,124,000	68	7,128,000	2,870,000
5	5,314,800	2,140,000	69	7,146,000	2,877,000
6	5,350,800	2,154,000	70	7,161,600	2,883,000
7	5,386,800	2,169,000	71	7,177,200	2,889,000
8	5,422,800	2,183,000	72	7,192,800	2,896,000
9	5,458,800	2,198,000	73	7,207,200	2,901,000
10	5,496,000	2,213,000	74	7,221,600	2,907,000
11	5,530,800	2,227,000	75	7,234,800	2,913,000
12	5,566,800	2,241,000	76	7,249,200	2,918,000
13	5,601,600	2,255,000	77	7,261,200	2,923,000
14	5,636,400	2,269,000	78	7,270,800	2,927,000
15	5,671,200	2,283,000	79	7,280,400	2,931,000
16	5,704,800	2,297,000	80	7,288,800	2,934,000
17	5,738,400	2,310,000	81	7,298,400	2,938,000
18	5,773,200	2,324,000	82	7,306,800	2,941,000
19	5,806,800	2,338,000	83	7,314,000	2,944,000
20	5,841,600	2,352,000	84	7,322,400	2,948,000
21	5,875,200	2,365,000	85	7,330,800	2,951,000
22	5,907,600	2,378,000	86	7,338,000	2,954,000
23	5,940,000	2,391,000	87	7,341,600	2,955,000
24	5,972,400	2,404,000	88	7,348,800	2,958,000
25	6,003,600	2,417,000	89	7,356,000	2,961,000
26	6,034,800	2,430,000	90	7,363,200	2,964,000
27	6,064,800	2,442,000	91	7,369,200	2,967,000
28	6,096,000	2,454,000	92	7,376,400	2,970,000
29	6,126,000	2,466,000	93	7,383,600	2,972,000
30	6,157,200	2,479,000	94	7,390,800	2,975,000
31	6,187,200	2,491,000	95	7,398,000	2,978,000
32	6,218,400	2,503,000	96	7,404,000	2,981,000
33	6,243,600	2,514,000	97	7,411,200	2,984,000
34	6,272,400	2,525,000	98	7,414,800	2,985,000
35	6,301,200	2,537,000	99	7,418,400	2,986,000
36	6,330,000	2,548,000	100	7,422,000	2,988,000
37	6,358,800	2,560,000	101	7,425,600	2,989,000
38	6,388,800	2,572,000	102	7,429,200	2,991,000
39	6,417,600	2,584,000	103	7,432,800	2,992,000
40	6,447,600	2,596,000	104	7,436,400	2,994,000
41	6,475,200	2,607,000	105	7,440,000	2,995,000
42	6,502,800	2,618,000	106	7,443,600	2,997,000
43	6,529,200	2,629,000	107	7,447,200	2,998,000
44	6,556,800	2,640,000	108	7,450,800	2,999,000
45	6,582,000	2,650,000	109	7,454,400	3,001,000
46	6,607,200	2,660,000	110	7,458,000	3,002,000
47	6,632,400	2,670,000	111	7,461,600	3,004,000
48	6,658,800	2,681,000	112	7,465,200	3,005,000
49	6,684,000	2,691,000	113	7,468,800	3,007,000
50	6,710,400	2,701,000	114	7,472,400	3,008,000
51	6,735,600	2,712,000	115	7,476,000	3,010,000
52	6,762,000	2,722,000	116	7,479,600	3,011,000
53	6,783,600	2,731,000	117	7,483,200	3,012,000
54	6,810,000	2,742,000	118	7,486,800	3,014,000
55	6,834,000	2,751,000	119	7,490,400	3,015,000
56	6,859,200	2,761,000	120	7,494,000	3,017,000
57	6,880,800	2,770,000	121	7,497,600	3,018,000

附則別表第6 基本年俸表の特例(附則第3条第6項及び第7項関係)

58	6,906,000	2,780,000	122	7,501,200	3,020,000
59	6,930,000	2,790,000	123	7,504,800	3,021,000
60	6,955,200	2,800,000	124	7,508,400	3,023,000
61	6,979,200	2,810,000	125	7,512,000	3,024,000
62	7,003,200	2,819,000	126	7,515,600	3,026,000
63	7,023,600	2,827,000	127	7,519,200	3,027,000
64	7,046,400	2,837,000			

ロ 切替日の前日に研究職俸給表の5級である室長の副所長・部長・室長基本年俸表

職務の級 号俸	2級	
	基本年俸額	
	月例 年俸額	業績年俸額
	2欄	
	円	円
1	4,665,600	1,878,000
2	4,700,400	1,892,000
3	4,731,600	1,905,000
4	4,765,200	1,918,000
5	4,790,400	1,928,000
6	4,822,800	1,941,000
7	4,855,200	1,954,000
8	4,887,600	1,967,000
9	4,917,600	1,980,000
10	4,948,800	1,992,000
11	4,981,200	2,005,000
12	5,014,800	2,019,000
13	5,046,000	2,031,000
14	5,078,400	2,044,000
15	5,112,000	2,058,000
16	5,144,400	2,071,000
17	5,174,400	2,083,000
18	5,205,600	2,096,000
19	5,235,600	2,108,000
20	5,266,800	2,120,000
21	5,296,800	2,132,000
22	5,328,000	2,145,000
23	5,359,200	2,157,000
24	5,389,200	2,169,000
25	5,415,600	2,180,000
26	5,443,200	2,191,000
27	5,473,200	2,203,000
28	5,503,200	2,215,000
29	5,533,200	2,227,000
30	5,563,200	2,239,000
31	5,593,200	2,252,000
32	5,623,200	2,264,000
33	5,650,800	2,275,000
34	5,679,600	2,286,000
35	5,708,400	2,298,000
36	5,738,400	2,310,000
37	5,767,200	2,322,000
38	5,797,200	2,334,000
39	5,826,000	2,345,000
40	5,856,000	2,357,000
41	5,883,600	2,368,000
42	5,910,000	2,379,000
43	5,936,400	2,390,000
44	5,962,800	2,400,000
45	5,983,200	2,408,000
46	6,001,200	2,416,000
47	6,020,400	2,423,000
48	6,038,400	2,431,000
49	6,058,800	2,439,000
50	6,075,600	2,446,000
51	6,092,400	2,452,000
52	6,110,400	2,460,000

53	6,123,600	2,465,000
54	6,138,000	2,471,000
55	6,152,400	2,477,000
56	6,166,800	2,482,000
57	6,177,600	2,487,000
58	6,189,600	2,492,000
59	6,201,600	2,496,000
60	6,213,600	2,501,000
61	6,226,800	2,507,000
62	6,237,600	2,511,000
63	6,246,000	2,514,000
64	6,254,400	2,518,000
65	6,264,000	2,522,000
66	6,273,600	2,525,000
67	6,283,200	2,529,000
68	6,292,800	2,533,000
69	6,301,200	2,536,000
70	6,310,800	2,540,000
71	6,320,400	2,544,000
72	6,330,000	2,548,000
73	6,338,400	2,551,000
74	6,342,600	2,553,000
75	6,346,800	2,555,000
76	6,351,000	2,557,000
77	6,355,200	2,558,000
78	6,359,400	2,560,000
79	6,363,600	2,562,000
80	6,367,800	2,563,000
81	6,372,000	2,565,000
82	6,376,200	2,567,000
83	6,380,400	2,568,000
84	6,384,600	2,570,000
85	6,388,800	2,572,000
86	6,393,000	2,573,000
87	6,397,200	2,575,000
88	6,401,400	2,577,000
89	6,405,600	2,579,000
90	6,409,800	2,580,000